

2026年度 通常総代会 議案書

【議案】

- 第1号議案 2025年度事業報告書および決算関係書類等承認の件
 - 第2号議案 2026年度事業計画および予算決定の件
 - 第3号議案 組合員整理による法定脱退の件
 - 第4号議案 監事監査規則一部改正承認の件
 - 第5号議案 役員報酬限度額決定の件
 - 第6号議案 議案決議効力発生の件
- 役員選挙

2026年5月20日(水)

18:00 受付開始 18:30 議事開始

北海道大学構内 クラーク会館大講堂

北海道大学生生活協同組合

設立趣意書

北海道大学生生活協同組合

敗戦後、新たな意志と目標とを持って再び学校に戻って来た学生を迎えたのは不完全経済の波であり、荒狂うインフレの波であった。その混乱のさなかに北海道大学協同組合は生まれた。「学園の自治」「学問の自由」を守るためには学生も教職員ともに、まず自らの生活を自らの手で守らねばならなかったのである。爾来十年、幾多の曲折はあったが北大協同組合は常に組合員相互の信頼をもとに組合員の総意によって運営され、学園の福利厚生施設の改善整備に、組合員の文化的、経済的生活の向上に大きな役割をはしてきた。

近来「戦後は終わった」ということが各方面で叫ばれ、特に昨年は経済界が、それこそ「神武以来の好景気」に湧いたといわれたが、私たちの生活は決して楽なものではない。むしろ国鉄運賃、消費者米価の値上げは直接間接を問わず、私たちの生活に大きな影響を与えている。しかも、よりよい学園生活の建設を目指す私たちの運動に対する圧迫は最近ますます激しさを加え、私たちの正当な権利を否定しきろうとしている。この時にあたり、私たちは協同組合の使命の重大さを改めて痛感するとともに、この組合の社会的な信用を一層高め、その基礎をより強固なものにしなければならないと考える。以上の理由から北海道大学協同組合は消費生活協同組合法に則り「北海道大学生生活協同組合」として新たに発足しようとするものである。

北大生協は、1947年（昭和22年）6月13日に、当時の大学厚生部が中心になり、「北海道大学協同組合」として、伊藤誠哉学長（当時）を初代理事長に設立された。このときに設立趣意書も作成されたのではないかと思われるが、史料が残っていない。

北海道大学協同組合は1957年（昭和32年）11月1日に法人化のための総会を行い、ここで名称を「北海道大学生生活協同組合」に改めこの設立趣意書を採択した。

1957年版の設立趣意書については何種類かの版が今日に伝わっている。（句読点や改行の位置、「とき」とするか「時」とするか、などの違いがある。）これは、1975年9月発行の「北大生協創立二十五年史」に掲載されている設立趣意書である。

(2006.06.23 専務理事 柳田記)

2026 年度通常総代会 議事次第

1. 開会宣言
2. 議長選出
3. 理事長挨拶
4. 書記・議事運営委員指名
5. 議事
 - 第1号議案 2025 年度事業報告書および決算関係書類等承認の件
 - 第2号議案 2026 年度事業計画および予算決定の件
 - 第3号議案 組合員整理による法定脱退の件
 - 第4号議案 監事監査規則一部改正承認の件
 - 第5号議案 役員報酬限度額決定の件
 - 第6号議案 議案決議効力発生の件
 - 役員選挙
6. 閉会宣言

以上の議案に関し、活発なご審議のうえご承認いただきますようお願い致します。

代表理事 理事長 坂爪 浩史
代表理事 専務理事 齋藤 真廣
他理事一同

第1号議案 2025年度事業報告書および決算関係書類等承認の件

I 事業報告書

【1】組合の事業活動の概況に関する事項

1. 事業年度の末日における重要な事業活動の内容

供給及び 利用事業	物品	書籍、文具、教育機器、衣料白衣、電気製品、家具、その他組合員の日常生活に必要な物資を供給する事業
	サービス 提供	組合員に食事を提供する事業、アパートや学生会館の斡旋及び管理する事業、国内旅行・海外留学等の旅行業務を取り扱う事業、公務員講座や業界セミナーなど就職活動にかかわる事業、その他日常生活に必要なサービスを提供する事業
その他		組合員の生命と財産を守る学生総合共済、学生賠償責任保険等の共済・保険の業務委託事業

2. 事業の経過及びその成果並びに対処すべき重要な課題

2-1 事業の経過及びその成果

<はじめに>

【再生三ヶ年計画について】

北大生協再生三ヶ年計画 2023～2025年度

<p>■基本方針1</p> <p>組合員同士の「つながり」や北大生協と組合員との「つながり」を大切に、「身近」で「必要」とされる生協を目指します。</p>	<p>■基本方針2</p> <p>『北海道大学の発展と魅力ある大学づくり』に貢献し、大学に広く深く根付いた存在になることを目指します。</p>	<p>■基本方針3</p> <p>北大生協が大学に在り続けるために、事業構造の抜本的な見直しを行います。</p>
<p>●組織課題の4つの再生ポイント</p> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%; padding: 5px;">1、組合員同士、組合員と生協のつながりを深める活動</div> <div style="width: 50%; padding: 5px;">2、組合員加入を推進する取り組み</div> <div style="width: 50%; padding: 5px;">3、大学との関係強化</div> <div style="width: 50%; padding: 5px;">4、全ての生協職員に再生計画の課題執行に関しよしてもらい、目標達成を目指し働き甲斐のある北大生協をつくります。</div> </div>		<p>●事業課題の5つの再生ポイント</p> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 33%; padding: 5px;">1、新学期事業の再生</div> <div style="width: 33%; padding: 5px;">2、フードサービス事業の再生</div> <div style="width: 33%; padding: 5px;">3、書籍損益構造の改善</div> <div style="width: 50%; padding: 5px;">4、学務部店損益構造の改善</div> <div style="width: 50%; padding: 5px;">5、施設設備整備計画の構築</div> </div>

2023年度から再生三ヶ年計画を開始しました。組織課題、事業課題をそれぞれ掲げて進めてきましたが、主に事業課題として下記を執行しました。

2023年8月	印刷・情報サービス部閉店、書籍部外売店訪問営業終了
2024年3月	セントラルキッチン店設置、コップパン営業終了・製造工場化 中央食堂2Fホール拡大、購買部本部機能設置
2024年8月	水産SB店移転・新規開店
2025年2月	電子マネー・アプリでのクレジットチャージ終了
2025年3月	食堂メニュー非組合員価格導入（2割増料金） 北部購買と北部書籍の店舗統合・北部ウコトイセ店開店
2025年6月	ポプラ購買店無人営業開始
2025年7月	保健学科店無人営業開始
2025年8月	クラーク書籍店リニューアル・店舗縮小

再生三ヶ年計画では新学期事業の利用が大きく前進し、書籍部・学部店の損益構造改善が進みました。しかし、食堂利用については計画を達成することはできませんでした。物価高騰に伴う物件費や人件費の増加が見込まれ、事業環境は依然として厳しい状況が続くものと想定されますが、「食」は組合員の生活に密接しており、生活改善に直結するため継続して優先課題として進めていく必要があります。

【2025年度の概要】

2025年度は再生計画最終年度として、購買部において無人営業の導入、ならびに書籍部2店舗（北部書籍店、クラーク書籍店）の改装など、これまで準備をしてきた取組を前進させた年度でもありました。

2024年度に続き、上期から各生協店舗を設置している研究科長・事務長との懇談を重ね、利用が少ない時間帯や期間における営業時間の短縮、無人営業による延長営業について意見交換（対話）を行い、ご理解をいただき進めてきました。これらの取組は、効率化とサービス向上の両面から最適な提案を進めるための足掛かりとなっています。組合員および大学と直接コミュニケーションを取り、対話を重ねることで、取組は着実に進み、広がりを見せています。

店舗事業においては、「食」を支える取組として、引き続きセントラルキッチンによる内製商品の強化を進めました。一方で、物価高の影響により、食堂メニューおよび購買商品の価格改定も余儀なくされ、特に食堂店を中心に利用の減少が見られました。


<北大生協の取り組み状況>

- ・ 食堂メニューで「非組合員割増料金（2割増し）」を導入しました。
- ・ 北部購買・書籍を合併し、北部ウコトイセ店へとリニューアルしました。
- ・ 生協会館店2F、クラーク書籍店・キャリア店をリニューアルしました。
- ・ 内製おにぎりの製造・販売を開始しました。
- ・ 校友会エルム、各企業と協力し「100円朝食」「100円夕食」を開催しました。
- ・ 北海道大学創基150周年記念事業と連携し、特別メニューを定期的に出食しました。

2-2 事業計画による振り返り

【1】組織課題の4つの再生ポイント

1、組合員同士、組合員と生協のつながりを深める活動を進めます。

通番	具体的政策	遂行状況・評価
1-1	エリア別の店舗ミーティングを引き続き開催します。重点エリアは農学部店とします。	店舗ミーティングを開催できませんでした。下期から教職員総代会議の対面開催を再開しました。
1-2	留学生委員会の活動が継続できるように進めます。	毎年恒例のウェルカムパーティーを2回開催しました（春52名、秋49名）。その他、遠足、クリスマスパーティーと季節に合わせたイベントを開催することが出来ました。 
1-3	総代のつどい等、組合員が集える場づくり、コミュニケーションの場づくりを進めます。	7月および10月に「総代のつどい」を開催しました。総代から生協への意見や要望を収集するとともに、生協からはサービス・事業・活動の紹介を行い、総代と生協の双方向の交流を強化することを目的とした企画を実施しました。
1-4	共済活動を推進することで、組合員同士の助け合いの輪を広げます。	学生委員会が中心となり、4月・10月にベジチェック、6月に自転車点検会、10月に健康博、1月に輪投下戸（泥酔体験）など、年間を通して共済活動を行いました。毎回、加入確認会を実施し、共済認知度の向上と給付申請漏れ防止に貢献しています。 給付事例を掲示した共済ボードも毎月更新し、現在 vol.28 まで発行しています。 10月には共済強化月間を全店舗で実施し、一ヶ月間では過去最高の126件の給付申請がありました。

- ・ 組合員の声をWEBフォームで投稿できるようにし、回答もやり取りがわかるようにポスター掲示を開始しました。
- ・ SNSで話題となった「物体X」やクリスマスと組合員の要望集約を兼ねて行った「煩惱ツリー」など学生委員会主催の店舗企画が旺盛に行われました。



2、組合員加入を推進する取り組み

通番	具体的政策	遂行状況・評価
2-1	新入生加入率 95%を目指します。	新入生加入率は 95.3%と目標を達成しました。
2-2	教職員加入率 50%を目指します。加入の機会を作るため、学部店を中心に特設加入窓口を設置します。	25 年 3 月以降食堂での非組合員価格導入もあり 12 月までの教職員組合員は前年+271 名の加入でした。一方で組合員資格整理を行い昨年+190 名の脱退があり、結果として昨年から+81 名の 4,711 名(25 年 12 月現在)となっています。実質的な加入率は 40%程度と推定されます。 無人営業を開始した店舗で特設窓口の設置回数を増やしました。

3、大学との関係強化

通番	具体的政策	遂行状況・評価
3-1	総長会談を継続し、大学生協の学生支援に関して協力関係を築きます。	今年度、総長と懇談を行うことが出来ませんでした。学生支援担当副学長と複数回にわたり、懇談を行い北部福利厚生会館の在り方について意見交換を行いました。
3-2	学生支援課長ミーティングを継続し、情報共有・意見交換を進めます。	継続したミーティングを開催し、特に施設では改善が進んでいます。北部福利厚生施設の椅子テーブルはネーミングライツの効果により、一部新規入れ替えを行いました。
3-3	保健センター、学生相談室と、学生支援に対し協力関係を進め、24 時間学生対応の仕組みづくりを進めます。	保健センターへ毎月、学生委員とともに訪問し、給付事例の報告を行っています。共済ボードも保健センター内に掲示いただいています。 学生相談室では今年度初めて定期ミーティングへの参加も行うことが出来、北大生の状況について意見交換しています。 保健センター長、学生相談室長からも共済お勧めコメントをいただいています。 24 時間学生対応の仕組みづくりは進んでいません。
3-4	学科長・事務長訪問で店舗運営について意見交換を行い、協力関係を強めます。	学部店の状況について、研究科長・事務長と意見交換を行い無人営業店舗の設置を実現しました。 また、歯学部では受験生 HP のバナーを設置いただいたり、医学部では生協食堂情報を教職員に周知していただいたりするなど協力が進みました。

- 北海道大学創基 150 周年を記念し北大生に身近な「ジンパ」のたれをオリジナルパッケージで作成し機運醸成に寄与しました。



4、生協職員が働き甲斐のある北大生協作り


通番	具体的政策	遂行状況・評価
4-1	組合員との交流の機会を増やします。所属店舗で開催される店舗ミーティングへの参加を位置づけます。	総代のつどいでは学生総代と、店舗・商品について意見交換を行うなど交流する機会を設けました。
4-2	生協職員が自身の課題や役割発揮に主体的に取り組めるよう、研修・視察を促進します。	書籍の店舗視察として早稲田大学生協に伺い、店舗づくり、フェア、棚替え、広報について学びました。併せて、全国の書籍店長、担当者との交流会も参加し、現状の書籍事業の課題と各地の対策について学びました。

【2】事業課題の5つの再生ポイント

1. 新学期事業の再生 新入生の北大生活の基盤を整え、北大生活の可能性を広げる提案を行います。

通番	具体的政策	遂行状況・評価
1-1	シェア率「生協 95%、共済 75%、住まい 45%、ミール 40%、PC40%」を目指し、北大生の生活を基にした商品・サービス提案を進めます。	シェア率は「生協 95.3%、共済 69.7%、住まい 40%、ミール 31.6%、PC37.8%」となり前年からは増加しましたが、目標は達成できませんでした。
1-2	入学後の生活も支えることが出来る、新学期提案を行います。	ミールプラン利用者に、登録メールアドレス宛に、毎月のおすすめメニューや組み合わせ提案を行いました。

2. フードサービス事業の再生 北大生の食生活を支える北大生協となります。

通番	具体的政策	遂行状況・評価
2-1	セントラルキッチンの機能を最大限に活用し、人手不足解消、人件費の効率化を進めます。	クックフリーズ品を活用した効率化のモデル店舗とした医学部食堂では、人件費並びに作業面の改善ができました。また、他店舗でも作業改善に貢献し、別作業（小鉢の追加盛付など）の時間を作ることができています。
2-2	ミールプラン対応商品の開発を進めます。	内製おにぎりの発売を開始しました。 
2-3	北大生の「第二の食卓」を食堂部方針として毎	毎日飽きずに利用できるように、メニュー編成

	<p>日利用できる環境を整えます。栄養バランスをとることのできる組み合わせメニュー提案で、食と健康面でサポートします。一日三食利用できるよう、毎日飽きずに食堂を利用しただけよう、朝昼夜でメニューを変化させ、多くの食堂企画を行います。</p>	<p>や企画メニューの提供、北大生協独自企画を実施しました。価格改定が大きく影響し、1人当たりの取り点数が減少傾向となり、組み合わせ利用の促進はうまく出来ませんでした。</p>
--	--	--

3. 書籍損益構造の改善 北大生の学びを支える北大生協となります。


通番	具体的政策	遂行状況・評価
3-1	<p>効率的な運営体制を目指します。北部店では購買との一体運営を進め、在庫の見直しと集客の強化を行います。クラーク書籍は供給高に見合った在庫数・体制に見直しを行い、業務内容の見直しを行います。教科書についても業務のパート・アルバイト化を進めます。</p>	<p>北部店およびクラーク書籍においては、改装の実施と併せて在庫の適正化を進めました。人員体制の再編により、損益構造の改善にも取り組んでおり、北部店については、人件費を抑制し、最終剰余を確保できました。クラーク書籍については、2026年度より本格的な運用を開始する予定です。なお、教科書業務のパート・アルバイト化は順調に進捗しております。</p>
3-2	<p>新学期 PC 学修スタイル習得講座や公務員講座の拡大で、書籍以外にも北大生の学びを広く支えます。公務員講座については現講座に加え、早期講座の提案を進めます。また、入学から卒業まで、学生の学びを支える提案を部門を超えて行います。</p>	<p>新入生向け PC 付帯の学修スタイル習得講座は前年を上回る 507 名 (PC 購入者の 51.7%) の申込があり、先輩から後輩にレポートの書き方や ELMS 等の使い方を伝え、学びの機会となりました。</p> <p>公務員講座では早期対策コースを新設し、新たに 2 年生から受講できるコースを作りました。(25 年度実績: 6 名) 25 年度は受講生数が減少しましたが、北大生協の公務員講座だからこそその強みを提示し募集活動を行い、一人一人に徹底したサポートを行い受講生が納得できる進路選択をサポートしました。</p>

4. 購買部損益構造の改善

通番	具体的政策	遂行状況・評価
4-1	<p>無人営業による延長営業を進め営業機会の拡大と、運営効率化を進めます。ポプラ店、保健学科店、歯学部店では上期にテスト運用、下期に本格稼働を目指します。</p>	<p>ポプラ店 (6 月)、保健学科店 (7 月)、歯学部店・農学部店 (10 月)、薬学部店 (26 年 1 月) で無人営業を開始しました。</p>
4-2	<p>購買本部の機能強化を進めます。</p>	<p>購買本部設置 2 年目となり前年データを踏襲した発注により廃棄率を抑え、剰余率の改善を行いました。</p>
4-3	<p>校費対応の体制見直しを進めます。</p>	<p>校費配送の体制見直しを図り、効率化を行いました。</p>
4-4	<p>学部店の業務プロセスを効率化し、損益の改善を目指します。</p>	<p>一部組合員にはご不便をおかけしながら止める業務・継続する業務の整理を行いシフト</p>

		や人員配置を見直しました。 無人営業化の効果もあり、損益改善が進みました。
--	--	--

5. 施設設備整備計画の構築

通番	具体的政策	遂行状況・評価
5-1	北部店 2F の一体運営を進めるため、店舗統合リニューアルを行います。	<p>2025 年 3 月より購買・書籍の店舗統合を行い、運営を開始しています。客数・供給に対する課題は抱えていますが、損益としては改善が見られている状況です。</p> <p>新設したイベントスペースでは多くのイベントで、組合員と共に盛り上がりました。</p> 
5-2	クラーク書籍の店舗効率化を進めるためリニューアルを検討します。	2025 年 9 月に書籍店舗の改装をおこないました。在庫量を整理することで出来たスペースを、キャリアサポート店の講座室、自習室としての活用を開始しました。
5-3	北部福利厚生施設について、学生生活が充実させるための設備・機能を備えた設備となる様な提案を進めます。就職・学びのサポート機能、コミュニケーションを促進する設備。	北部福利厚生施設について、副学長並びに施設企画課長と意見交換を行いました。北大生協は、北海道大学全体の福利厚生にとって重要な存在であると共通認識を持つことが出来ました。

2-3 組織活動の振り返り

1) 学生組織委員会

2025 年度（第 79 代）学生組織委員会方針は、「一体感をもって組合員のニーズに寄り添う大学生協」でした。以下各項目についての振り返りです。

1. 組合員の意見・要望に寄り添った活動・企画

日頃、学生委員会として活動する中で、企画の立案・検討にあたり、私たち自身の実施したい内容を優先し、組合員の意見や要望に十分に焦点を当てられていない場面が見受けられました。

この課題を踏まえ、79 代では、組合員の意見や要望を基に企画を立案することを重視するよう、内部の意識改革に取り組みました。具体的には、「組合員の声カード」に目を通す機会の創出や、企画時に実施するアンケートの回収強化などを行いました。一方で、1 年間の取り組みの中では、意見・要望の収集から、それを企画立案へ十分に反映する段階において、なお課題が残りました。そのた

め、本取り組みは今年度も継続していく必要があると認識していま

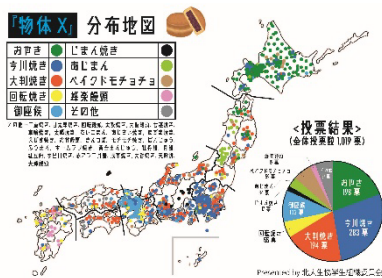
す。なお、79 代における具体的な成果の一例として、「総代のつどい」が挙げられます。7 月開催時に寄せられた「より交流の時間を設けてほしい」という総代からの意見を受け、10 月開催時には、総代・学生委員・生協職員の交流機会を拡充した企画を実施しました。



内部学習会の様子

2. 組合員が主体的に運営に参加する北大生協

組合員が自らの意見によって生協を動かすことができたという体験を通じ、より積極的に生協運営へ参加してもらうことを目的として、店舗利用者および総代を対象とした活動を実施しました。店舗では、自らの意見がメニューに反映されることを実感できる投票企画を実施し、意見の反映を可視化することで、参加しやすい仕組みづくりに取り組みました。総代のつどいにおいては、より活発な議論を促進するため、必要な知識をクイズ形式で共有するなどの工夫を行いました。具体的な食堂企画としては、投票により商品名を変更する「物体 X 企画」を 5 月に実施したほか、利用者の悩みや要望をクリスマスツリーに掛ける形で収集する「煩惱ツリー2025」を 12 月に実施しました。また、今年度は総代を軸として、組合員の主体的な運営参加をさらに広げていくため、通年を通じた他委員会との連携についても模索しています。



物体 X 投票後



煩惱ツリー2025 の様子

3. 日常的に利用したいと思ってもらえる店舗・企画づくり

上記で紹介した企画に加え、店舗では 7 月に小鉢投票企画「もう IPPIN グランプリ」、ウコトイセ店の特徴を生かした書籍と購買商品のフェア「聖食巡礼」、1 月には丼物の投票企画「ドンパチ！丼物総選挙」

など、利用者が主体的に参加できるフェアを中心に実施しました。また、ウコトイセ店のイベントスペースやトラベルセンターのスペースを活用し、健康意識の向上を目的とした共済企画にも取り組みました。具体的には、4月に新入生向けのベジチェック、10月に「健康博2025」、1月には飲酒に対する正しい理解を促進するため、泥酔ゴーグルを用いた輪投げ企画を実施しました。今後も、これらの企画を通じて生協店舗の活性化を図るとともに、組合員にとってより利用したいと思える店舗づくりを、職員と連携しながら目指してまいります。



聖食巡礼



もう IPPIN グランプリ



ベジチェック

4. 総代との一体感を持った活動

2024年に引き続き、2025年も総代の方々に組合員の代表としての意識を持っていただけるような働きかけを継続しました。2025年の総代会後には、7月および10月に「総代のつどい」を開催しました。総代のつどいでは、前述の通り総代から生協への意見や要望を収集するとともに、生協からはサービス・事業・活動の紹介を行い、総代と生協の双方向の交流を強化することを目的とした企画を実施しました。具体的には、総代がカジュアルにサービスの評価を行いながら交流する「生協サービス Tier 表」や、それに関連して生協に関する理解を深めるクイズ企画、さらに各班に職員を配置し担当分野についてディスカッションを行う企画などを実施しました。今後は、特に学部上級生総代の参加をさらに促進できるように、企画内容や運営面での工夫を進めていきたいと考えています。



生協サービス Tier 表



10月総代のつどいの様子

2) 院生組織委員会

2025 年度総括

新入院生歓迎会および第 3 回まで院生交流会を行い、普段関わらない分野の院生や留学院生と交流を行いました。また院生間ではお酒を交えて様々な話題で盛り上がり、生協食堂の価格についていただいたご意見を、専務を通して反映に向けた動きが進みました！



3) 教職員組織委員会

2025 年度教職員組織委員会方針は下記の通りでした。それぞれについての振り返りです。

1. 教職員総代会議」を毎月開催し、意見交換で出された声を理事会に伝え、ひとつでも実現できるようにとりくみます。

→教職員総代会議を毎月開催し、生協店舗への意見交換を行いました。コロナ禍以降途絶えていた対面総代会議を 4 箇所で開催しました。また、出された意見については教職員委員会で議論の上、理事会へ報告しています。

2. 機関誌「きぼうの虹」を、引き続き定期的に発行し、学内の教職員からさまざまな寄稿をいただいて発信できる冊子にしていきます。

→3 か月に一度の発行を、予定通り継続しました。巻頭の opinion では時々の北大に関する話題（国際協同組合年、中庭プロジェクト、自治体連携フォーラム、共同研究型インターンシップ）を学内の方々から執筆いただきました。

3. フォトコンテスト 2025」を、6 月から広報を開始して募集し、組合員の作品の発表の場を作ります。

→フォトコンテストを無事開催でき、応募数は 30 件（前年 29 点）となりました。広報宣伝に課題があり、広く知らせることが必要です。

4. 教職員の加入率アップのために何ができるか議論します。

→2025 年 3 月に非組合員価格導入にあたり、総代会議でも意見交換を進めました。以前の総代会議でも、他大学から異動されてきた先生方に対し生協に加入するメリットの説明が必要だ、という意見もいただいております。非組合員価格の導入に関してはスムーズに進めることが出来ました。

5. 合同組織委員会を開催し、組織委員会のつながり強化を目指します

→25 年は取り組みができませんでした。

4) 留学生組織委員会

1. 新入留学生オリエンテーションでの生協加入手続きサポート

毎学期初め(4月、10月)に新入留学生向けのオリエンテーション会場にて、生協加入の手続きサポートを行いました。北大生協職員同伴の元、生協加入に関心がある留学生に英語で手続きの説明をしました。また、当委員会の宣伝を兼ねてビラ配りも行いました。

2. ウェルカムパーティーの開催

毎学期初め(4月、10月)に生協食堂にて、新入生向けのウェルカムパーティーを開催しました。日本人学生、留学生を含めた約40名の学生が各回に参加し、生協や当委員会の紹介のほか、レクリエーションゲームや食事



【ウェルカムパーティーの様子】

で会場は盛り上がりました。食事はハラルフードやベジタリアンメニューにも対応しているため、宗教や文化に関係なく多くの学生が食事を楽しむことができました。

3. 留学生向け自転車譲渡会の開催

毎学期初め(4月、10月)に桑園自転車保管所にて、札幌市主催の留学生対象自転車譲渡会を開催しました。毎年留学生には人気のイベントで、昨年度も多くの学生から申し込みがありました。



【自転車譲渡会のお知らせ】

4. 季節のイベントの開催

昨年度は当委員会が企画した季節のイベントとして、6月には百合が原公園にてピクニックを、12月にはHBAライラック食堂にてクリスマスパーティーを開催しました。両イベント共に多くの日本人学生・留学生が参加し、新しい仲間と出会い、交流しました。



【ピクニックのポスターと当日の様子】



【クリスマスパーティーのポスターと当日の様子】

5. 委員会メンバーのリクルート活動

昨年度春学期の初めには、委員会メンバー募集のため北大の各国際系団体を通してリクルート活動を行いました。主に、SNSでの宣伝や各学部棟でのポスター掲示を行いました。活動の結果、昨年度は新メンバーとして7名の留学生が当委員会に加入しています。

5) 環境委員会

環境委員会は、生協の環境マネジメントや活動について監査と提言を行う理事会委員会として、2008年に設立されました。以降、今年度まで継続して委員会を設置してきました。

今年度は、2024年度に引き続きリリパック回収を継続しました。また毎回の理事会において環境マネジメント報告を行いました。環境委員会が不定期開催となり委員会が主体となった活動が出来ませんでした。

2-4 2025年度の業績・決算報告

1) 2025年度 北大生協損益（単位：千円）

科目名	前年実績	本年予算	本年実績	前年差	前年比	予算差	予算比
供給高	2,915,167	2,942,338	2,835,515	-79,651	-2.7%	-106,822	-3.6%
供給値引	27,100	32,407	21,905	-5,195	-19.2%	-10,501	-32.4%
供給剰余金	608,761	662,485	618,724	9,962	1.6%	-43,760	-6.6%
その他事業収入	307,908	306,575	330,214	22,305	7.2%	23,639	7.7%
事業総剰余金	916,698	969,060	948,999	32,300	3.5%	-20,060	-2.1%
人件費合計	541,622	537,540	525,089	-16,533	-3.1%	-12,450	-2.3%
物件費合計	459,410	452,757	443,727	-15,682	-3.4%	-9,029	-2.0%
事業経費合計	1,001,033	990,297	968,817	-32,216	-3.2%	-21,479	-2.2%
事業剰余金	-84,334	-21,237	-19,817	64,516	-76.5%	1,419	-6.7%
事業外収益	57,898	23,738	43,276	-14,621	-25.3%	19,538	82.3%
事業外費用	1,410	0	1,757	346	24.6%	1,757	
経常剰余金	-27,846	2,501	21,701	49,548	-177.9%	19,200	767.7%
特別利益	0	0	0	0		0	
特別損失	0	0	2,572	2,572		2,572	
税引前当期剰余金	-27,846	0	19,129	46,976	-168.7%	19,129	
法人税等	722	0	722	0	0.0%	722	
当期剰余金	-28,568	0	18,407	46,976	-164.4%	18,407	

1. 供給高・供給剰余金

供給高（売上高）は28億3,551万円となり、予算差▲1億682万円（前年差▲7,965万円）、供給剰余金（粗利益）は同▲4,376万円（同+996万円）となりました。

2. その他の事業収入

その他事業収入（手数料収入）は3億3,021万円となり、予算差+2,363万円（前年+2,230万円）となりました。

CO-OP学生総合共済の加入者数は9,013名で前年から354名増加しました。また北大生協の組合員に対し947件（前年+87件）、6,156万円（同+105万円）の共済金をお支払いし、多くの組合員のお役に立つことができました。また、新入生対象のPCプレミアムサポート（4年間対象）加入者数も増加しました。

3. 事業経費

人件費は5億2,508万円となり、予算差▲1,245万円（前年差▲1,653万円）となりました。

職員給与は業務範囲を整理することで効率的な運営を進めました。また、定時職員給与は引き続き最低時給が上昇していますが、無人営業化・シフトの見直しなどにより投下する労働時間の効率化を進めました。

物件費は4億4,372万円となり、同▲902万円（同▲1,568万円）となりました。

生協会館店とエルムテラス（賃貸マンション）の大規模修繕により、施設維持管理費は前年+995万円増加しました。一方、新入生用加入WEB並びに、アプリチャージのクレジット利用終了に伴い委託料が前年▲636万円と大きく減少しています。また、広報物の見直しにより同▲292万円、水光熱費同▲451万円、新入生送付物の見直しにより通信交通費（発送料金）同▲541万円と節約しました。

4. 事業外損益

雑収入は、出資金整理益として1,096万円、CSS（生協マンション管理会社）満室対策費として1,020

万円、ミールプラン残高処理益として1,443万円、組合員整理による寄付310万円などがありました。
また、雑損失は過年度新入生対象商材の内販売不可商品の廃棄により廃棄損88万がありました。

5. 特別損益

固定資産除去は北部店2F、会館店2Fリニューアルに伴う除去により257万計上しています。

6. 当期剰余金

累積債務を抱えるため、法人事業所税72万円のみを計上し、当期剰余金は1,840万円で終了しました。当期首繰越剰余金▲1億6,889万円から、当期未処分剰余金は▲1億5,048万円となります。

2) 2025年度 北大生協利用動向

1. 客数

	2022年	2023年	2024年	2025年	前年差異	前年増減
購買	619,589	527,382	536,791	501,791	-35,000	▲6.5%
書籍	47,492	44,545	40,746	30,058	-10,688	▲26.2%
サービス	3,050	2,070	1,644	1,884	240	14.6%
食堂	1,130,719	1,229,268	1,252,200	1,140,762	-111,438	▲8.9%
合計	1,800,850	1,803,265	1,831,381	1,674,495	-156,886	▲8.6%

2025年度は1,674,495名にご利用いただき前年差異▲156,886名でした。サービス部門以外は前年から減少しました。月別では8、9月の長期休暇で客数減少率が大きくなっています。

2. 主たる分類別の供給実績

【購買分類】

				赤字	90%未満	▲10%未満
				千円	緑字	110%以上
部門	大分類	前年累計	予算累計	本年累計	前年伸長率	予算達成率
購買	01 文具	76,398	79,547	63,947	83.7%	-19.6%
	02 情報機器	807,370	747,142	834,266	103.3%	11.7%
	03 PCソフト	48,493	49,182	54,442	112.3%	10.7%
	04 衣料・スポーツ	36,579	36,918	45,550	124.5%	23.4%
	05 AV・家電・家具	41,992	40,611	37,507	89.3%	-7.6%
	06 日用雑貨	51,046	46,959	52,568	103.0%	11.9%
	07 ※食品・菓子	47,335	51,792	45,407	95.9%	-12.3%
	08 ※パン・米飯	49,205	50,923	41,257	83.8%	-19.0%
	09 ※飲料・デザート	57,314	60,759	52,595	91.8%	-13.4%
	17 物販その他(内外)	82,846	80,106	83,612	100.9%	4.4%
	30 自動車学校	407,375	412,680	376,775	92.5%	-8.7%
	63 ※テイクアウト	56,020	71,000	62,577	111.7%	-11.9%

- ・ 自転車販売・名産品などKRM（組合員データシステム）からメール配信で訴求できている分類は利用が増加しました。
- ・ 02情報機器分類に関して、新学期PCは過去最高の980台の実績で終了しました。また、Windows11対応によるPC入れ替え需要もあり校費需要が増加しました。
- ・ 04衣料・スポーツ分類に関して、新入生向け自転車販売、並びに平月の中古自転車、医学部聴診器の教材利用件数が増えました。

- ・ 07 08 09 の購買食品分類は客数に比例し減少していますが、63 テイクアウト分類（内製商品）は内製おにぎりを新規導入したこともあり、前年から増加しています。
- ・ 30 自動車教習所分類は1年生の利用が減少しています。4月は好調でしたが、5月以降減少に転じました。

【サービス分類】

				赤字	90%未満 ▲10%未満
		千円		緑字	110%以上 10%以上
部門	大分類	前年累計	予算累計	本年累計	前年伸長率 予算達成率
サービス	31 海外旅行	31,223	39,100	23,922	76.6% -38.8%
	33 国内旅行	139,553	108,530	68,835	49.3% -36.6%
	36 SVその他(内外)	23,156	23,000	24,032	103.8% 4.5%
	37 SVその他(内内)	3,045	2,677	49,257	1617.8% 1740.0%

- ・ 供給計上のルールが入金日から役務発生日（旅行日）となり、3月旅行分が次年度の供給高となります。
- ・ 受験フライトの供給計上を33国内旅行から37SBその他に変更しました。

【書籍分類】

				赤字	90%未満 ▲10%未満
		千円		緑字	110%以上 10%以上
部門	大分類	前年累計	予算累計	本年累計	前年伸長率 予算達成率
書籍	79 電子書籍	39	0	10,340	26428.4%
	81 図書カード	8,149	6,050	12,397	152.1% 104.9%
	82 非課税書籍	623	0	240	38.5%
	84 スタディガイド(内内)	32,672	2,035	21,388	65.5% 951.0%
	87 自主講座・就活(内内)	43,386	40,536	56,113	129.3% 38.4%
	89 書籍総合	257,997	254,148	215,915	83.7% -15.0%

- ・ 教科書利用は微減ですが、校費利用が大きく減少しました。
- ・ 公務員講座は就職動向の変化により公務員志望者が大きく減少した影響もあり、予算155名（24年度118名、23年度131名）のところ81名でした。

【食堂分類】

				赤字	90%未満 ▲10%未満
		千円		緑字	110%以上 10%以上
部門	大分類	前年累計	予算累計	本年累計	前年伸長率 予算達成率
食堂	62 メニュー	592,256	653,309	582,140	98.3% -10.9%

- ・ 新入生、在校生ともにミールプランの申込数が減少したことや、一部店舗で人員不足による麺コーナー閉鎖や出食口の混雑が要因となり客数が減少し、それに伴って供給高も減少しました。中央食堂はミール利用が1日平均50~100件減、現金利用も150~200件減となっています。

※参考資料 店舗別損益（単位：千円）

店舗名	供給	事業総剰余	人件費	物件費	経費合計	事業剰余
会館S	300,383	53,804	36,831	8,849	45,681	8,124
北部ウコ	403,679	41,789	23,030	14,082	37,112	4,678
工学購買	58,087	10,159	6,600	3,581	10,181	-22
コパン	0	13,724	8,552	1,837	10,389	3,335
薬学購買	12,208	2,218	2,134	1,337	3,471	-1,253
保健購買	13,423	2,824	1,783	1,447	3,230	-405
獣医購買	6,244	1,094	4	574	579	515
歯学購買	5,620	768	1,526	828	2,354	-1,586
水産店	21,152	2,505	3,453	3,041	6,494	-3,988
特設店	249,078	47,499	13,457	14,168	27,625	19,874
文系売店	3,639	581	1,077	64	1,141	-560
理学売店	5,078	781	1,331	85	1,415	-634
自販機店	0	9,132	0	2,522	2,522	6,610
北部B	81,262	18,762	2,396	166	2,562	16,201
クラB	123,442	19,166	27,168	6,360	33,528	-14,362
キャリア	51,290	25,759	19,922	4,049	23,971	1,787
クラ旅行	48,716	20,937	0	1,451	1,451	19,486
北部旅行	108,349	13,786	18,879	1,576	20,454	-6,669
住居管理	0	64,804	24,126	4,018	28,144	36,660
ルームG	0	123,597	25,070	18,287	43,357	80,241
北部食堂	255,748	138,457	70,536	32,511	103,047	35,410
CK店	18,475	13,780	11,442	3,120	14,562	-782
工学食堂	41,091	22,645	15,416	8,030	23,446	-801
中央食堂	148,605	80,535	47,235	16,103	63,338	17,198
クラ食堂	35,631	20,025	11,225	4,784	16,009	4,017
農学部店	31,417	12,175	10,261	3,337	13,599	-1,424
医学部店	35,899	15,413	9,908	5,548	15,455	-42
ポプラ店	64,128	27,568	16,075	6,984	23,059	4,509
水産食堂	6,656	3,304	4,189	1,841	6,030	-2,726
共済C	0	29,062	11,835	3,698	15,533	13,529
水産総務	0	1,875	0	3,577	3,577	-1,702
外S	706,213	74,736	45,196	12,238	57,435	17,301
本部	-0	35,641	54,439	253,582	308,021	-272,278
合計	2,835,515	948,999	525,089	443,727	968,817	-19,817

3 対処すべき重要な課題

●「北大生協三ヶ年再生計画」を進めました。

2023年度通常総代会で議決を頂いた「北大生協三ヶ年再生計画」の3年目として、学部店による無人営業（24時間営業）の開始、北部2F・生協会館店2Fのリニューアルを行いました。また、引き続き総代会議や研究科長・事務長面談など対話を中心とした意思疎通を進めてきました。

2026年度以降は「食」「住」「学び」を中心として組合員の生活をサポートし組合員の利用回復につなげ生協再生を図ることが課題です。

(1) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
(1) 組合員数(人)	25,233	25,115	25,906	26,442
(2) 出資金額	393,788	392,986	402,452	407,865
(3) 供給高	2,989,513	2,937,391	2,915,167	2,835,516
(4) 共済受託手数料収入	20,908	18,663	17,790	18,478
(5) 供給事業手数料収入	14,499	18,463	5,496	2,199
(6) その他手数料収入	175,542	179,446	188,911	214,170
(7) 経常剰余金	11,917	△ 14,282	△ 27,847	21,702
(8) 総資産	1,176,159	1,172,538	1,033,045	1,050,197
(9) 純資産	268,829	252,660	233,557	257,378

(2) 供給事業の状況表

(単位：千円)

①部門別供給高状況

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
①物販部門	1,831,668	1,707,057	1,753,844	1,784,804
②サービス部門	208,985	268,201	245,957	208,355
③書籍部門	354,781	313,912	267,920	204,704
④食堂部門	522,668	611,371	647,446	637,650
⑤その他部門(印刷部)	71,411	36,850	0	0
合計	2,989,513	2,937,391	2,915,167	2,835,516

②事業所別供給高状況

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
生協会館S(新学期含む)	427,196	449,218	521,754	549,461
北部ウコトイセ店(旧北部購買+北部書籍)	344,497	325,786	377,225	403,679
工学部購買店	72,905	73,177	70,139	58,087
コップパン店	店舗販売休止	4,034	店舗販売休止	店舗販売休止
薬学部店	16,734	16,281	14,929	12,208
保健学科店	16,968	17,981	16,559	13,423
獣医学部店	6,331	6,247	6,166	6,244
歯学部店	7,063	7,754	5,893	5,620
水産店	30,029	18,671	18,007	21,152
購買外売店	899,763	777,055	713,178	706,213
文系ミニショップ	3,754	4,015	3,887	3,639
理学部ミニショップ	6,428	6,836	6,104	5,078
北部教科書店(旧北部書籍の教科書対応部分のみ)	151,172	147,833	121,979	81,262
クラーク書籍店	80,515	80,570	145,941	123,442
書籍外売店	123,094	85,509	クラーク書籍に統合	クラーク書籍に統合
キャリアサポート	76,722	69,689	59,395	51,290
会館店旅行	40,831	83,672	56,041	48,716
北部トラベル店	91,431	114,839	130,371	108,349
印刷情報サービス部	71,412	36,850	閉店	閉店
北部食堂店	197,171	242,778	248,143	255,748
セントラルキッチン店			14,917	18,475
工学部食堂店	54,348	52,438	49,618	41,091
中央食堂店	117,163	147,989	157,996	148,605
クラーク食堂店	33,438	36,892	35,978	35,631
農学部店	31,711	32,842	34,606	31,417
医学部店	33,299	34,388	34,740	35,899
ポプラ店	46,078	55,003	62,628	64,128
水産食堂店	9,460	9,043	8,973	6,656
合計	2,989,513	2,937,391	2,915,167	2,835,516

(3) 受託共済事業の状況表

①加入者数の状況

(単位：件)

共済事業の種類	元受団体名	加入者数（または契約件数）		
		本年度	前年度	前年比
学生総合共済 (生命共済)	コープ共済連	9,013	8,659	4.1
合 計		9,013	8,659	4.1

②元受団体共済掛金及び共済金支払の状況

(単位：千円)

共済事業の種類	元受団体名	元受団体共済掛金			共済金支払件数			共済金支払額		
		本年度	前年度	前年比	本年度	前年度	前年比	本年度	前年度	前年比
学生総合共済 (生命共済)	コープ共済連	129,152	121,546	6.3	947	860	10.1	61,569	50,972	20.8
合 計		129,152	121,546	6.3	947	860	10.1	61,569	50,972	20.8

※「コープ共済連」は日本コープ共済生活協同組合連合会の略称です。

3 増資及び資金の借入その他の資金調達の状況

該当はありません。

4 組合が所有する施設の建設または改修その他の設備投資状況

設備投資状況表

当期取得等主要設備名	所在地・内容	完成、取得、滅失等の年月日
北部購買・書籍店舗合併	札幌市北区北17条西8丁目 北部福利厚生会館2F	2025年4月完成
生協会館店2Fリニューアル	札幌市北区北8条西7丁目 生協会館店2F	2025年9月完成

5 他の法人との業務上の提携

他の法人との業務提携

業務提携先	所在地・内容	内容	契約等の特記
大学生協事業連合	東京都杉並区和田3-30-22	業務委託	継続

6 他の会社を子法人等及び関連法人等とすることとなる場合における

当該他の会社の株式又は持分の取得

法人名	資本金 (円)	当期出資額 (円)	累積出資額 (千円)	出資比率	業務内容
(株) エルムプロジェクト	10,000	0	9,900	99.0%	大学グッズの企画制作等
キャンパスライフサポート(株)	3,000	0	2,000	66.7%	損保代理店業 他

7 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受を受け、合併（存続組合）その他の組織の再編成
該当はありません。

8 教育事業等の状況

当年度の組合員、役職員に対する教育事業等に要した費用

(単位：千円)

教育文化費	組合員の教育・文化活動に要した費用、連帯活動に要した費用含む	4,314
広報費	生協を広く知らせる・加入促進のための費用	26,743
調査研究費	市場調査・学生生活実態調査・保護者に聞く新入生調査等	347
会議費	内部会議・機関会議・総（代）会・理事会・連合会等会議出席などの費用	1,625
その他	その他教育事業等に要した費用	0
合 計		33,029

9 員外利用の状況

大学校費の利用1億715万円、その他、来訪者の店舗利用などがあります。

II 組合の運営組織の状況に関する事項

1 前事業年度における総代会の開催状況

総代会開催日	2025年 5月 22日（木）	
総代会日現在 総代数	総代：215名	
出席した総代数	本人：84名、代理人（委任）：1名、書面：104名、計189名	
議決状況		
第一号議案	2024年度事業報告書及び決算関係書類承認の件	承認可決
第二号議案	2025年度事業計画及び予算決定の件	承認可決
第三号議案	役員報酬決定の件	承認可決
第四号議案	議案決議効力発生の件	承認可決
	役員選挙の件	全員信任

2 組合員の状況

(単位：円)

区分	人数	口数	組合員出資金総額	一人当組合員出資金額	備考
前期末現在	25,906	395,176	402,451,901	15,535	出資 一口の 金額
当期増加分	6,434	108,688	108,714,800	16,897	
当期減少分	5,898	102,337	103,301,400	17,515	
当期末現在	26,442	401,527	407,865,301	15,425	1,016

3 役員に関する事項

(1) 役員一覧表

役名	氏名	担当	略歴など
理事長(代表理事)	坂爪 浩史		21年～理事長
専務理事(代表理事)	齋藤 真廣		23年～専務理事
常務理事	金川 眞行		20年～理事
常務理事	小川 美香子		22年～理事
常務理事	石本 万象	院生委員長	22年～理事
常務理事	田代 直也		22年～理事
常務理事	渡邊 稀羅		23年～理事
常務理事	櫛井 太智		24年～理事
常務理事	田所 和廉	学生委員長	25年～理事
理事	林 忠一		21年～理事
理事	今村 央		21年～理事
理事	渡部 典大		24年～理事
理事	川上 あき		25年～理事
理事	佐藤 哲生		25年～理事
理事	里 眞理子		25年～理事
理事	野呂 香綸		22年～理事
理事	寺垣 穂香		24年～理事
理事	松田 和歩		24年～理事
理事	山下 匡隆		24年～理事
理事	栗栖 櫻蓮		24年～理事
理事	中野 翔太郎		25年～理事
理事	岡田 唯花		25年～理事
理事	福嶋 柳之丞		25年～理事
理事	福田 梨瑛	留学生委員会代表	25年～理事
理事	塩野谷 咲希		24年～理事
監事会議長	芳賀 永		21年～監事 (大学推薦)
監事	岡野 泰樹		21年～監事
監事	山崎 瞳子		23年～監事
監事	戸松 陸		25年～監事

(2) 辞任した役員

理事	石本 万象	2025年3月理事会にて辞任報告承認
理事	野呂 香綸	2025年3月理事会にて辞任報告承認
理事	寺垣 穂香	2025年3月理事会にて辞任報告承認

(3) 役員賠償責任保険契約

当生協が2024年12月の理事会決議にて加入した役員賠償責任保険契約の内容の概要は以下のとおり。

①保険名称：日本生協連の生協役員賠償責任保険（会社役員賠償責任保険）

②保険契約者：日本生活協同組合連合会

③保険期間：2025年4月1日～2026年4月1日

④被保険者の範囲

当生協のすべての理事および監事

⑤保険契約の内容の概要

被保険者が役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するもの。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている。保険料は全額当生協が負担する。

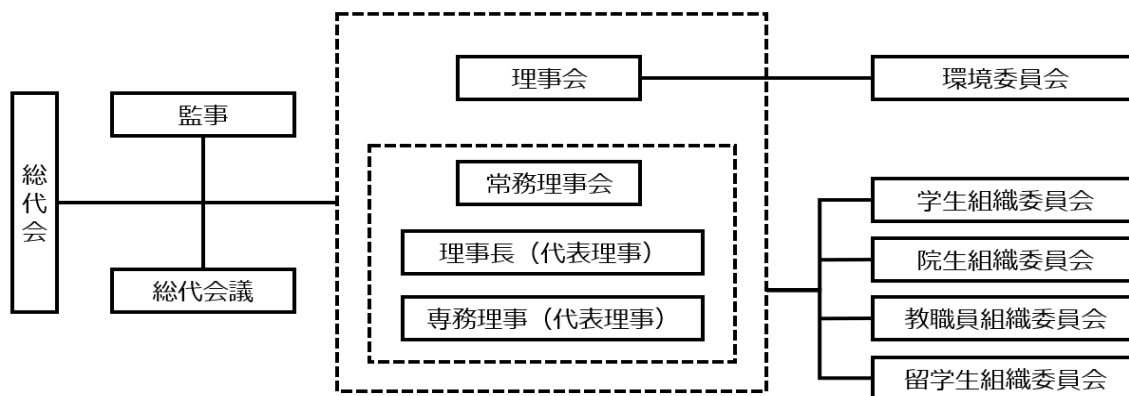
4 職員数及びその増減その他の職員の状況

区分		前期末数	当期末数	平均年齢	平均勤続
正規職員		19人	18人	38.05歳	11.90年
定時職員	総数	268人	270人		
	正規換算数	131.0人	127.7人		

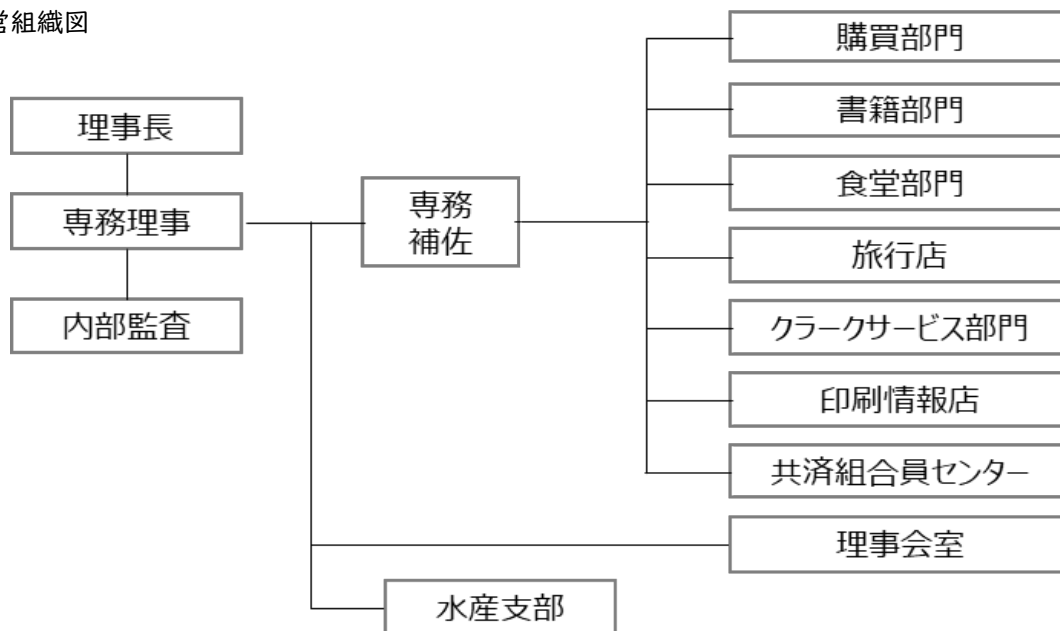
注) 定時職員「正規換算数」は前年同様基準の年間実労働時間2000時間で1.0名と表示しています。

5 業務運営組織の状況

(1) 運営組織図



(2) 経営組織図



6 施設の設置状況に関する事項

施設名称	所在地	建物 (㎡)		概要
		延床面積	店舗面積	
(1) 総務	札幌市北区北8条西7丁目			
(2) 店舗				
生協会館・MS棟	札幌市北区北8条西7丁目	4074.5	1328.5	
福利厚生会館（北部食堂）	札幌市北区北17条西8丁目	4011.0	1569.6	借用
工学部店	札幌市北区北13条西8丁目	962.0	485.3	借用
中央食堂（中央店）	札幌市北区北11条西8丁目	1190.0	472.9	借用
クラーク会館	札幌市北区北8条西8丁目	737.0	615.1	借用
農学部店	札幌市北区北9条西9丁目	268.0	109.2	借用
医学部店	札幌市北区北15条西7丁目	321.0	156.2	借用
獣医学部店	札幌市北区北18条西9丁目	3.1	3.1	借用
歯学部店	札幌市北区北13条西6丁目	44.0	44.0	借用
薬学部店	札幌市北区北12条西6丁目	112.0	112.0	借用
保健学科店	札幌市北区北12条西5丁目	63.0	63.0	借用
ポプラ店	札幌市北区北21条西10丁目	423.0	188.4	借用
文系棟スモールショップ	札幌市北区北10条西7丁目	3.5	3.5	借用
理学部スモールショップ	札幌市北区北10条西8丁目	6.5	6.5	借用
水産厚生会館（水産店）	函館市港町3丁目	519.0	297.2	借用

7 子法人等及び関連法人等の状況

区分	子法人等	子法人等	
会社名	(株) エルムプロジェクト	キャンパスライフサポート (株)	
代表者氏名	齋藤 真廣	齋藤 真廣	
設立年月日	2006年4月28日	1969年12月17日	
事業内容	大学グッズの企画制作等	損害保険代理店業他	
設立の理由	北海道大学の広報活動を行う上で、大学・生協・他の民間企業等では担うことが難しい役割等をおこなうため。	全道大学生協組合員を対象に損害保険代理店業その他を通じ各種サービスを提供し、組合員の利便性を増す。	
資本金	資本金	1,000万円	300万円
	生協の出資額	990万円	200万円
株式の状況	発行済株式(出資)の総数	1,000口	60口
	生協の持株(出資)数	990口	40口
	生協の持株(出資)比率(%)	99%	66.7%
決算月日	3月31日	9月30日	
主たる事務所の所在地	札幌市北区北8条西7丁目	札幌市北区北8条西7丁目	
株主名	北大生協、(有)工作創庫	北大生協、大学生協事業連合	
当組合の関係役員（全て無給）	代表取締役社長 齋藤真廣	代表取締役社長 齋藤真廣	
	取締役 寺澤一彦	取締役 寺澤一彦	

資産・負債・純資産の状況

単位：円

区 分	子法人等	子法人等
会社名	(株) エルムプロジェクト	キャンパスライフサポート (株)
科目\決算期	2025年3月31日	2025年9月30日
流動資産	23,712,904	9,668,612
固定資産	0	0
資産合計	23,712,904	9,668,612
流動負債	9,064,169	721,494
固定負債	0	0
負債合計	9,064,169	721,494
資本金	10,000,000	3,000,000
剰余金	10,774,682	5,947,118
評価・換算差額等	0	0
純資産合計	20,774,682	8,947,118
負債及び純資産合計	29,838,851	9,668,612

損益の状況

科目\決算期	自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日	自 2024年10月 1日 至 2025年 9月30日
売上高	50,086,260	5,799,807
売上総利益	15,889,466	5,799,807
営業利益	5,171,086	△112,589
経常利益	5,313,315	175,689
当期純利益	4,213,315	66,589

株主資本等変動計算書

株主資本	前期末残高	15,461,516	8,880,529
	当期変動額	4,213,315	66,589
	当期末残高	19,674,831	8,947,118
評価・換算差額等	前期末残高	0	0
	当期変動額	0	0
	当期末残高	0	0
純資産合計	前期末残高	15,461,516	8,880,529
	当期変動額	4,213,315	66,589
	当期末残高	19,674,831	8,947,118

8 事業連合の状況に関する事項

(1) 事業連合の概要

区分	関連法人等												
会社名	生活協同組合連合会大学生協事業連合												
所在地	東京都杉並区和田3-30-22												
代表者氏名	理事長 糊澤 能生												
設立年月日	1969年10月1日創立、同年12月19日都知事認可												
事業内容	<p>(1) 会員の事業に必要な物資を購入し、これに加工もしくは加工しないで、又は生産して会員に供給する事業</p> <p>(2) 会員の組合員の生活に有用な協同施設を設置し、会員及び会員の組合員に利用させる事業</p> <p>(3) 会員の組合員の生活の改善及び文化の向上を図るために必要な行事等の企画及び実施又はこれらに関連する情報を提供する事業</p> <p>(4) 会員、会員の組合員及び役職員並びにこの会の役職員の組合員に関する知識の向上を図るために必要な教育を行い、及び情報を提供する事業</p> <p>(5) 会員の組合員のための宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業に関する事業</p> <p>(6) 会員の組合員のための旅行業法に基づく旅行業に関する事業</p> <p>(7) 会員の組合員のための古物営業法に基づく古物営業に関する事業</p> <p>(8) 会員の利用に供する計算、運搬に関する事業</p> <p>(9) 会員の事業の支援、連絡並びに調整に関する事業</p> <p>(10) 前各号の事業に附帯する事業</p>												
設立の理由	協同互助の精神に基づき、全国大学生生活協同組合連合会と提携し大学生生活協同組合の協同事業の中心として事業活動ならびに各種活動を行って会員事業の発展をはかり会員組合員の生活の経済的文化的向上をはかることを目的として設立されました。												
出資金及び総口数	出資金 4,899,690 千円 総口数 489,969 口												
当組合の出資額及び口数	出資金 67,510千円 総口数 6,751口												
決算月日	2025年2月28日												
主な出資生協	<table> <tr> <td>全国大学生生活協同組合連合会</td> <td>800,000千円</td> </tr> <tr> <td>東京大学消費生活協同組合</td> <td>183,080千円</td> </tr> <tr> <td>立命館生活協同組合</td> <td>158,190千円</td> </tr> <tr> <td>京都大学生生活協同組合</td> <td>140,310千円</td> </tr> <tr> <td>東北大学生生活協同組合</td> <td>136,660千円</td> </tr> <tr> <td>その他184大学生生活協同組合</td> <td>3,481,450千円</td> </tr> </table>	全国大学生生活協同組合連合会	800,000千円	東京大学消費生活協同組合	183,080千円	立命館生活協同組合	158,190千円	京都大学生生活協同組合	140,310千円	東北大学生生活協同組合	136,660千円	その他184大学生生活協同組合	3,481,450千円
全国大学生生活協同組合連合会	800,000千円												
東京大学消費生活協同組合	183,080千円												
立命館生活協同組合	158,190千円												
京都大学生生活協同組合	140,310千円												
東北大学生生活協同組合	136,660千円												
その他184大学生生活協同組合	3,481,450千円												
当組合の関係役員	理事 齋藤 真廣												

(2) 事業連合の決算概況

(単位：千円)

資産・負債・純資産の状況		
法人名	生活協同組合連合会大学生協事業連合	
科目 \ 決算期	2026年2月28日 (59期)	
資産の部	流動資産	33,299,501
	固定資産	7,526,231
	資産合計	40,825,732
負債の部	流動負債	36,077,941
	固定負債	1,764,140
	負債合計	37,842,081
純資産の部	出資金	4,899,690
	剰余金	△ 1,916,039
	評価・換算差額等	—
	純資産合計	2,983,650
負債及び純資産合計		40,825,732

(注) 上記貸借対照表は、当事業報告書作成時点では大学生協事業連合は総会の議決を経ていませんので確定していませんが、事業連合代表理事から示された決算関係書類に基づいて記載しています

(3) 事業連合の損益状況 (決算期：2026年2月28日)

(単位：千円)

損益の状況		
科目 \ 決算期間	2025年3月1日～2026年2月28日	
供給高		93,646,504
供給剰余金		1,924,368
事業剰余金		308,182
経常剰余金		443,777
当期剰余金		422,988
当期末処分剰余金		△ 1,916,039

(注) 上記損益計算書は、当事業報告書作成時点では大学生協事業連合は総会の議決を経ていませんので確定していませんが、事業連合代表理事から示された決算関係書類に基づいて記載しています

(4) 事業連合との取引等の状況

取引の内容	物販及びサービス商品等の仕入れ
取引高	2,037,548,565 円
総仕入高対比取引率 (%)	94.1 %

9 その他組合の運営組織の状況に関する重要な事項

2013年度第4回理事会において、組合員と大学の負託に応え、「北大生協の使命とビジョン」を達成するために必要な内部統制の整備に関する基本方針（以下「基本方針」）を次のとおり定めました。

- 1 理事・委員及び職員の職務の執行が、法令・定款などに適合することを確保します
- 2 理事・委員及び職員の職務執行に関わる情報の保存及び管理を適正に行います
- 3 損失の危険の管理を行います
- 4 財務報告を適正に作成します
- 5 理事・委員及び職員の職務の執行が、効率的に行われるようにします
- 6 子会社等における業務の適性を確保します
- 7 監事監査がいつでも有効に行われるための環境を整備します

これを受けて専務理事が2019年6月の理事会において「2019年度の内部統制課題」を定め、課題や実施状況を理事会に報告し、これを理事が監督しています。「2019年度の内部統制課題」の細目では2019年度中に実施できなかったものもありましたが、基本方針に沿って実施されました。

2026年度は、この方針に沿って、検証を行っています。

Ⅲ その他組合の状況に関する重要な事項

【3ヶ年再生計画】を2023年総代会で議決し、事業再生を進めてきました。

北部購買・北部書籍を合併し北部ウコトイセ店として一体運営を開始しました。

Ⅱ 事業報告書の附属明細書

I 役員報酬等の状況

報酬等明細

(単位：千円)

区分	定款上の定員	支払人員	報酬等支払額	摘要
理事	16人～25人	25人	8,306	報酬限度額16,000千円
監事	3人～5人	4人	276	報酬限度額600千円
合計		29人	8,582	

II 役員以外の法人等における兼職の状況

区分	常勤・非常勤	代表権の有無	氏名	兼職先名	兼務先での役職名
理事	非常勤	有	坂爪 浩史	全国大学生協連合会	理事
理事	常勤	有	齋藤 真廣	大学生協事業連合	理事
理事	常勤	有	齋藤 真廣	全国大学生協連合会	理事
理事	常勤	有	齋藤 真廣	大学生協事業連合北海道地区	運営委員長
理事	常勤	有	齋藤 真廣	キャンパスライフサポート(株)	取締役社長
理事	常勤	有	齋藤 真廣	(株)エルムプロジェクト	取締役社長
理事	常勤	有	齋藤 真廣	(株)コープ総合サービス	取締役

Ⅲ 組合と役員との間の利益が相反する取引の明細

ありません。

IV 事業連合に関する事項

I 事業連合に対する債権・債務明細書

(1) 債権明細書

(単位：円)

内 訳	短 期 債 権		
	期首残高	期末残高	当期増減額
事業連合前渡金	0	0	0
事業連合未収金	41,227,068	17,795,531	△ 23,431,537
合 計	41,227,068	17,795,531	△ 23,431,537

(2) 債務明細書

(単位：円)

内 訳	債 務		
	期首残高	期末残高	当期増減額
買掛金(大学生協事業連合)	0	0	0
長期借入金(大学生協事業連合)	0	0	0
未払金(大学生協事業連合)	39,328,971	83,712,155	44,383,184
合 計	39,328,971	83,712,155	44,383,184

V その他事業報告書の内容を補足する重要な事項

上記以外に補足する重要該当事項はありません。

Ⅲ 決算関係書類

I 貸借対照表

貸 借 対 照 表

2026年 2月 28日 現在

北海道大学生協同組合

(単位：円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	470,596,249	流動負債	704,886,967
現金預金	143,854,854	買掛金	211,628,090
供給未収金	149,802,733	未払金	94,441,765
商品及び原材料	110,436,591	未払法人税等	722,000
立替金	346,431	未払消費税等	15,969,800
前払費用	2,216,375	未払費用	36,141,418
未収金	65,439,265	前受金	225,750,566
貸倒引当金(短期)	△ 1,500,000	預り金	113,443,443
固定資産	579,600,441	賞与引当金	4,339,970
有形固定資産	434,802,149	ポイント引当金	1,299,915
建物及び附属設備	692,120,810	仮受金	1,150,000
同減価償却累計額	△ 361,220,843	固定負債	87,932,044
	330,899,967	退職給付引当金	84,932,044
器具備品	417,055,441	長期未払金	3,000,000
同減価償却累計額	△ 372,636,241	負債合計	792,819,011
	44,419,200	(純資産の部)	
土地	59,482,982	組合員資本	257,377,679
無形固定資産	7,528,250	出資金	407,865,301
ソフトウェア	7,528,250	剰余金	△ 150,487,622
その他固定資産	137,270,042	当期未処理損失金	150,487,622
関係団体出資金	102,821,000	(うち当期剰余金)	(18,407,386)
子会社等株式	11,900,000		
差入保証金	22,190,000		
その他固定資産	359,042		
		純資産合計	257,377,679
資産合計	1,050,196,690	負債・純資産合計	1,050,196,690

II 損益計算書

損益計算書

自 2025年 3月 1日 至 2026年 2月 28日

北海道大学生協同組合

(単位：円)

科 目	金	額
供給事業		
供給高	2,835,515,724	
供給値引	21,905,312	2,813,610,412
供給原価		
期首商品棚卸高	140,151,805	
仕入高	2,165,170,412	
期末商品棚卸高	110,436,591	2,194,885,626
供給剰余金		618,724,786
利用事業		
利用事業収入		60,000
利用剰余金		60,000
その他事業収入		
共済受託手数料収入	18,478,228	
教育文化事業収入	57,729	
供給事業手数料収入	2,198,645	
不動産賃貸収入	95,309,528	
その他手数料収入	214,170,409	330,214,539
事業総剰余金		948,999,325
事業経費		
人件費	525,089,189	
物件費	443,727,974	968,817,163
事業損失金		19,817,838
事業外収益		
受取利息	182,583	
受取配当金	326,872	
雑収入	31,802,219	
出資金整理益	10,965,000	43,276,674
事業外費用		
支払利息	2,709	
雑損失	1,754,294	1,757,003
経常剰余金		21,701,833
特別損失		
固定資産除却損	2,572,447	2,572,447
税引前当期剰余金		19,129,386
法人税等		722,000
当期剰余金		18,407,386
当期首繰越損失金		168,895,008
当期未処理損失金		150,487,622

Ⅲ 注記事項

この決算書類は、「消費生活協同組合法」「消費生活協同組合施行令」「消費生活協同組合法施行規則」および「中小企業の会計に関する指針」によって作成しています。

Ⅰ 重要な会計方針にかかる事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

一般商品…売価還元法による原価法

食 材…最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

税法に規定する方法と同一の基準によっています。

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年3月31日以前に取得した建物は定率法、それ以降の取得については定額法。また、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備・構築物は定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	20年	～	47年
建物附属設備	3年	～	20年
器具備品	4年	～	15年

② 無形固定資産

定額法（なお、ソフトウェアは利用可能期間（5年）にもとづく定額法）

③ リース資産

ありません。

④ その他の固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

大学寄贈施設等	5年	～	13年
パソコン	3年		

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、法人税法の規定による繰入限度相当額を計算し協同組合の特例を採用して計上しています。（差額繰入方式）。

② ポイント引当金

供給促進をはかるために生協電子マネーシステムにて付与したポイントの期末における未使用残高を計上しています。

③ 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額による当期負担額を計上しています。

④ 退職給付引当金

退職給付に関する注記に記載しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当組合の収益の主な内訳は、供給高、その他事業収入です。供給高は、組合員に対する商品またはサービスの引渡時点で計上しています。その他事業収入は、組合員に対する役務提供完了時点で収益を計上しています。

(5) その他決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理には税抜方式を採用しています。

- 2 会計方針の変更に関する注記
会計方針の変更はありません。
- 3 表示方法の変更に関する注記
表示方法の変更はありません。
- 4 貸借対照表に関する注記
 - (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は以下のとおりです。
該当事項はありません。
 - (2) 役員に対する金銭債権または金銭債務は以下のとおりです。
該当事項はありません。
- 5 損益計算書に関する注記
 - (1) 子法人等及び関連法人等との取引高
子法人等及び関連法人等はありません。
大学生協事業連合との取引高については「関連当事者等との取引に関する注記」に記載しています。
 - (2) 事業外損益
 - ① 雑損失の内訳
 - ① 過年度新入生対象商材の廃棄による廃棄損885,720円を計上した。
 - ② 雑収入の内訳
 - ① 出資金整理益を10,965,000円を計上した。
 - ② CSS満室対策費として10,200,000円を計上した。
 - ③ ミールプラン残高を14,438,600円を計上した。
 - ④ 経営再建への寄付を3,103,335円を計上した。
 - (3) 特別損益
 - ① 雑損失の内訳
 - ① 固定資産除去による除去損2,572,419円を計上した。
 - (4) 法人税等には、法人税、法人住民税、法人事業税が含まれています。
 - (5) 教育事業等繰越金
当期首繰越損失金には、剰余金処分により繰越する消費生活協同組合法第51条の4第4項に規定する教育事業等繰越金は含まれておりません。
- 6 損失処理案に関する注記
 - (1) 法定準備金は生協法第51条の4第1項に規定する準備金です。
 - (2) 積立金について、施設設備積立金は、設備整備のため自己投資・大学への寄付等として活用することを目的とし、1億円を目標に積み立てを16年度より開始しました。20年度損失処理で取り崩しました。
- 7 退職給付会計に関する注記
 - (1) 退職給付債務の計上基準
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法による期末自己都合退職要支給額を採用）を退職給付引当金として計上しています。また、会計基準変更時差異の費用処理方法は、その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により、費用処理することとしていましたが、2022年度で処理が完了しました。
 - (2) 採用する退職給付制度
職員の退職により支給する退職給付にあてるため、退職一時金制度を採用しています。

(3) 職員の退職一時金制度の退職給付債務などの内容

①退職給付債務およびその内訳

退職給付債務	84,932,044円
会計基準変更時際の未処理額	0円

②退職給付費用の内訳

当期発生費用処理額	42,700,200円
-----------	-------------

③会計基準変更時差異の処理年数

14年間で定額法により処理しています。2022年度で処理が完了しました。

④退職給付引当金の退職債務に対する引当率は、100%となります。

8 企業年金基金制度について

この他に、職員については日生協企業年金基金に加入していますが、複数の事業主により設立された企業年金である総合設立型基金のため退職給付債務等は計上していません。なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりです。

(1) 要拠出額を費用として処理している複数事業主制度に関する事項

年金資産の額（2026年2月28日）	48,501,865,213円
年金財政計算上の給付債務の額（2025年3月31日）	34,927,811,000円
差引額	13,574,054,213円

(2) 制度全体に占める当組合の拠出割合

* 加入者割合の場合（2025年2月28日）

108,217,362円
0.22312%

(3) 補足説明

- ① 基準日時点の数理債務は年金時価資産額の基準日時点まで増加し、差引額は減少するものと予想されます。
- ② 2024年度の繰越剰余金は12,051,499,953円です。内訳は別途積立金11,985,877,479円と責任準備金のうち、新財政運営基準により積み立照られた実質的な剰余金剰余金相当額の累計額65,622,474円の合計額となります。
- ③ 過去勤務債務残高はありません。

9 税効果会計に関する注記

短期の繰延税金資産については、対象金額の重要性に鑑み、また、長期の繰延税金試算については、将来の経営環境と大学生協の性格に鑑み、計上しないこととしています。

10 リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) オペレーティング・リースにより使用する固定資産

該当事項はありません

(2) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、および期末残高相当額

資産の種類	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	3,612,000円	2,816,100円	795,900円
車両運搬具	29,716,800円	22,914,100円	6,802,700円
合計	33,328,800円	25,730,200円	7,598,600円

② 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	4,348,500円
1年超	3,250,100円
合計	7,598,600円

③ 支払リース料および減価償却費相当額

支払リース料	7,150,000円
減価償却費相当額	7,150,000円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

11 関連当事者との取引に関する注記

(1) 会社等

(単位：円)

種類	法人等の名称	資本金又は出資金	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)エルムプロジェクト	9,900,000	直接99.0%	役員兼任2名	経費立替	7,959,864	買掛金	44,186
子会社	キャンパスライフサポート(株)	2,000,000	直接66.7%	役員兼任2名	業務委託・経費立替	4,935,882	買掛金	0

(2) 組合

(単位：円)

種類	法人等の名称	資本金又は出資金	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
連合会	大学生協事業連合	4,899,690,000	直接0.52%	仕入先	商品仕入 業務委託	2,037,548,565 74,400,000	買掛金 未払金	178,570,491 83,712,155

(取引条件および取引条件の決定方針等)

商品の仕入については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しています。なお、上記金額のうち、取引金額については消費税等が含まれていませんが、期末残高には含まれています。

(2) 役員およびその近親者

事業連合理事 齋藤 真廣

IV 決算関係書類の附属明細書

I 組合員資本の状況

組合員資本の明細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
出資金	402,451,901	108,714,800	103,301,400	407,865,301
法定準備金	0	0	0	0
任意積立金	0	0	0	0
任意積立金小計	0	0	0	0
当期末処分剰余金	△ 168,895,008	△ 150,487,622	△ 168,895,008	△ 150,487,622
純資産合計	233,556,893	65,593,608	41,772,822	257,377,679

II 借入金の明細

1 長期借入金明細表

該当はありません

2 短期借入金明細表

(単位：円)

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
大学生協事業連合	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

(注) 借入金平均利率は0.060%です。

Ⅲ 有形固定資産及び無形固定資産の明細

有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	当期末 償却累計額	償却率 (%)
有形 固定 資産	建物及び附属 設備	358,928,103	3,298,500	2,557,397	28,769,239	330,899,967	361,220,843	52.1
	器具備品	52,881,926	11,759,100	15,050	20,206,776	44,419,200	372,636,241	89.3
	土地	59,482,982	0			59,482,982		
	小計	471,293,011	15,057,600	2,572,447	48,976,015	434,802,149	733,857,084	
無形 資産 固定	ソフトウェア	297,800	8,654,900	0	1,424,450	7,528,250		
	小計	297,800	8,654,900	0	1,424,450	7,528,250		
合計		471,590,811	23,712,500	2,572,447	50,400,465	442,330,399		

(注) 主な増減の内容は以下のとおりです。

北部店2F店舗リニューアル(改装工事)、生協会館2Fリニューアル(改装工事)

Ⅳ 関係団体出資金等の明細

(単位：円)

出資先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
大学生協事業連合	67,510,000	0	0	67,510,000
全国大学生協同組合連合会	24,351,000	0	0	24,351,000
日本コープ共済生協連合会	100,000	0	0	100,000
北海道生協連合会	10,000	0	0	10,000
北海道書店組合	10,000	0	0	10,000
北海道労働金庫	10,840,000	0	0	10,840,000
小計	102,821,000	0	0	102,821,000
子会社等株式	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
(株)エルムプロジェクト	9,900,000	0	0	9,900,000
キャンパスライフサポート(株)	2,000,000	0	0	2,000,000
小計	11,900,000	0	0	11,900,000
合計	114,721,000	0	0	114,721,000

Ⅴ 引当金の明細

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	1,700,000	0	200,000	1,500,000
ポイント引当金	971,897	1,299,915	971,897	1,299,915
賞与引当金	3,635,000	4,339,970	3,635,000	4,339,970
退職給付引当金	119,235,244	8,397,000	42,700,200	84,932,044
合計	125,542,141	14,036,885	47,507,097	92,071,929

(注) 貸倒引当金の当期減少額は、対象額の減少によるものです

VI 事業経費の明細

事業経費明細表

自 2025年 3月 1日 至 2026年 2月 28日

北海道大学生協同組合

(単位：円)

科 目	金 額
1. 人件費	
役員報酬	8,582,000
職員給与	86,222,629
定時職員給与	363,587,157
退職給付費用	5,169,000
法定福利費	50,364,146
厚生費	6,824,287
賞与引当金繰入額	4,339,970
人件費合計	525,089,189
2. 物件費	
教育文化費	4,313,618
広報費	26,742,880
消耗品費	37,411,629
物流費	4,855,752
車両運搬費	11,713,558
貸倒引当金繰入額	△ 200,000
ポイント引当金繰入額	328,018
施設維持管理費	43,238,585
減価償却費	51,108,082
賃借料	8,437,868
水道光熱費	62,105,742
保険料	1,783,538
委託料	74,598,167
研修採用費	4,758,932
調査研究費	347,380
会議費	1,625,054
諸会費	12,877,330
渉外費	3,040
租税公課	9,779,759
通信交通費	13,453,100
雑費	45,942
事業連合委託費	74,400,000
物件費合計	443,727,974
事業経費合計	968,817,163

Ⅷ その他の決算関係書類の内容を補足する重要な事項

1 主要な資産の内容

(1) 現金預金の明細

(単位：円)

科 目	内 訳	期首残高	期末残高	当期増減額	
現金預金	現 金	現金	4,484,179	3,680,302	△ 803,877
		札幌出納現金	4,173,859	2,351,486	△ 1,822,373
		水産総務現金	388,978	747,386	358,408
		小口現金	5,137,200	4,932,200	△ 205,000
	当座預金	ゆうちょ銀行口座	26,480,924	46,287,762	19,806,838
	普通預金	北洋銀行北七条支店	22,352,038	76,375,146	54,023,108
	普通預金	北海道銀行札幌駅北口	4,442,320	4,336,579	△ 105,741
	普通預金	北海道銀行函館支店	658,916	545,825	△ 113,091
	普通預金	労働金庫札幌北支店	3,424,833	3,598,168	173,335
	定期預金	北洋銀行北七条支店	1,000,000	1,000,000	0
合 計		72,543,247	143,854,854	71,311,607	

(2) 供給未収金の明細

① 内訳

(単位：円)

内 訳	金 額
供給未収金	132,462,489
クレジット未収金	15,967,244
電子マネー未収金	1,285,000
ECサイト未収金	60,000
そ の 他	28,000
合 計	149,802,733

② 回収状況

(単位：円、%)

期首残高	当期発生高	当期回収高	期末残高	回収率
174,105,677	2,387,515,595	2,411,818,539	149,802,733	94.15

(3) 商品および貯蔵品の明細

(単位：円)

科 目	内 訳	金額
商 品	一般商品（物販）	15,824,095
	書 籍	88,215,412
	食 材	6,397,084
	合 計	110,436,591
貯 蔵 品	新学期配布物 他	0
合 計	計	0

(4) 立替金の明細

(単位：円)

内 訳	金 額
エルムプロジェクト	105,624
仮カード電子マネーチャージ	148,155
そ の 他	92,652
合 計	346,431

(5) 未収金の明細

(単位：円)

内 訳	金 額
大学生協事業連合	50,120,775
北海道大学（留学生宿舎・入構証・文献複写）	387,355
加入We b決済未収金	1,012,970
日本出版販売（図書カード・図書券）	67,932
CSS満室対策費	10,200,000
その他	3,650,233
合 計	65,439,265

(6) その他の流動資産の明細

(単位：円)

内 訳		期首残高	期末残高	当期増減額
前 渡 金	ありません	0	0	0
	小 計	0	0	0
前 払 費 用	労働保険料	617,875	503,144	△ 114,731
	動産総合保険料	432,904	432,918	14
	施設賠償責任保険料	36,470	0	△ 36,470
	自動車保険料	255,084	257,764	2,680
	北大備品賃借料	170,889	170,889	0
	書籍在庫管理保守料	0	0	0
	総合警備保障	550,000	550,000	0
	北部S改修工事一式	4,428,010	0	△ 4,428,010
	その他	0	301,660	301,660
	小 計	6,491,232	2,216,375	△ 4,274,857
合 計		6,491,232	2,216,375	△ 4,274,857

(7) 差入保証金の明細

(単位：円)

内 訳	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備 考
日本図書普及株式会社	60,000	0	0	60,000	
図書カード端末保証金	30,000	0	0	30,000	
JTB旅ネット端末保証金	500,000	0	0	500,000	
全旅協クーポン会	200,000	0	0	200,000	
総合警備(株)(店舗両替用預託)	15,000,000	0	0	15,000,000	
全国旅行業協会保証金	2,800,000	0	0	2,800,000	
宅建取引業営業保証金	600,000	0	0	600,000	
全国大学生協連旅行保証金	3,000,000	0	0	3,000,000	
合 計	22,190,000	0	0	22,190,000	

(8) 長期前払費用の明細

(単位：円)

内 訳	期首残高	期末残高	当期増減額
該当ありません	0	0	0
合 計	0	0	0

(11) その他固定資産の明細

(単位：円)

科 目	期首残高	期末残高	当期増減額
一括償却資産23年度	348,576	0	△ 348,576
一括償却資産24年度	718,083	359,042	△ 359,041
合 計	1,066,659	359,042	△ 707,617

2 主要な負債の内容

(1) 買掛金の明細

(単位：円)

内 訳	金額
大学生協事業連合	178,570,491
そ の 他	33,057,599
合 計	211,628,090

(2) 未払金の明細

(単位：円)

内 訳	金額
大学生協事業連合未払金	83,712,155
北海道大学水光熱費	3,524,042
そ の 他	7,205,568
合 計	94,441,765

(3) 未払法人税等の明細

(単位：円)

内 訳	金額
法人住民税	722,000
合 計	722,000

(4) 未払費用の明細 (単位：円)

内 訳	金額
職員給与未払費用	36,141,418
合 計	36,141,418

(5) 前受金の明細 (単位：円)

内 訳	金額
組合員 (購買部)	143,200
組合員 (卒業アルバム代金)	15,458,060
組合員 (PCプレミアムサポート)	28,538,500
組合員 (受験宿泊)	32,158,390
組合員 (サービス前受金、自動車学校、旅行)	41,998,894
組合員 (公務員講座代金)	3,425,925
組合員 (ICプリペイド代金)	63,247,697
組合員 (ミールプラン3月前受金)	17,405,900
組合員 (ミールプラン25年度代金)	23,374,000
合 計	225,750,566

(6) 預り金の明細 (単位：円)

内 訳	金額
預り共済掛金	1,530,370
組合員 (未返還組合員出資金)	1,846,000
組合員 (ルームガイド預り金)	5,926,169
組合員 (一般MS管理預り金)	10,031,885
組合員 (管理マンション敷金)	7,649,000
組合員 (管理マンション清掃料)	4,093,410
組合員 (サンタの館 預り金)	6,145,728
組合員 (サンタの館 敷金)	14,500,500
組合員 (サンタの館 清掃料)	7,382,932
組合員 (サンタの館 町内会費)	500,600
組合員 (サンタの館 リフォーム金)	599,191
組合員 (エルムテラス敷金)	2,575,770
組合員 (エルムテラス清掃料)	1,674,393
組合員 (エルムテラス管理預り金)	684,654
組合員 (ユニフラテ賃料)	78,721
組合員 (ユニフラテ契約金)	3,752,960
組合員 (保険料預り)	756,306
組合員 (レジ袋預り金)	498,055
北海道大学 (自販機ロケフィー)	21,299,074
北海道大学 (自販機設置賃料電気料)	15,840
北海道大学 (学研災等掛金預り金)	3,549,902
北海道大学 (入構IC・手続料)	158,620
北海道大学 (教職員証再発行料金)	116,700
北海道大学 (学生証再発行料金)	956,800
北海道大学 (アドビ学生ライセンス)	3,860,000
北海道大学 (留学生寄宿料預り金)	880,609
北海道大学 (練習船収納代金)	91,340
大学生協連 (自販機利用電子マネー)	7,877,306
社内団体預り金	2,797,920
その他	1,612,688
合 計	113,443,443

(7) 仮受金の明細 (単位：円)

内 訳	金額
仮受金 (仮受出資金)	1,150,000
合 計	1,150,000

キャッシュ・フロー計算書

北海道大学生協同組合

自 2025年 3月 1日 至 2026年 2月 28日

間接法

(単位：円)

I 事業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期剰余金 (+)	19,129,386
減価償却費 (+)	51,108,082
貸倒引当金の増加 (+)・減少 (-) 額	△ 200,000
賞与引当金の増加 (+)・減少 (-) 額	704,970
退職給付引当金の増加 (+)・減少 (-) 額	△ 34,303,200
受取利息及び受取配当金 (-)	△ 509,455
支払利息 (+)	2,709
固定資産除却損 (+)	2,572,447
供給債権の増加 (-)・減少 (+) 額	24,302,944
棚卸資産の増加 (-)・減少 (+) 額	29,715,214
その他流動資産の増加 (-)・減少 (+) 額	△ 29,626,693
仕入債務の増加 (+)・減少 (-) 額	△ 9,144,250
未払消費税等の増加 (+)・減少 (-) 額	△ 4,569,300
未払金・未払費用の増加 (+)・減少 (-) 額	25,095,259
前受金・預り金等の増加 (+)・減少 (-) 額	14,634,830
ポイント引当金の増加 (+)・減少 (-) 額	328,018
小 計	89,240,961
利息及び配当金の受取額 (+)	509,455
利息の支払額 (-)	△ 2,709
法人税等の支払額 (-)	△ 722,000
事業活動によるキャッシュ・フロー	89,025,707
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
固定資産の増加 (-)・減少 (+) 額	△ 24,420,117
その他の固定資産の増加 (-)・減少 (+) 額	707,617
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 23,712,500
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
出資金仮受金の増加 (+)・減少 (-) 額	585,000
組合員出資金の増加 (+)・減少 (-) 額	5,413,400
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,998,400
IV 現金及び現金同等物の増減額	71,311,607
V 現金及び現金同等物の期首残高	71,543,247
VI 現金及び現金同等物の期末残高	142,854,854

(注) 現金及び現金同等物の範囲

項目	期首	期末
現金及び預金	71,543,247	142,854,854
預入期間が3か月を超える定期預金	0	0
現金及び現金同等物	71,543,247	142,854,854

Ⅴ 損失処理案

損失処理案

(単位：円)

		金額
I	当期末処理損失金	<u>150,487,622</u>
II	損失金処理額	
1	任意積立金取崩額	<u>0</u>
(1)	施設整備積立金取崩額	
2	法定準備金取崩額	<u>0</u>
III	次期繰越損失金	<u>0</u>
		<u>150,487,622</u>

2026年5月20日

北海道大学生生活協同組合

監査報告書

2025年度（2025年3月1日から2026年2月28日まで）における理事の職務執行について監査を行った。その方法及び結果について、以下のとおり報告する。

1. 監査の方法及びその内容

- ・監事会は、監査の方針を定め、各監事から監査の実施状況及び結果について報告を受けた他、理事等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。
- ・各監事は、監査方針に従い、他の監事と意思疎通及び情報交換を図るほか、理事、その他の職員等との意思疎通を図り、情報収集及び監査の環境の整備に努めた。
- ・各監事は理事会その他の重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び幾つかの事業所において業務及び財産の状況を調査した。
- ・理事の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他組合業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する理事会決議の内容、及び当該決議に基づいて整備されている体制（内部統制システム）の構築・運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。
- ・子会社等については、子会社等の取締役・監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、定例理事会等を通じて子会社等における事業の報告を受けた。
- ・さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、損失処理案）及びその附属明細書について検討を行った。

2. 監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果

- 一. 事業報告書及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認める。
- 二. 理事の職務執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められなかった。

(2) 決算関係書類（損失処理案を除く）及びその附属明細書の監査結果

- 一. 決算関係書類（損失処理案を除く）及びその附属明細書は、組合の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

(3) 損失処理案

- 一. 損失処理案は法令及び定款に適合し、かつ、組合財産の状況その他の事情に照らして指摘すべき事項は認められなかった。

3. 追記事項

なし

2026年4月13日

北海道大学生協同組合

監事会議長 芳賀 永

監 事 岡野 泰樹

監 事 山崎 瞳子

監 事 戸松 陸



比較貸借対照表

(2026年 2月 28日 現在)

北海道大学生協同組合

(単位：円)

科目	2024年度	2025年度	科目	2024年度	2025年度
(資産の部)			(負債の部)		
I. 流動資産	423,476,107	470,596,249	I. 流動負債	651,582,440	704,886,967
現金預金	72,543,247	143,854,854	買掛金	220,772,340	211,628,090
供給未収金	174,105,677	149,802,733	未払金	43,813,052	94,441,765
商品及び原材料	140,151,805	110,436,591	未払法人税等	722,000	722,000
立替金	1,132,107	346,431	未払消費税等	20,539,100	15,969,800
前払費用	6,491,232	2,216,375	未払費用	36,004,872	36,141,418
未収金	30,752,039	65,439,265	前受金	219,534,348	225,750,566
貸倒引当金(短期)	△ 1,700,000	△ 1,500,000	預り金	105,024,831	113,443,443
II. 固定資産	609,568,470	579,600,441	賞与引当金	3,635,000	4,339,970
I. 有形固定資産	471,293,011	434,802,149	ポイント引当金	971,897	1,299,915
建物及び附属設備	710,509,722	692,120,810	仮受金	565,000	1,150,000
同減価償却累計額	△ 351,581,619	△ 361,220,843	II. 固定負債	147,905,244	87,932,044
	358,928,103	330,899,967	退職給付引当金	119,235,244	84,932,044
器具備品	415,006,341	417,055,441	長期未払金	28,670,000	3,000,000
同減価償却累計額	△ 362,124,415	△ 372,636,241	負債合計	799,487,684	792,819,011
	52,881,926	44,419,200	(純資産の部)		
土地	59,482,982	59,482,982	I. 組合員資本	233,556,893	257,377,679
2. 無形固定資産	297,800	7,528,250	I. 出資金	402,451,901	407,865,301
ソフトウェア	297,800	7,528,250	出資金	402,451,901	407,865,301
3. その他固定資産	137,977,659	137,270,042	2. 剰余金	△ 168,895,008	△ 150,487,622
関係団体出資金	102,821,000	102,821,000	当期未処分剰余金	△ 168,895,008	△ 150,487,622
子会社等株式	11,900,000	11,900,000	(うち当期剰余金)	(△ 28,568,929)	(18,407,386)
差入保証金	22,190,000	22,190,000			
その他固定資産	1,066,659	359,042	純資産合計	233,556,893	257,377,679
資産合計	1,033,044,577	1,050,196,690	負債・純資産合計	1,033,044,577	1,050,196,690

比較損益計算書

北海道大学生協同組合

(単位：円)

科目	2024年度実績	2025年度予算	2025年度実績	対前年増減額	対予算差異額
供給高	2,915,167,225	2,942,338,000	2,835,515,724	△ 79,651,501	△ 106,822,276
供給値引	27,100,950	32,407,000	21,905,312	△ 5,195,638	△ 10,501,688
純供給高	2,888,066,275	2,909,931,000	2,813,610,412	△ 74,455,863	△ 96,320,588
期首商品棚卸高	206,908,726		140,151,805	△ 66,756,921	
仕入高	2,212,547,559		2,165,170,412	△ 47,377,147	
期末商品棚卸高	140,151,805		110,436,591	△ 29,715,214	
供給剰余金	608,761,795	662,485,000	618,724,786	9,962,991	△ 43,760,214
利用事業収入	28,000	0	60,000	32,000	60,000
利用剰余金	28,000	0	60,000	32,000	60,000
共済受託手数料収入	17,789,593	18,035,000	18,478,228	688,635	443,228
教育文化事業収入	41,364	0	57,729	16,365	57,729
供給事業手数料収入	5,495,860	6,207,000	2,198,645	△ 3,297,215	△ 4,008,355
不動産賃貸収入	95,670,718	89,771,000	95,309,528	△ 361,190	5,538,528
その他手数料収入	188,911,027	192,562,000	214,170,409	25,259,382	21,608,409
事業総剰余金	916,698,357	969,060,000	948,999,325	32,300,968	△ 20,060,675
役員報酬	8,204,000	8,560,000	8,582,000	378,000	22,000
職員給与	84,669,702	88,412,000	86,222,629	1,552,927	△ 2,189,371
定時職員給与	364,929,621	379,520,000	363,587,157	△ 1,342,464	△ 15,932,843
退職給付費用	6,296,000	6,420,000	5,169,000	△ 1,127,000	△ 1,251,000
法定福利費	48,241,411	49,093,000	50,364,146	2,122,735	1,271,146
厚生費	5,632,716	5,535,000	6,824,287	1,191,571	1,289,287
賞与引当金繰入額	23,450,000	0	4,339,970	△ 19,110,030	4,339,970
派遣人件費	198,917	0	0	△ 198,917	0
人件費	541,622,367	537,540,000	525,089,189	△ 16,533,178	△ 12,450,811
教育文化費	4,329,614	4,082,000	4,313,618	△ 15,996	231,618
広報費	29,664,791	25,936,000	26,742,880	△ 2,921,911	806,880
消耗品費	37,919,522	33,532,000	37,411,629	△ 507,893	3,879,629
物流費	5,544,208	5,843,000	4,855,752	△ 688,456	△ 987,248
車両運搬費	13,801,844	14,134,000	11,713,558	△ 2,088,286	△ 2,420,442
貸倒引当金繰入額	100,000	0	△ 200,000	△ 300,000	△ 200,000
ポイント引当金繰入額	234,696	0	328,018	93,322	328,018
施設維持管理費	33,285,128	50,203,000	43,238,585	9,953,457	△ 6,964,415
減価償却費	55,168,962	47,256,000	51,108,082	△ 4,060,880	3,852,082
賃借料	8,922,858	8,894,000	8,437,868	△ 484,990	△ 456,132
水道光熱費	66,616,609	66,170,000	62,105,742	△ 4,510,867	△ 4,064,258
保険料	1,840,387	1,727,000	1,783,538	△ 56,849	56,538
委託料	80,961,569	73,771,000	74,598,167	△ 6,363,402	827,167
研修採用費	5,603,838	4,249,000	4,758,932	△ 844,906	509,932
調査研究費	498,532	61,000	347,380	△ 151,152	286,380
会議費	1,212,321	1,083,000	1,625,054	412,733	542,054
諸会費	12,873,200	12,963,000	12,877,330	4,130	△ 85,670
渉外費	34,845	0	3,040	△ 31,805	3,040
租税公課	9,167,891	8,847,000	9,779,759	611,868	932,759
通信交通費	18,866,838	16,774,000	13,453,100	△ 5,413,738	△ 3,320,900
雑費	228,166	72,000	45,942	△ 182,224	△ 26,058
事業連合委託費	72,535,000	77,160,000	74,400,000	1,865,000	△ 2,760,000
物件費	459,410,819	452,757,000	443,727,974	△ 15,682,845	△ 9,029,026
事業経費	1,001,033,186	990,297,000	968,817,163	△ 32,216,023	△ 21,479,837
事業剰余金	△ 84,334,829	△ 21,237,000	△ 19,817,838	64,516,991	1,419,162
受取利息	24,759	0	182,583	157,824	182,583
受取配当金	326,944	327,000	326,872	△ 72	△ 128
雑収入	47,396,380	11,611,000	31,802,219	△ 15,594,161	20,191,219
出資金整理益	10,150,000	11,800,000	10,965,000	815,000	△ 835,000
事業外収益	57,898,083	23,738,000	43,276,674	△ 14,621,409	19,538,674
支払利息	39,231	0	2,709	△ 36,522	2,709
雑損失	1,370,924	0	1,754,294	383,370	1,754,294
事業外費用	1,410,155	0	1,757,003	346,848	1,757,003
経常剰余金	△ 27,846,901	2,501,000	21,701,833	49,548,734	19,200,833
特別損失	28		2,572,447	2,572,419	
税引前当期剰余金	△ 27,846,929	2,501,000	19,129,386	46,976,315	16,628,386
法人税等	722,000		722,000	0	
当期剰余金	△ 28,568,929	2,501,000	18,407,386	46,976,315	15,906,386
当期首繰越剰余金	△ 140,326,079		△ 168,895,008	△ 28,568,929	
当期末処分剰余金	△ 168,895,008	2,501,000	△ 150,487,622	18,407,386	△ 152,988,622

第2号議案 2026年度事業計画および予算決定の件

【1】 事業活動に大きな影響がある環境変化

1. 社会情勢

- ・ マイナス金利政策の解除や円安ドル高等を要因とする物価上昇は大学生の暮らしにも大きな影響を与えています。
- ・ 「手取りを増やす」ことを目的とした税制・社会保障制度改革が進む可能性があります。
- ・ 人材確保が困難な情勢が続いています。

2. 大学に関して

- ・ 電子購買システムの入替え検討時期となり、システム変更の可能性があります。
- ・ 2026年度入学者への大学からの郵送物が無くなる可能性があります。
- ・ HBA ライラック食堂（旧北部食堂）、なの花 kitchen（旧医学部食堂）でネーミングライツが決定しました。それらの効果により、HBA ライラック食堂では一部椅子・テーブルの入替えを行っています。

3. 北大生協に関して

- ・ 再生3ヵ年計画が終了しました。次の再生計画（年次更新型再生計画）を開始します。
- ・ 老朽化した施設（北部・中央福利厚生会館）の対応を進めます。
- ・ 生協会館店の資産活用を進めます。

【2】年次更新型再生計画 2026

① 再生計画の位置づけ

本計画は、北大生協の健全な発展と組合員の充実した大学生活の実現を目指し、毎年見直しと改善を重ねていく「年次更新型再生計画」として位置づけます。取り組みを持続可能なものとするため、本計画に基づき重点課題を毎年見直し、組合員サービスの向上を図ります。

② 北大生協 3 つの使命（2004 年制定）（Mission=北大生協の果たすべき役割、存在意義）

- 01 北大生協は、北大の勉学・教育・研究の発展に安心と信頼のサービスで貢献します。
- 02 北大生協は、学生・院生の自立・成長と学内構成員の協力・協同の促進に寄与します。
- 03 北大生協は、持続発展可能な地域社会・国際社会の実現に向けて力をつくします。

③ 基本方針、大切にすること（Vision=北大生協理想の姿）

北大生協は、

組合員同士の「つながり・協同」や、「支え・助け合う相互扶助」を基盤にコミュニティを育みます。組合員の運営参加を通じて商品やサービスを生み出します。組合員が主体となって、自らの生活をより良くする取組を共に進めていきます。

様々なヒト（学生、教職員、組合員、総代、組織委員、先輩アドバイザー、地域の人々、生協職員、連合職員）が参画し繋がることで、たくさんのコト（情報・知恵・先輩の経験）を積み重ね、より良いモノ（商品・サービス）をつくり上げます。

キーワードはヒト、コト、モノとし、特にヒトとヒトのつながり、協同を強めることから価値を生むことを大切にします。

例) 新学期 (ヒト) 先輩アドバイザー (コト) 自らの大学生活で得た経験 (モノ) 経験を活かした商品選定と提案	例) 新学期 (ヒト) PC メーカー (コト) 大学生活の経験談 (モノ) 大学生活に必要な機能の PC
---	--

④ 長期的に達成すべき目標（Goal = 成果目標）

■2030 年度末の姿

「大学コミュニティ（教職員）の過半数により組織される組合となり、幅広い階層から理事を選出し、活発な議論が行われる組織となる。」

- 1) 教職員の組合員加入率 50%、学生・院生の組合員加入率 98%
- 2) 供給高 32 億円
- 3) 経常剰余率 0.5%
- 4) 当期末処分剰余金 ▲8 千万円
- 5) 奨学制度の運用開始（例、ミール奨学制度、公務員講座奨学制度）

■2035 年度末の姿

「組合員の望む福利厚生を支えるとともに、活発な組織活動が行われ、大学の発展を支援できる北大生

協となる。」

- 1) 教職員の組合員加入率 70%、学生・院生の組合員加入率 100%
- 2) 供給高 34.5 億円
- 3) 経常剰余率 0.7%
- 4) 当期末処分剰余金 0 円（累積欠損金完済）
- 5) 奨学制度の適応人数 50 名超（原資 5 百万）
- 6) 施設設備積立金開始

⑤ 重点課題（Action plan=具体的な取り組み、行動計画）

- ① 経営基盤の安定化
 - 1) 食・学び・住まいを重点とした利用拡大
 - 2) 新入生対応（新学期活動）の拡大
 - 3) 不採算店舗の収益構造再構築
- ② コミュニティ形成の推進
 - 1) 生協運営参加
 - 2) つながり作り
 - 3) 加入促進
- ③ 大学との連携強化
 - 1) 北海道大学の発展と魅力ある大学づくりへの貢献
 - 2) 大学との協同事業・協議の強化
- ④ 学生支援の強化
 - 1) 安心・安全な学生生活を支える取り組み
 - 2) 生活支援の拡大
- ⑤ 施設課題の検討
 - 1) 福利厚生会館老朽化への対応
 - 2) 生協会館店の活用

【2】 「北大生協 2026 年度全体方針」 = 「年次更新型再生計画 2026 の重点課題」

① 経営基盤の安定化

1) 食・学び・住まいを重点とした利用拡大

■ 食

安心して食事をとることができる環境を整備し、昼時間帯を中心とした利用拡大を目指します。12 時台の出食スピード向上による客数増を目指すとともに、ミールプランの再構築を通じて在校生・新入生双方の満足度向上を図ります。

また、引き続きセントラルキッチンを活用した内製商品の製造拡大を進め、学部特性に応じたメニュー構成への見直し、無人営業時間帯における提案できる食品の拡大により、供給増加を目指します。

■ 学び

4 年間を見通した学びと卒業後を意識した出口支援を構築するため、北大生の学びのライフステージ分析プロジェクトを立ち上げます。あわせて、公務員講座の早期展開による講座受講生の維持を目指します。また、英語学習支援を留学やキャリア形成を見据えた講座として整備することで利用増加につなげます。

2025 年度にリニューアルした 2 つの書籍店では、組合員が参加できる棚作り・店づくりを行います。教科書業務も、採用される教員へのサポートを行うとともに、学生への情報提供を強化し利用を維持します。

■ 住まい

管理物件数の拡大と見守り体制の強化により、安心して暮らせる住環境を整備します。管理物件数の増加を図るとともに、夜間を含めた管理体制の整理・強化を進め、北大生らしい一人暮らし支援の充実を通じて管理物件数の拡大、ならびに幹旋数の拡大を目指します。

2) 新入生対応（新学期活動）の拡大

■ 北大生や大学と共に作る学修スタイル

PC・サポート・講座を一体とした学修スタイル提案を強化し、新入生段階からの接点づくりを進めます。PC シェア率の向上、サポート利用者数・講座受講者数の拡大を目標とし、大学方針に沿った AI 活用提案を含めた生活・学修両面での支援を行います。

北大生協として初めて新入生に、電子教材 (DICTOOL) の提案を行います。そのため、利用できる環境を担保しサポートを行い、北大生の利用実態に即した提案・サポートが出来るよう、利用者からの聞き取り調査を強化します。

■ 助け合いの輪を広げ、学業継続を支える取り組み

学生が経済的・生活上の不安を理由に学業継続を断念することのないよう、共済・学賠・学生生活 110 番・就学費用保障への加入を通じて、助け合いの輪を広げます。

説明機会の充実を図るとともに、給付事例の研究・共有を通じて制度の意義を分かりやすく伝え、加入者数増加と学業継続を支える基盤の強化につなげます。

■ 安心した食生活提案

新入生ミールの利用拡大を図り、入学直後から安定した食生活を送れる環境を整えます。ミールプランの内容や利用方法を分かりやすく伝えることで、不安の解消と利用定着を促します。

■ 早期の接点とつながり作り

早期に生協との接点を持ち、入学後の利用・加入につなげます。説明会参加の拡大により、個人情報取得を行い継続的な関係構築を図ります。

3) 不採算店舗の収益構造再構築

■ 学部店、水産店、書籍部門の損益改善

無人営業の拡大や有人時間帯の見直し、閑散期の営業形態変更を通じて損益改善をはかります。特に水産店・書籍部門については、業務整理による閉店・縮小も含めた運営見直しを行い、固定費削減と収益構造の改善を進めます。

② 組合員コミュニティの形成

1) 生協運営参加

組織委員会の活動を継続・強化し、運営参加の裾野を広げます。委員会人数や総代会参加者の拡大を目指し、総代の集いや教職員総代会議を通じて組合員参加を促進します。

引き続き、学生委員会を中心とした参加型の店舗活動を進めます。

2) つながり作り

新入学部生・院生・留学生を対象とした交流企画を実施するとともに、通年での交流機会を創出し、組合員同士のつながりを深めます。

教職員総代会議・店舗ミーティングでは縦のつながり作りを意識し開催します。

3) 加入促進

新入教職員への加入呼びかけや期中加入活動を強化し、特設窓口設置や他部署との連携を通じて加入促進を図ります。

③ 大学との連携強化

1) 大学との協同事業・協議の強化

研究科長・事務長訪問などを通じて学部理解を深め、大学の課題解決になる提案を行います。

④ 学生支援の強化

1) 安心・安全な学生生活を支える取り組み

共済強化月間を開催し給付件数を増やす取り組みを進めます。また、引き続き内部向け学習会を実施し給付漏れ呼びかけの強化を行います。

北大生の実態に即した予防提案活動を強化し、安全な学生生活を支えます。

学内全体で助け合いの輪を広げられるよう、引き続き保健センター・学生相談室への訪問活動を進めます。

2) 生活支援の拡大

100円朝食・夕食の提供拡大や、新たな奨学制度の検討・運用を通じて、経済的支援の充実を図ります。

⑤ 施設課題の検討

1. 福利厚生会館老朽化への対応

北部・中央福利厚生会館の修繕・改修の方向性を整理し、大学へ提案・協議を進めます。

2. 生協会館店の活用

生協会館店の将来的な活用方法の検討を進め、組合員サービスと経営の両立を目指します。

【3】 事業計画予算（損益予算）

科目名	23実績	24実績	25実績	26予算	前年差	前年比
供給高	2,937,391	2,915,167	2,835,515	2,911,026	75,511	2.7%
供給値引	34,835	27,100	21,905	28,860	6,955	31.8%
供給剰余金	600,470	608,761	618,724	653,363	34,639	5.6%
GPR	20.4%	20.9%	21.8%	22.4%	0	2.9%
共済受託手数料収入	18,663	17,789	18,478	18,570	92	0.5%
供給事業手数料収入	18,462	5,495	2,198	1,567	-631	-28.7%
不動産賃貸収入	112,538	95,670	95,309	97,359	2,050	2.2%
その他手数料収入	179,446	188,911	214,170	197,759	-16,411	-7.7%
事業総剰余金	929,601	916,698	948,999	968,618	19,619	2.1%
人件費合計	551,450	541,622	525,089	573,715	48,626	9.3%
物件費合計	445,474	459,410	443,727	412,648	-31,079	-7.0%
事業連合委託費	58,405	72,535	74,400	76,080	1,680	2.3%
事業経費合計	996,924	1,001,033	968,817	986,363	17,546	1.8%
事業剰余金	-67,323	-84,334	-19,817	-17,745	2,072	-10.5%
受取配当金	379	326	326	0	-326	-100.0%
雑収入	44,932	47,396	31,802	10,150	-21,652	-68.1%
事業外収益	56,525	57,898	43,276	19,150	-24,126	-55.7%
雑損失	3,484	1,370	1,754	0	-1,754	-100.0%
事業外費用	3,484	1,410	1,757	0	-1,757	-100.0%
経常剰余金	-14,282	-27,846	21,701	1,405	-20,296	-93.5%

供給・供給剰余・その他手数料等、利用関連

・ 供給高

新入生対応についてはPC台数、学修スタイル講座、サポート加入数は最高値だった2025年度を維持する計画としました。「食」については無人営業の通年稼働、食堂のメニュー価格変更と客数対策により、伸長予算としています。教科書利用は引き続き減少傾向が続くと想定します。

全体としては、前年から+2.7%伸長の29億1,102万を計画します。

・ 手数料収入

新入生向けの斡旋部屋数減少の影響を加味し前年▲7.7%の計画としました。

経費関連

・ 人件費

重点課題の住まい部門の体制強化、ならびに最低賃金増を見越し前年+9.3%の計画としました。特に住まい部門に関しては、管理物件増のための営業力強化を進めます。

・ 物件費

2025年度は生協会館店及びエルムテラスの大規模修繕があったため、施設維持管理費は大幅に減少します。また、学内配送の効率化、システムや連合加盟費など集中化による削減効果があり、前年▲7.0%の計画としました。

※参考資料 2025 年店舗別損益予算

※注) 退職給付費用、システム費、連合委託費、諸会費、クレジット手数料等は全て本部へ計上

店舗名	供給	事業総剰余	人件費	物件費	事業剰余
会館S	322,069	55,940	36,722	8,871	10,347
北部ウコ	424,057	43,832	26,773	11,423	5,636
工学購買	61,561	11,923	6,674	3,904	1,345
コパン	0	13,270	10,364	1,084	1,822
薬学購買	13,121	2,754	1,182	1,199	373
保健購買	14,269	2,987	1,856	1,299	-168
獣医購買	6,892	1,399	0	450	949
歯学購買	6,250	1,352	1,071	773	-492
水産店	24,770	2,957	3,517	2,163	-2,723
特設店	263,157	50,106	16,513	12,888	20,705
文系売店	3,962	840	1,031	64	-255
理学売店	5,398	1,158	1,341	221	-404
自販機店	0	7,910	0	2,614	5,296
北部B	78,980	18,343	2,702	808	14,833
クラB	129,700	20,891	21,608	4,931	-5,648
キャリア	53,490	36,906	26,386	5,211	5,309
クラ旅行	51,000	19,380	0	2,654	16,726
北部旅行	93,030	8,944	18,829	2,229	-12,114
住居管理	0	67,223	29,315	5,542	32,366
ルームG	0	113,366	35,987	18,932	58,447
北部食堂	296,139	157,116	78,928	29,288	48,900
CK店	0	6,324	12,125	3,918	-9,719
工学食堂	44,598	24,360	16,253	7,856	251
中央食堂	163,798	85,525	51,644	16,415	17,466
クラ食堂	39,563	21,500	13,291	4,916	3,293
農学部店	35,590	14,083	9,184	3,427	1,472
医学部店	40,236	17,658	10,505	5,912	1,241
ポプラ店	69,382	28,306	16,774	8,068	3,464
水産食堂	6,929	3,461	4,563	2,115	-3,217
共済C	0	30,209	12,745	3,714	13,750
水産総務	0	1,860	0	3,217	-1,357
外S	663,085	70,508	41,857	6,075	22,576
本部	0	26,227	63,975	230,467	-268,215
合計	2,911,026	968,618	573,715	412,648	-17,745

【4】 組織活動方針

1、学生組織委員会

26年度 北大生協学生組織委員会 展望

〈北大生協学生組織委員会で目指すこと〉

組合員の想いをもとに、組合員目線で活動をひろげられる学生委員会

大学生協の役割とは、組合員の想いや要望をもとに、組合員がよりよい生活を送れる場やきっかけをつくることにあり、学生委員会はその大学生協のもとに位置付けられる組織です。大学生協の活動が組合員からの働きかけによって支えられている以上、学生委員会も、組合員がより積極的に生協に関われるような活動を行う必要があります。

そのため、学生委員会では、組合員の意見や要望に常にアンテナを張り、それらを具体的な形にする姿勢を大切にします。また、総代に限らず広く組合員に「また生協を利用したい」と思ってもらえるよう働きかけるとともに、企画の場においてそのための意見を引き出していきます。

しかし、学生委員も一人の組合員なので、「学生委員としての視点」だけでなく、「一組合員としての視点」も持つことで、組合員も共感できる「想い」をもとにした活動を行っていきます。また、この共感をもとに、活動を改善したり、新たな活動を生み出したりしてひろげることで、組合員のよりよい生活をつくれるようにします。

〈北大生協学生組織委員会で大切にすること〉

1. 学生委員会全体への理解

学生委員会は単なる学生団体ではないため、「学生委員会とはどのような組織なのか」ということを一人ひとりが理解することを大切にします。

また、学生委員会の活動は受験生歓迎活動から新学期活動、通常期活動まで多岐にわたり、人によって力を入れる活動は異なりますが、自分が関わっていない活動についても、何をしているのか、またどのような目的を持って取り組んでいるのかを知っておくことが理想です。

学生委員一人ひとりが学生委員会全体の活動を理解することで、学生委員会としての一体感を持ちながら、よりよい活動につなげていきます。

2. 現状や目的をもとにした活動

組合員の思いに寄り添った活動を行うためには、なぜその活動を行うのかを明確にすることが重要です。そのため、現状をしっかりと分析し、その分析に基づいて活動方針や活動目的を定めて活動していきます。また、途中で活動の方向性がずれてしまわないよう、定期的の方針や目的を確認しながら取り組んでいきます。

3. 活動の評価とフィードバックの活用

組合員のよりよい生活を実現するためには、活動の振り返りを行い、より組合員のニーズに合った形へと改善することが重要です。そのため、活動の評価は、代表者だけではなく活動に関わるメンバー全員で行っていきます。

また、「目的に沿った活動であったか」など定性的な評価だけでなく、企画の満足度などの定量的な評価も取り入れることで、より適切な振り返りにつなげます。さらに、参加者アンケートなどで得られた意見や感想を活動内でしっかり分析し、次年度の活動に生かしていきます。こうした振り返りは、普段の活動に限らずセミナー等に参加した際にも行い、そこで得た学びや気づきを持ち帰り今後の活動に反映できるようにします。

4. 常に自他を気遣う活動

学生委員会での活動は、楽しいことだけでなく大変なこともあります。そのため、一人ひとりが自分の

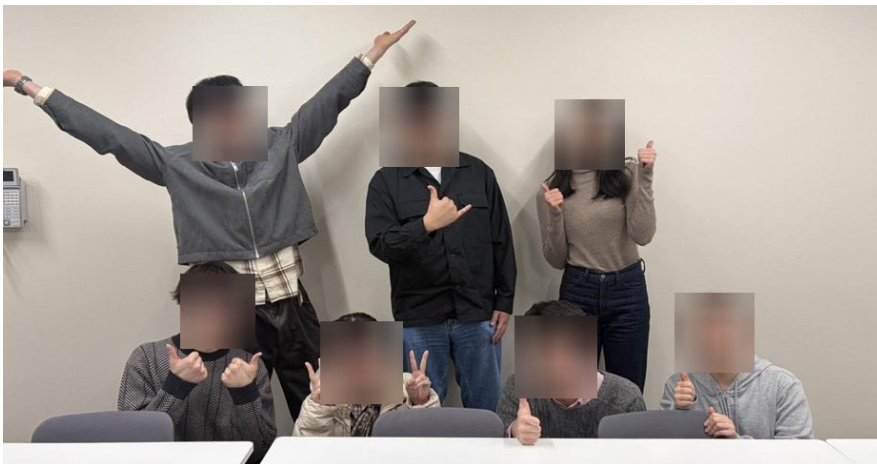
キャパシティや忙しさを理解し、無理のない形で取り組むことを大切にします。

また、特に各活動の代表者は、メンバーのキャパシティや活動への関わり方を踏まえて適切に役割分担ができるようにします。代表者以外のメンバーも、周囲の様子に目を向け、互いに支え合えるようにします。さらに、学生委員会への関わり方や生活状況は人それぞれなので、自分の考え方や取り組み方を他のメンバーに強制することのなく、お互いを尊重しながら活動していきます

2、院生委員会

現在の院生委員会は、工学院修士2年、生命科学院修士1年、農学院修士1年の3人です。
2026年度の方針はおもに3つです。

- ・ 開放的院生
様々な話題で話をするこで、多忙な院生の息抜き
- ・ フランクな研究談
研究内容を初学者に話しやすい環境
他分野だからこそ構えずにフランクに研究の話をするこで、自分の研究の意義と位置づけを見出す
- ・ アカデミアラウンジ
院生がアカデミアについて語ろう
実学・応用研究と基礎研究のそれぞれの意義の見つけ方
博士人材の登用や企業研究や大学研究という博士課程重点で考えを深める



3、教職員委員会

1. 「教職員総代会議」を毎月開催し、意見交換で出された声を理事会に伝え、ひとつでも実現できるように取り組みます。昨年に引き続き対面開催を継続し、活発な議論が出来る総代会議を目指します。
2. 機関誌「きぼうの虹」を、定期的に発行し、学内の教職員・院生・学生からさまざまな寄稿をいただいて発信できる冊子にしています。
3. 「フォトコンテスト2026」を、6月から広報を開始して募集し、組合員の作品の発表の場を作ります。
4. 教職員の加入率アップのための取り組みを議論します。
5. 他の組織委員会と交流し、組織委員のつながり強化を目指します。また全国教職員セミナーに参加して、他生協の教職員委員と意見交換・交流します

4、留学生委員会

今年度の留学生委員会では「留学生と日本人学生の交流促進」を最重要課題として据え、活動してまいります。留学生や日本人学生、学内機関を巻き込むこで委員会内部・大学全体における国際交流を積極的に展開します。

上記の目的達成のため、以下の目標に取り組んでまいります。

1. 日本人学生へのイベント・委員会の周知

当委員会のイベントに日本人学生の参加者が少ないという課題から、英語のみならず日本語での SNS 発信やポスターの作成を増やしていく方針です。また、当委員会メンバーにも日本人学生が少ないため、同様に日本語での宣伝・告知を増やしていく予定です。

2. 大学広報部との連携

北海道大学広報部と活動を連携し、より規模の大きいイベントの開催や広報活動を行う方針です。昨年度、大学広報部より打診があったため、本年度より本格的に活動を行っていきたいです。大学と連携することで、予算の拡充やより広い情報発信ができるかと期待できます。

3. 定期イベントの開催を増加させる

今年度は、当委員会メンバーが企画する定期イベントを、より頻度を増やして開催していく方針です。例年、学期の初めに開催するウェルカムパーティーがメインのイベントになりがちのため、より学生の皆さんに楽しんでいただけるようなイベントを増やしていきたいです。昨年度より委員会内では開催したいイベントについて話し合っており、ムービーナイト、ハイキング、フリーマーケット等の案が出ています。イベントの開催を増やすことにより、委員会の知名度上昇になり、人員不足解消にも繋がるかと期待できます。

5、環境委員会活動方針

環境委員会は当初「環境課題推進委員会」として北大生協の環境マネジメントや活動について監査と提言を行っていました。2023 年度から名称を「環境委員会」へ変更し、北大生協環境方針に沿って具体化を進める理事会委員会として設置しています。

引き続き理事会委員会として設置し、北大生協の環境への取り組みを推進していきます。

1. 北大生協らしい環境委員会活動の基盤作り

昨年度は委員会の開催が不定期となり、委員会としての活動が出来ませんでした。北大生協に設置されている環境委員会だからこそできることを考え、活動する基盤作りを行います。

2. 委員選出方法の確立

委員が継続的に選出できる仕組み、方法を検討し確立することを目指します。

第 3 号議案 組合員整理による法定脱退の件

定款第 12 条に基づき、定款第 11 条第 3 号の事由による法定脱退を 2,695 名の方に行います。法定脱退処理を行う方は北海道大学生生活協同組合理事会室（生協会館店 3F）に名簿を備え付け、閲覧に供し掲示板に掲示致します。

（提案理由）

生協法と定款にもとづき、適正に組合員管理を行うため。なお、この方々には、事前に所定の案内を複数回お送りしています。（転居等をされていて、生協にお届けいただいた住所に郵便物が届かない方は除く。）

第 4 号議案 監事監査規則一部改正承認の件

定款第 35 条第 12 項に基づき、監事監査規則を監事会にて一部改正しており、本総代会において承認を求めます。

1、改正の内容

条文	改正前	改定後	備考
第 4 条 4 項	生協法第 31 条の 7 に定められた決算関係書類等の監査及び監査報告書の作成に関する事項	生協法第 31 条の 9 に定められた決算関係書類等の監査及び監査報告書の作成に関する事項	生協法の参照条項の誤りを修正
第 8 条 1 項	次に掲げる事項の決定は、全監事の過半数の同意を必要とする。 (1) 監事による総代会の招集に関する事項 (2) 監査についての規則等の設定、変更又は廃止に関する事項 (3) 監事会議長及び特定監事の互選 (4) 監査計画の決定	次に掲げる事項の決定は、監事の過半数の同意によって行う。ただし、各監事の権限の行使を妨げない。 (1) 監査方針、監査計画 (2) 監査の実効性の確保に関する理事又は理事会への協力の要請の内容 (3) 監査費用の予算 (4) 監事による総代会の招集に関する事項 (5) 監査についての規則等の設定、変更又は廃止 (6) 監査に関する基準の設定、変更又は廃止 (7) 特定監事及び監事会議長の互選	監事が独任制の機関であることを踏まえつつ、監事間で合議により決定すべき事項について整理し、その決定が各監事の権限行使を妨げないことを明確化するよう修正
第 8 条 2 項	次に掲げる事項の決定は、監事全員の同意を必要とする。 (1) 理事の損害賠償責任免除に関する事項	次に掲げる事項の決定は、監事全員の同意を必要とする。 (1) 理事の責任の一部免除に関する議案を総代会に提	生協が提起した理事・元理事の責任追及訴訟で和解する場合の手続きに関する

	<p>(2) 役員の実任を追及する訴えにおいて、組合が理事等を補助するための訴訟参加に関する事項</p> <p>(3) 監事の報酬に関する事項</p>	<p>出することに対する同意</p> <p>(2) 組合員による理事（理事であった者を含む。以下同じ）の責任を追及する訴えにおいて、組合が被告理事側に補助参加することに対する同意</p> <p>(3) 組合員による理事の責任を追及する訴えにおいて、裁判所から通知された和解内容の承認</p> <p>(4) 組合による理事の責任を追及する訴えにおいて、裁判所から通知された和解内容の承認</p> <p>(5) 各監事の報酬</p>	<p>規定（生協法第31条の8）が設けられたことを受け、修正</p>
第19条	<p>監査の事項は、法令又は定款もしくは本監事監査規則に定める事項のほか、日本生協連が定める生協監事監査基準による。</p>	<p>削除</p>	<p>日本生協連の生協監事監査基準は存在しないため削除</p>

以上

第5号議案 役員報酬限度額決定の件

役員の年間報酬（2026年6月～2027年5月）について、下記の総額の範囲で理事会が定める役員報酬規則にもとづいて支給すること、及び、各役員の報酬額・支給方法などについては、理事に関しては理事会に、監事に関しては監事の協議に委ねることを決定します。

（1）理事（25名）の報酬（総額）

常勤理事（1名）と非常勤理事（24名）の報酬の限度額を1,600万円とします。

この金額は、前年の総代会で議決した金額と同じです。

理事25名合計の役員報酬額26年度予算は8,925,000円（前年実績8,560,000円）です。

常勤理事の報酬は、北海道内の大学生協で統一し共通運用している給与・退職金制度に基づき、「年齢給」+「職能給（キャリア）」+「役職給（ポスト）」×（賞与）の合算で決められています。尚、月額報酬はそれらの合算の12分の1を月額報酬としています。

また報酬限度額には、現専務理事齋藤真廣（2023年5月から専務理事）の役員就任期間に対応する退職金相当額引当も含まれます。

（2）監事（5名）の報酬（総額）

1. 非常勤監事（5名）に関する報酬の限度額を60万円とします。

この金額は、前年の総代会で議決した金額と同じです。

監事5名合計の役員報酬額26年度予算は324,000円（前年実績276,000円）です。

第6号議案 議案決議効力発生の特

議案の本旨に反しない範囲の字句の修正を理事会に一任します。総代会終了届け等の行政上の手続きの際、字句の間違い訂正や法律用語等が不正確な表記で訂正しなければならない場合があります。その場合には字句修正をして手続きを進めます。

役員選挙

1. 役員定数は定款第 18 条にもとづき、第 8 回理事会（2026 年 1 月）にて理事 25 名・監事 4 名と決定しました。その半数以上は学生・院生となります。
2. 役員選挙は、2026 年 4 月 8 日に公告され、4 月 8 日から 4 月 17 日の締切日までに理事会推薦の役員候補以外に立候補がありませんでした。つきましては、理事会推薦候補は定数内であるため、役員選挙規約第 12 条および第 13 条に基づき投票を省略し全員当選となります。
3. 別紙にて役員候補をご紹介します。ご参照ください。

2026年度 理事会・監事会 推薦名簿

理事会				
	役職	氏名	所属	
1	理事	坂爪 浩史	農学研究院 教員	
2	理事	齋藤 真廣	生協職員	
3	理事	金川 眞行	総務企画部総務課 職員	
4	理事	小川 美香子	薬学研究院 教員	
5	理事	林 忠一	北方生物圏フィールド科学センター 職員	
6	理事	今村 央	水産科学研究院 教員	
7	理事	渡部 典大	工学研究院 教員	
8	理事	川上 あき	教育イノベーション機構 教員	
9	理事	佐藤 哲生	工学系事務部 職員	
10	理事	里 眞理子	北キャンパス合同事務部 職員	
11	理事	田代 直也	工学院 修士2年	
12	理事	中野 翔太郎	法科大学院 修士2年	
13	理事	渡邊 稀羅	農学院 修士1年	
14	理事	櫛井 太智	法学部 4年	
15	理事	松田 和歩	農学部 4年	
16	理事	山下 匡隆	法学部 4年	
17	理事	田所 和廉	理学部 3年	
18	理事	岡田 唯花	医学部保健学科 3年	
19	理事	福嶋 柳之丞	教育学部 3年	
20	理事	福田 梨瑛	教育学部 3年	
21	理事	坪内 將恭	工学院 修士2年	新任
22	理事	梅本 樹弥	理学部 3年	新任
23	理事	神蔵 和奏	法学部 2年	新任
24	理事	高岸 大知	法学部 2年	新任
25	理事	齋藤 愛斗	文学部 2年	新任
監事会				
	役職	氏名	所属	
1	監事	芳賀 永	先端生命科学研究院 教授	大学推薦
2	監事	岡野 泰樹	経済学研究院 准教授	
3	監事	山崎 瞳子	生命科学院 博士1年	
4	監事	戸松 陸	文学院 修士1年	
5	監事	渡辺 爽斗	経済学院 修士2年	新任

順不同

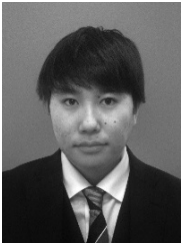
2026年度役員選挙


1. 役員定数は定款第18条にもとづき、第8回理事会（2026年1月）にて理事25名・監事5名と決定しました。
2. 2026年4月8日から4月17日までの役員立候補受付期間に立候補はありませんでした。
3. 理事会推薦役員候補は、下記の方々です。監事1名は北海道大学総長からの推薦です。
4. 役員選挙規約に基づき、投票を省略し、全員当選となります。


理事候補者


定数25名（内学生・院生で半数以上） / 候補者25名（内学生・院生で15名）


【理事会推薦候補 学生・院生】


	氏名	たしろ なおや
		田代 直也
	所属	工学院
		修士2年
役員歴	理事 22年～	
抱負		
これまでの経験を活かし、経常剰余の持続的な黒字化ならびに経営状況のさらなる健全化に貢献します。		


	氏名	わたなべ きら
		渡邊 稀羅
	所属	農学院
		修士1年
役員歴	理事 23年～	
抱負		
組合員がそれぞれの視点から自由に意見を出せる場を作っていきたいです		


	氏名	なかの しょうたろう
		中野 翔太郎
	所属	法科大学院
		修士2年
役員歴	理事 25年～	
抱負		
大学での学びや学生委員としての活動の経験を活かし、誰にとっても使いやすい生協づくりに貢献したいです。		

	氏名	くしい たいち
		櫛井 太智
	所属	法学部
		4年
役員歴	理事 24年～	
抱負		
前年度に引き続き理事を務めさせていただきます。学生委員会や理事の経験を活かし、北大生協をより良いものにできるよう尽力して参ります。		


	氏名	やました まさたか
		山下 匡隆
	所属	法学部
		4年
役員歴	理事 24年～	
抱負		
学生委員会で総代担当を務めた経験を活かして、総代や組合員の意見をもとに、理事として生協運営に臨みます。		


	氏名	まつだ かずほ
		松田 和歩
	所属	農学部
		4年
役員歴	理事 24年～	
抱負		
学生や組合員としての視点を大切にしながら、北大生協の力になることができるよう尽力します。よろしくお祈いします。		

	氏名	たどころ かずゆき
		田所 和廉
	所属	理学部
		3年
役員歴	理事 25年～	
抱負		
<p>大学生協に関する理解・経験をまだまだ未熟ですが、自分の出せる精いっぱい努力で大学生協に携わって行きます。</p>		

	氏名	おかだ ゆいか
		岡田 唯花
	所属	医学部保健学科
		3年
役員歴	理事 25年～	
抱負		
<p>組合員のより良い生活を目指し、学生委員会での経験を活かしながら頑張ります。</p>		


	氏名	ふくしま りゅうのすけ
		福嶋 柳之丞
	所属	教育学部
		3年
役員歴	理事 25年～	
抱負		
<p>学生委員としてのこれまでの経験を活かしながら、少しでもよりよい北大生協を目指して頑張ります。</p>		


	氏名	ふくだ りえ
		福田 梨瑛
	所属	教育学部
		3年
役員歴	理事 25年～	
抱負		
<p>ISC（北大生協留学生委員会）は留学生をサポートするための活動を行っています。ISCから、大学生協に貢献できるよう精一杯頑張ります。</p>		

	氏名	つぼうち ゆきただ
		坪内 将恭
	所属	工学院
		修士2年
役員歴	新任	
抱負		
<p>院生委員会の活動を通じて、院生の生活がより快適になるように、励んでいきたいと思えます。</p>		

	氏名	うめもと みきや
		梅本 樹弥
	所属	理学部
		3年
役員歴	新任	
抱負		
<p>この度は体育会から参加させていただきます。精一杯頑張りますのでよろしくお願いいたします。</p>		


	氏名	かみくら わかな
		神蔵 和奏
	所属	法学部
		2年
役員歴	新任	
抱負		
<p>至らない点もありますが、組合員のよりよい生活を実現できるよう、学生委員・理事として尽力したいです。</p>		

	氏名	たかぎし だいち
		高岸 大知
	所属	法学部
		2年
役員歴	新任	
抱負		
<p>北大生協での組合員活動がより活発なものになることを目指し、学生委員の一員として尽力してまいりますので、よろしくお願いいたします。</p>		


	氏名	さいとう まなと
		齋藤 愛斗
	所属	文学部
		2年
役員歴	新任	
抱負		
学生目線から組合員全体を俯瞰し、より良い北大生協を目指して尽力いたします。よろしくお願いいたします。		


抱負		


【理事会推薦候補 教職員・生協職員】

	氏名	さかづめ ひろし
		坂爪 浩史
	所属	大学院農学研究院
		教員
役員歴	理事長 21年～	
抱負		
役職員一丸となって経営再建を軌道に乗せたいと思います。		


	氏名	さいとう まさひろ
		齋藤 真廣
	所属	生協職員
役員歴	専務理事 23年～	
抱負		
組合員同士のコミュニティ形成を大切に、大学内での「食」や「学び」を支え、生活基盤の「住」を支える北大生協となるよう尽力いたします。		


	氏名	かながわ まさゆき
		金川 眞行
	所属	総務企画部総務課
		職員
役員歴	理事 20年～	
抱負		
教職員組合員の代表として、北海道大学生協同組合が頼りがいのある存在となるよう微力ながら貢献したいと思います。		


	氏名	いまむら ひさし
		今村 央
	所属	大学院水産科学研究院
		教員
役員歴	理事 21年～	
抱負		
生協と利用者のパイプ役として、微力ながら尽力させていただきます。よろしくお願いいたします。		


	氏名	はやし ただかず
		林 忠一
	所属	北方生物園フィールド科学センター
		職員
役員歴	理事 21年～	
抱負		
お勤め最後の年になりましたが、最後まで精一杯お役に立てればと思います。		

	氏名	おがわ みかこ
		小川 美香子
	所属	大学院薬学研究院
		教員
役員歴	理事 22年～	
抱負		
生協がより魅力的になるように考えていきたいと思ひます。		

	氏名	わたなべ のりひろ
		渡部 典大
	所属	大学院工学研究院
		教員
役員歴	理事 24年～	
抱負		
<p>学生目線から組合員全体を俯瞰し、より良い北大生協を目指して尽力いたします。よろしくお願いいたします。</p>		

	氏名	かわかみ あき
		川上 あき
	所属	教育イノベーション機構
		教員
役員歴	理事 25年～	
抱負		
<p>組合員のためのサービスや、学生へのより身近な支援体制について、大学と生協がより協働できるよう、取り組ませていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>		


	氏名	さとう てつお
		佐藤 哲生
	所属	工学系事務部
		職員
役員歴	理事 25年～	
抱負		
<p>職員理事として、北大生協の力になれるといいですね。</p>		


	氏名	さと まりこ
		里 眞理子
	所属	北キャンパス合同事務部
		職員
役員歴	理事 25年～	
抱負		
<p>微力ながらお手伝いさせていただきたく存じます。</p>		

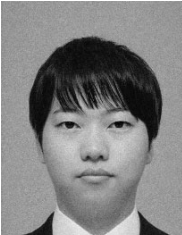
監事候補者

定数5名 / 候補者5名 (内3名は学生・院生、内1名はその他、内1名は大学推薦)

【監事会推薦候補 学生・院生】


	氏名	やまざき とうこ
		山崎 瞳子
	所属	生命科学学院
		博士1年
役員歴	監事 23年～	
抱負		
前年度から引き続き監事を務めさせていただきます。精一杯励んで参りますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。		

	氏名	とまつ りく
		戸松 陸
	所属	文学院
		修士1年
役員歴	監事 25年～	
抱負		
北大生協の運営が適切に行われているか監査し、北大生協が組合員の生活をより良くできるように進言して参ります。		


	氏名	わたなべ あきと
		渡辺 爽斗
	所属	経済学院
		修士2年
役員歴	新任	
抱負		
組合員の立場に立ち、責任をもって誠実に監事業務に取り組みます。		

抱負		

【監事会推薦候補 教職員】

	氏名	おかの たいき
		岡野 泰樹
	所属	大学院経済学研究院
		教員
役員歴	監事 21年～	
抱負		
監事として北大生協の健全で持続的な発展に向け活動して参ります。		

【大学推薦】

	氏名	はが ひさし
		芳賀 永
	所属	大学院先端生命科学研究院
		教員
役員歴	監事 21年～	
抱負		
昨年度に引き続き、監事として北大生協の業務執行状況を監査するとともに、北大生協の活動が発展するよう理事会等を通じて提言を行ってまいります。		

令和8年4月15日

北海道大学生協同組合
理事長 坂 爪 浩 史 殿

北海道大学総長 寶 金 清 博
(公印省略)

貴学からの監事の推薦について（回答）

2026年3月9日付け文書で依頼のありました標記のことについて、下記の者を推薦します。

記

所 属 大学院先端生命科学研究院
職 名 教 授
氏 名 芳 賀 永

担当	学務部学生支援課
	生活支援担当 係長 野坂
連絡先	外線 011-706-7532
	内線 7532

2025 年度理事会議決事項-

第 1 回定例理事会

5 月 22 日 (木) 19:30~19:50

北海道大学工学部オープンホール

出席理事：理事総数 25 名中 20 名出席

出席監事：監事総数 4 名中 3 名出席

1. 代表理事等互選、常務理事互選および代行順位決定の件

- 1. 顧問選任および幹部職員任命の件
- 1. 組織委員等任命の件
- 1. 理事会委員会設置の件
- 1. 役員報酬等決定の件
- 1. 委員手当等決定の件
- 1. 組織委員会等および監事の活動に要する費用上限決定の件
- 1. 短期借入金上限額決定の件
- 1. 代理押印承諾方式採用の件
- 1. 2025 年度理事会等の日程の件
- 1. 生活協同組合連合会大学生協事業連合 第 7 回通常総会代議員選出の件

第 2 回定例理事会

6 月 25 日 (水) 18:15~20:39

北大生協 北大生協会館 3 階会議室

web 会議方式を併用

出席理事：理事総数 25 名中 17 名出席

出席監事：監事総数 4 名中 4 名出席

- 1. 2025 年度 4 月営業総括および決算承認の件
- 1. 2025 年度 5 月営業総括および決算承認の件
- 1. クラーク書籍店舗改装の件
- 1. 第 2 次中期計画検討委員会設置の件
- 1. 研究費による書籍購入割引計算方法の件
- 1. 「2 項組合員」承認報告・申請の件
- 1. 北海道生協連第 69 回通常総会代議員選出の件
- 1. 組織委員等任命の件

第 3 回定例理事会

7 月 23 日 (水) 18:15~19:54

北大生協会館 3 階会議室

WEB 会議方式を併用

出席理事：理事総数 25 名中 20 名出席

出席監事：監事総数 4 名中 2 名出席

- 1. 2025 年 6 月期営業総括および決算承認の件
- 1. 教職員・その他組合員整理の件
- 1. 北大生協正規職員・シニア職員・定時職員給与規定変更の件
- 1. 「2 項組合員」承認報告・申請の件

1. 組織委員等任免の件

第 4 回定例理事会

9 月 17 日 (水) 18:15~20:34

北大生協会館 3 階会議室

WEB 会議方式を併用

出席理事：理事総数 25 名中 16 名出席

出席監事：監事総数 4 名中 2 名出席

- 1. 2025 年 7、8 月期営業総括および決算承認の件
- 1. 北大生協フレンドリー職員給与規定変更の件
- 1. 「2 項組合員」承認報告・申請の件
- 1. 組織委員等任免の件
- 1. 役職員海外出張の件

第 5 回定例理事会

10 月 22 日 (水) 18:15~19:45

北大生協会館 3 階会議室

WEB 会議方式を併用

出席理事：理事総数 25 名中 18 名出席

出席監事：監事総数 4 名中 2 名出席

- 1. 2025 年 9 月期営業総括および決算承認の件
- 1. 2025 年秋年末交渉対応方針決定の件
- 1. 「2 項組合員」承認報告・申請の件

第 6 回定例理事会

11 月 20 日 (水) 18:15~20:10

北大生協会館 3 階会議室

WEB 会議方式を併用

出席理事：理事総数 25 名中 19 名出席

出席監事：監事総数 4 名中 3 名出席

- 1. 2025 年 10 月期営業総括および決算承認の件
- 1. 総代会 PJ 設置及び学生責任者の手当決定の件
- 1. 全国大学生協連 第 69 回通常総会代議員選出の件
- 1. 全国大学生協連 2026 年度役員選任、就任の件
- 1. 日本コープ共済連臨時総会代議員選出の件

第 7 回定例理事会

12 月 17 日 (水) 18:15~19:55

北大生協会館 3 階会議室

WEB 会議方式を併用

出席理事：理事総数 25 名中 20 名出席

出席監事：監事総数 4 名中 1 名出席

- 1. 2025 年 11 月期営業総括および決算承認の件
- 1. 食堂基本メニュー価格変更の件
- 1. 2026 年度ミールプラン継続申込特典の件

- 1. 全国制度「生協役員賠償責任保険」の加入申し込みの件
- 1. 組織委員等任免の件
- 1. 設備投資の件

第8回定例理事会

1月22日（水）18：15～20：24

北大生協会館店3階会議室

WEB会議形式を併用

出席理事：理事総数25名中20名出席

出席監事：監事総数4名中2名出席

- 1. 2025年12月期営業総括および決算承認の件
- 1. 総代会関連の件
- 1. 法定脱退処理の件
- 1. 組織委員等任免の件

第9回定例理事会

2月19日（水）18：15～20：10

北大生協会館店3階会議室

WEB会議形式を併用

出席理事：理事総数25名中17名出席

出席監事：監事総数4名中2名出席

- 1. 2026年度方針案決定の件
- 1. 2026年度予算案決定の件
- 1. 2026年1月期の営業総括と決算の件
- 1. ミールプラン決算方針の件
- 1. 推奨食器購入の件
- 1. ポイント政策の件
- 1. 北大生協2026年度理事長、常務理事互選（方法）の件
- 1. 「2項組合員」承認の件
- 1. 組織委員等任免の件
- 1. 春闘方針決定の件



第10回定例理事会

3月18日（水）18：15～19：58

北大生協会館店3階会議室

WEB会議形式を併用

出席理事：理事総数25名中17名出席

出席監事：監事総数4名中2名出席

- 1. 2026年2月期営業総括および決算承認の件
- 1. 組織委員等任免の件

第11回定例理事会

4月22日（水）18：15～20：23

北大生協会館店3階会議室

WEB会議形式を併用

出席理事：理事総数23名中17名出席

出席監事：監事総数3名中3名出席

- 1. 2026年度総代会議案書承認の件
- 1. 2026年3月期営業総括および決算承認の件
- 1. 2026年度第1回理事会への送り事項決定の件
- 1. 日本コープ共済連 第18回通常総会 代議員選出の件
- 1. 組織委員等任命の件



理事会の様様（議案提案者が会場で実出席、理事監事はZoomを利用してオンライン方式で議論に参加）

国立大学法人北海道大学における福利厚生業務に関する大学と 生協との業務委託契約書

国立大学法人北海道大学（以下「甲」という。）と北海道大学生協同組合（以下「乙」という。）は、甲の国立大学法人への移行に当たり、これまで積み重ねてきた甲乙間の従前の関係を尊重し、今後の大学の福利厚生を充実させていくために、甲の構成員である学生・教職員（以下「学生等」という。）の福利厚生に係る業務の一部を乙に委託することに関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、甲が行うべき、学生等のための福利厚生の充実を図る目的をもって、次の各号に掲げる福利厚生業務（以下「本件業務」という。）を乙（乙は、甲を職域とし、学生等が結成し、運営する生活協同組合である。）に委託し、乙はこれを受託する。とりわけ、学生支援のための福利厚生は、大学が行うべき正課外の教育でもあり、正課の教育では代替できない固有の意義があるものであって、この意味でも乙の行う本件業務は、甲にとって不可欠のものであり、乙は、この観点からも甲に協力し誠実に責任を持ってこれを遂行するものとする。

- (1) 食堂業務
- (2) 購買業務
- (3) 住居・旅行等の各種幹旋及びサービス業務

2 甲は上記の外、福利厚生に係る新たな業務を乙に委託する場合は、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

3 甲は、高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、学生等に対する福利厚生の充実を継続的に目指し、乙は、その組合員のための生活の文化的経済的改善向上を図る諸活動を通じて、学生等の福利厚生の充実を目指すものである。

（乙の責務）

第2条 乙は、本件業務の実施に当たり、関連する法令、規則等を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって誠実にこれを履行し、甲の品位並びに秩序の維持に努めるものとする。

2 乙は、いかなる事由によっても甲の社会的信用を消失させたり、学生等の不利益となる行為をしてはならない。

3 乙が行う本件業務は、良質で低廉な飲食物・商品・サービス等を提供するものとする。

4 乙は、本件業務を運営する際にトラブルが発生した場合は、原則として乙の責任において解決を図るものとする。

5 本件業務実施のために乙が行う商取引の一切は、乙自らの名義において行うものとし、甲の名義を使用しない。

（物件の利用）

第3条 甲は第1条の目的に向けた本件業務のために、甲と乙が別に締結する「使用貸借契約書」に定めた土地・建物（以下「固定資産等」という。）を無償で乙の利用に供する。

2 前項の定めに関わらず、甲が定めた別記「取扱要領」に掲げた諸条件を乙が具備しない場合は、貸付料を徴収することができるものとする。

3 乙は、甲からの便宜供与の目的を受け止め、本件業務を誠実に責任を持って行う。また、乙は、甲が高等教育機関としての社会的使命を達成することは、自らの組合員である学生等の願いでもあるという認識に立ち、甲の高等教育機関としての社会的使命達成に積極的に協力するものとする。

4 乙は、固定資産等の使用の変更等をしようとする場合は、事前に甲の許可を得なければならない。

5 乙が、臨時的に短期間において第1項の規定に定める以外の固定資産等を使用しようとする場合は、別途使用の許可を申請し、甲の許可を得なければならない。

(第三者の使用)

第4条 乙は、第三者に固定資産等の全部又は一部を貸与し、又は運営を委託することはできない。ただし、乙が直接運営することが当該業務の規模又は種類により困難であつて、第三者に委託する方が能率的であり、かつ安価であると認められる場合は、甲の許可を得て、その一部を第三者に委託することができる。

(施設等の管理)

第5条 乙は、善良な管理者の注意をもって固定資産等を維持管理しなければならない。

2 甲の指定する固定資産等には、乙はあらかじめ甲の承認を得て、業務に必要な諸設備・什器・備品等を乙の負担において備えることができる。ただし、事情や内容等により甲乙協議の上、甲の負担において備えることがある。

3 甲が乙に貸与している固定資産等に関する小規模の修繕は、原則として乙の負担とする。ただし、甲乙協議の上、甲の負担で行うことがある。

4 乙は、固定資産等の滅失、毀損を発見した時は、速やかにこれを甲に報告しなければならない。

(固定資産等の監督)

第6条 甲は、固定資産等について随時実地調査することができる。

2 乙は、前項の調査に必要な報告を甲から求められた場合、これに応じなければならない。

3 甲は、固定資産等の維持管理に関し適宜必要な指示をすることができ、乙は当該指示に従うものとする。

(業務日時等)

第7条 乙は、本件業務の種類・内容・業務日時等を日常的に甲に報告し、甲又は学生等に重要な影響を与える施策等を実施する場合には、事前に甲と協議し、乙が行う本件業務に甲の意向が反映するよう努めなければならない。

2 甲は、本件業務の種類・内容・業務日時等に関し甲が必要と認めた場合、その都度乙を指導することができるものとし、甲から乙への指導が行われた場合、乙はこれを真摯に受け止め誠実に対応するものとする。

(衛生管理等)

第8条 乙は、本件業務に従事する従業員の勤務態様、健康管理、就業並びに衛生管理等について関係法令を遵守すること。また、異常が判明したときは遅滞なく甲に報告するとともに、甲の管理運営及び本件業務の実施に支障を来さないよう万全を期するものとする。

(費用負担)

第9条 乙は、本件業務の運営に係る人件費、保健衛生費、被服費、光熱水料、原材費、通信費、その他本件業務に必要な経費を負担する。

(対価の不発生)

第10条 甲及び乙は、本件業務の実施に関し、本契約書に定める以外、名目の如何を問わず何らの金員も相手方に請求しない。

(報告等)

第11条 乙は、半年に1回ずつ、本件業務の内容、収支決算等を書面により甲に報告しなければならない。

2 甲は、乙の損益計算書等の決算に関する書類、その他の書類の提出を求めることができる。

(協議機関の設定)

第12条 甲及び乙は、学生等の福利厚生に関する事項及び関連する事項について、甲乙間で恒常的な協議の場を設定する。構成は、甲の総長又はこれに代わる者、乙の理事長又はこれに代わる者を含むものとする。

また、必要に応じて、各レベルでの協議の場を設けるものとする。

(契約期間)

第13条 契約期間は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までとする。ただし、契約期間満了の6か月前までに、甲、乙いずれからも何らの意思表示をしない場合は、契約期間満了の日の翌日から向こう1か年の契約を更新したものとみなし、その後も同様とする。

(秘密保持)

第14条 甲及び乙は、契約期間中において知り得た互いの業務上の秘密について、これを第三者に漏洩してはならない。

2 前項の規定は、本契約の終了においても同様とする。

(解除)

第15条 甲は、次の各号に該当するときは、契約の解除又は契約の一部を変更することができるものとする。

(1) 乙に、本契約に違背する事実があったと甲が認めたとき

(2) 甲が、固定資産等を必要とすることになったとき

(契約終了時)

第16条 契約が終了した場合において、乙は甲に対し、固定資産等に改良のために投じた有益費その他の費用が現存している場合にあって、その費用等の償還の請求はしないものとする。

2 契約が終了した場合、乙は甲の指定する期日までに固定資産等を現状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が特に承認したときは、この限りでない。

3 前項の場合において、乙が、原状回復の義務を履行しないときは、甲は乙の負担においてこれを行うことができる。この場合、乙は甲に異議を申し立てることはできない。

(損害賠償)

第17条 乙は、その責に帰する事由により固定資産等に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、前条第2項による原状回復をした場合は、この限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、乙は、本契約書に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(協議)

第18条 この契約書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、甲乙双方でその都度誠実に協議するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ、各自その1通を保管するものとする。

平成16年4月1日

甲 札幌市北区北8条西5丁目
国立大学法人北海道大学
総長 中村睦男 印

乙 札幌市北区北8条西7丁目
北海道大学生生活協同組合
理事長 榎戸武揚 印

変更契約書

国立大学法人北海道大学（以下「甲」という。）と北海道大学生生活協同組合（以下「乙」という。）との間において、平成16年4月1日付けで締結した国立大学法人北海道大学における福利厚生業務に関する大学と生協との業務委託契約（以下「原契約」という。）について、原契約書第18条に基づき、次の条項とおりに変更契約を締結する。

第1条 原契約の一部を次のとおり変更する。

第3条 甲は、第1条の目的に向けた本件業務のために、別に定めた甲の所有する土地・建物（以下「固定資産等」という。）を無償で乙の使用に供する。

4 乙は、固定資産等の使用の変更等及び第1項の規定に定める以外の土地・建物等を使用する場合は、事前に甲の許可を得なければならない。

5 乙が、臨時的に短期間において第1項の規定に定める以外の土地・建物等を使用する場合は、別途使用の許可を申請し、甲の許可を得なければならない。

第5条

3 固定資産等に関する小規模の修繕は、原則として乙の負担とする。ただし、甲乙協議の上、甲の負担で行なうことがある。

別記（第3条第2項関係）取扱要領「3. その他」を削除する。

第2条 前条は、平成22年4月1日から適用するものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成22年3月31日

甲 札幌市北区北8条西5丁目
国立大学法人北海道大学
総長 佐伯 浩 印

乙 札幌市北区北8条西7丁目
北海道大学生生活協同組合
理事長 太田 幸雄 印

国立大学法人北海道大学と北海道大学生生活協同組合との災害時における相互協力に関する協定

国立大学法人北海道大学（以下「甲」という。）と北海道大学生生活協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における相互協力に関する協定を以下のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、火災その他による災害（以下「災害」という。）が発生し、またはその発生のおそれがある場合で、かつ、大学構成員並びに大学への避難住民に対する支援（以下「災害支援」という。）が必要な場合に、甲及び乙が相互に協力して災害支援を円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条に定める災害支援が必要であると認められる場合、乙に、以下に掲げる事項を要請することができる。

- 一 飲料、食料その他生活必需物資（以下「飲料及び食料等」という。）の提供
- 二 食堂等施設の災害対策への利用
- 三 食器の貸し出し
- 四 器具・運搬車両の提供
- 五 災害対策に必要な労務の提供

（緊急連絡網の構築）

第3条 甲及び乙は、災害時における相互協力を円滑に行うため、災害時緊急連絡網を構築するものとする。

（情報の提供）

第4条 甲は、乙に災害に関しての情報を提供するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、甲からの協力要請事項に対し、生活協同組合の理念に基づき全国の大学生協ネットワークの協力を得ながら、積極的に応えるものとする。

（甲の要請手続）

第6条 甲から乙への要請手続は、文書で行うものとする。ただし、緊急の場合は、第3条に規定する災害時緊急連絡網により電話等で要請できるものとし、その後速やかに文書を乙へ送付するものとする。

（乙の受諾手続）

第7条 乙は、甲からの要請に協力するときは、文書により受諾の報告をするものとする。ただし、緊急の場合は電話等で受諾を報告するものとし、その後速やかに文書を甲へ送付するものとする。

（費用の負担）

第8条 第2条第一号に掲げる飲料及び食料等の提供等に係る費用の負担については、甲の負担とする。ただし、特段の事情が発生した場合は、甲及び乙が協議の上、決定する。

（災害対策物資の管理）

第9条 乙は、第2条に規定する飲料及び食料等を乙の専有する食堂等において管理するものとする。

(在庫状況の報告)

第 10 条 この協定の万全な実行を期するため、甲は乙に対して、飲料及び食料等の在庫状況について報告を求めることができる。

(防災訓練等への参加)

第 11 条 乙は、甲の開催する防災訓練等に積極的に参加するものとする。

2 甲は、防災訓練等の実施に当たっては、事前に乙に文書で案内するものとする。

(協定の期間及び更新)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 1 ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも別段の申し出がないときは、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

(雑則)

第 13 条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議の上、決定する。

2 この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自その 1 通を所持するものとする。

令和元年 10 月 1 日

甲 札幌市北区北 8 条西 5 丁目
国立大学法人北海道大学
総長職務代理 笠原 正 典

乙 札幌市北区北 8 条西 7 丁目
北海道大学生生活協同組合
理 事 長 柿 澤 宏 昭

※本協定書は原本にあらず。

原本は甲乙とも代表者の直筆署名となっています。

2019 年 10 月 1 日 北大生協 理事会室

北海道大学生生活協同組合 定 款

第1章 総則

(目的)

第1条 この生活協同組合(以下「組合」という。)は、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この組合は、北海道大学生生活協同組合という。

(事業)

第3条 この組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の生活に必要な物資を購入し、これに加工し又は生産して組合員に供給する事業
- (2) 組合員の生活に有用な協同施設を設置し、組合員に利用させる事業
- (3) 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
- (4) 組合員の生活の共済を図る事業
- (5) 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
- (6) 組合員のための旅行業法に基づく旅行業に関する事業
- (7) 組合員のための宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業に関する事業
- (8) 前各号の事業に附帯する事業

(区域)

第4条 この組合の区域は、北海道大学の職域とする。

(事務所の所在地)

第5条 この組合は、事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 組合員及び出資金

(組合員の資格)

第6条 この組合の区域内に勤務又は通学する者は、この組合の組合員となることができる。

2 この組合の区域の付近に住所を有する者又は区域内に勤務していた者でこの組合の事業を利用することを適当とするものは、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

(加入の申込み)

第7条 前条第1項に規定する者は、組合員となろうとするときは、この組合の定める加入申込書に引き受けようとする出資口数に相当する出資金額を添え、これをこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、前項の申込みを拒んではならない。ただし、前項の申込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りでない。

3 この組合は、前条第1項に規定する者の加入について、現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付さないものとする。

4 第1項の申込みをした者は、第2項ただし書の規定により、その申込みを拒まれた場合を除き、この組合が第1項の申込みを受理したときに組合員となる。

5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(加入承認の申請)

第8条 第6条第2項に規定する者は、組合員となろうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この組合の定める加入承認申請書をこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、理事会において前項の申請を承認したときは、その旨を同項の申請をした者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、速やかに出資金の払込みをしなければならない。

4 第1項の申請をした者は、前項の規定により出資金の払込みをしたときに組合員となる。

5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(届出の義務)

第9条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

(自由脱退)

第10条 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

(法定脱退)

第11条 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

(除名)

第12条 この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。

- (1) 1年間この組合の事業を利用しないとき。
- (2) 供給物資の代金又は利用料の支払を怠り、催告を受けてもその義務を履行しないとき。
- (3) この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。

2 前項の場合において、この組合は、総代会の会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

3 この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

(脱退組合員の払戻し請求権)

第13条 脱退した組合員は、次の各号に定めるところにより、その払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

- (1) 第10条の規定による脱退又は第11条第1号若しくは第2号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額に相当する額
 - (2) 第11条第3号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額の2分の1に相当する額
- 2 この組合は、脱退した組合員がこの組合に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができる。
- 3 この組合は、事業年度の終わりに当たり、この組合の財産をもってその債務を完済するに足りないときは、第1項の払戻しを行わない。

(出資)

第14条 組合員は、出資1口以上を有しなければならない。

- 2 1組合員の有することのできる出資口数の限度は、組合員の総出資口数の10分の1とする。
- 3 組合員は、出資金額の払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。
- 4 組合員の責任は、その出資金額を限度とする。

(出資1口の金額及びその払込み方法)

第15条 出資1口の金額は、1,000円とし、全額一時払込みとする。

(出資口数の増加)

第16条 組合員は、この組合の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

(出資口数の減少)

第17条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。

- 2 組合員は、その出資口数が組合員の総出資口数の10分の1を超えたときは、10分の1以下に達するまでその出資口数を減少しなければならない。
- 3 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に相当する払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。
- 4 第13条3項の規定は、出資口数を減少する場合について準用する。

第3章 役職員

(役員)

第18条 この組合に次の役員を置く。

- (1) 理事 16人以上、25人以内
- (2) 監事 3人以上、5人以内

(役員選挙)

第19条 役員は、役員選挙規約の定めるところにより、総代会において選挙する。

2 理事は、組合員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の3分の1以内のものを、組合員以外の者のうちから選挙することができる。

3 役員選挙は無記名投票によって行い、投票は、総代1につき1票とする。

(役員補充)

第20条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、役員選挙規約の定めるところにより、3箇月以内に補充しなければならない。

(役員任期)

第21条 理事の任期は1年、監事の任期は1年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再選を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、補充した総代会の日において現に在任する役員の任期が終了するときまでとする。

3 役員任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総代会の終了のときと異なるときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、その総代会の終了のときまでとする。

4 役員が任期の満了又は辞任によって退任した場合において、役員数がその定数を欠くに至ったときは、その役員は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有すものとする。

(役員兼職禁止)

第22条 監事は、次の者と兼ねてはならない。

- (1) この組合の理事又は使用人
- (2) この組合の子会社等(子会社、子法人等及び関連法人等)の取締役又は使用人

(役員責任)

第23条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総代会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 役員は、その任務を怠ったときは、この組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

3 前項の任務を怠ってされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。

4 第2項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。

5 前項の規定にかかわらず、第2項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として、総代会の決議によって免除することができる。

6 前項の場合には、理事は、同項の総代会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

- (1) 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額
- (2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

(3) 責任を免除すべき理由及び免除額

7 理事は、第2項による理事の責任の免除(理事の責任の

免除に限る。)に関する議案を総代会に提出するときは、各監事の同意を得なければならない。

8 第5項の議決があった場合において、当該議決後に同項の役員に対し退職慰労金(当該役員が使用人を兼ねていた期間の使用人としての退職手当を含む。)を支給するときは、総代会の承認を受けなければならない。

9 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

10 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様の扱いとする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

(1) 理事 次に掲げる行為

イ 法第31条の9第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

(2) 監事 監査報告に記載し、又は、記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

11 役員がこの組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(理事の自己契約等)

第24条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のためにこの組合と取引をしようとするとき。

(2) この組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

(3) 理事が自己又は第三者のためにこの組合の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

2 第1項各号の取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員解任)

第25条 総代は、総総代の5分の1以上の連署をもって、役員解任を請求することができるものとし、その請求につき総代会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面をこの組合に提出してしなければならない。

3 理事長は、前項の規定による書面の提出があったときは、その請求を総代会の議に付し、かつ、総代会の会日の10日前までにその役員にその書面を送付し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

4 第1項の請求があった場合は、理事会は、その請求が

あった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。なお、理事の職務を行う者がいないとき又理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続きをしないときは、監事は、総代会を招集しなければならない。

(役員報酬)

第26条 理事及び監事に対する報酬は、総代会の議決をもって定める。この場合において、総代会に提出する議案は、理事に対する報酬と監事に対する報酬を区分して表示しなければならない。

2 監事は、総代会において、監事の報酬について意見を述べることができる。

3 第1項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。

(代表理事)

第27条 理事会は、理事の中からこの組合を代表する理事(以下、代表理事という。)を選任しなければならない。

2 代表理事は、この組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

(理事長、副理事長、専務理事及び常務理事)

第28条 理事は、理事長1人、副理事長2名以内、専務理事1人及び常務理事4人以上7人以内を理事会において互選する。

2 理事長は、理事会の決定に従ってこの組合の業務を統括する。

3 副理事長は、理事長を補佐してこの組合の業務の執行を分担し、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。

4 専務理事は、理事長を補佐してこの組合の業務を執行し、理事長・副理事長に事故があるときは、その職務を代行する。

5 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐してこの組合の業務の執行を分担し、理事長・副理事長及び専務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。

6 理事は、理事長・副理事長・専務理事及び常務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。

(理事会)

第29条 理事会は、理事をもって組織する。

2 理事会は、この組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

5 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

6 理事は3月に1回以上業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

7 その他理事会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(理事会招集手続)

第30条 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知(電磁的方法を含む)を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(理事会の議決事項)

第31条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) この組合の財産及び業務の執行に関する重要な事項
- (2) 総会及び総代会の招集並びに総会及び総代会に付議すべき事項
- (3) この組合の財産及び業務の執行のための手続その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止
- (4) 取引金融機関の決定
- (5) 前各号のほか、理事会において必要と認めた事項

(理事会の議決方法)

第32条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わる権利を有しない。

3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該議案につき議決に加わることができる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該議案について異議を述べたときは除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(理事会の議事録)

第33条 理事会の議事については、法令の定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事はこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の議事録を電磁的記録をもって作成したときは、出席した理事及び監事はこれに電子署名をしなければならない。

(定款等の備置)

第34条 この組合は、法令に基づき、以下に掲げる書類を事務所に備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 規約
- (3) 理事会の議事録
- (4) 総代会の議事録
- (5) 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案(以下決算関係書類という。)及び事業報告書並びにこれ

らの附属明細書(監査報告書を含む。)

2 この組合は、法令の定める事項を記載した組合員名簿を作成し、事務所に備え置かなければならない。

3 この組合は、組合員又はこの組合の債権者(理事会の議事録については、裁判所の許可を得たこの組合の債権者)から、法令に基づき、業務取扱時間内において当該書面の閲覧又は謄写の請求等があったときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(監事の職務及び権限)

第35条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、法令で定めるところにより監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及びこの使用人に対して事業に関する報告を求め、又はこの組合の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この組合の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社等の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4 前項の子会社は、正当な理由があるときは、前項の報告又は調査を拒むことができる。

5 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

6 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるとき

は、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

7 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。

8 第29条第5項の規定は、前項の請求をした監事についてこれを準用する。

9 監事は、総代会において、監事の解任又は辞任について意見を述べることができる。

10 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総代会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

11 理事長は、前項の者に対し、同項の総代会を招集する旨並びに総代会の日時及び場所を通知しなければならない。

12 監査についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総代会の承認を受けるものとする。

(理事の報告義務)

第36条 理事は、この組合に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差止め)

第37条 監事は、理事がこの組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の

理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(監事の代表権)

第38条 第27条第2項の規定にかかわらず、次の場合には、監事がこの組合を代表する。

- (1) この組合が、理事又は理事であった者(以下、この条において理事等という。)に対し、又理事等がこの組合に対して訴えを提起する場合
- (2) この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えの提起の請求を受ける場合
- (3) この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えに係る訴訟告知を受ける場合
- (4) この組合が、裁判所から、6箇月前から引き続き加入する組合員による理事等の責任を追及する訴えについて、和解の内容の通知及び異議の催告を受ける場合

(組合員による理事の不正行為等の差止め)

第39条 6箇月前から引き続き加入する組合員は、理事がこの組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって組合に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(組合員の調査請求)

第40条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、監事に対し、この組合の業務及び財産の状況の調査を請求することができる。

2 監事は、前項の請求があったときは、必要な調査を行わなければならない。

(顧問)

第41条 この組合に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会において選任する。

3 顧問は、この組合の業務の執行に関し、理事長の諮問に応ずるものとする。

(職員)

第42条 この組合の職員は、理事長が任免する。

2 職員の服務、給与その他職員に関し必要な事項は、規則で定める。

(委員)

第43条 この組合に組織委員を置くことができる。組織委員は組合員の中から理事長がこれを任免する。

2 組織委員は理事を補佐し、組合の業務に従事する。

3 組織委員の職務、任期等に関する必要な事項は別に規則で定める。

第4章 総代会及び総会

(総代会の設置)

第44条 この組合に、総会に代るべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第45条 総代の定数は、200人以上400人以内において総代選挙規約で定める。

(総代の選挙)

第46条 総代は、総代選挙規約の定めるところにより、組合員のうちから選挙する。

(総代の補充)

第47条 総代が欠けた場合におけるその補充については、総代選挙規約の定めるところによる。

(総代の職務執行)

第48条 総代は、組合員の代表として、組合員の意思を踏まえ、誠実にその職務を行わなければならない。

(総代の任期)

第49条 総代の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠総代の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 総代は、任期満了後であっても後任者の就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(総代名簿)

第50条 理事は、総代の氏名及びその選挙区を記載した総代名簿を作成し、組合員に周知しなければならない。

(通常総代会の招集)

第51条 通常総代会は、毎事業年度終了の日から3箇月以内に招集しなければならない。

(臨時総代会の招集)

第52条 臨時総代会は、必要があるときはいつでも理事会の議決を経て招集できる。ただし、総代がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総代会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。

(総代会の招集者)

第53条 総代会は、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

2 理事長及びその職務を代行する理事がいないとき、又は前条の請求があった場合において、理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続をしないときは、監事は、総代会を招集しなければならない。

(総代会の招集手続)

第54条 総代会の招集者が総代会を招集する場合には、総代会の日時及び場所その他の法令で定める事項を定めなければならない。

2 前項の事項の決定は、次項の定める場合を除き、理事会の決議によらなければならない。

3 前条第2項の規定により監事が総代会を招集する場合には、第1項の事項の決定は、監事の全員の合議によらなければならない。

4 総代会を招集するには、総代会の招集者は、その総代

会の会日の10日前までに、総代に対して第1項の事項を記載した書面をもって、その通知を発しなければならない。

5 通常総代会の招集の通知に際しては、法令で定めるところにより、総代に対し、理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書(監査報告を含む。)を提供しなければならない。

(総代会提出議案及び書類の調査)

第55条 監事は、理事が総代会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総代会に報告しなければならない。

(総代会の会日の延期又は続行の決議)

第56条 総代会の会日は、総代会の議決により、続行し、又は延期することができる。この場合においては、第54条の規定は適用しない。

(総代会の議決事項)

第57条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は総代会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
 - (2) 規約の設定、変更及び廃止
 - (3) 解散及び合併
 - (4) 毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更
 - (5) 出資一口の金額の減少
 - (6) 事業報告書及び決算関係書類
 - (7) 連合会及び他の団体への加入又は脱退
- 2 この組合は、第3条各号に掲げる事業を行うため、必要と認められる他の団体への加入又は脱退であって、多額の出資若しくは加入金又は会費を要しないものについては、前項の規定にかかわらず、総代会の議決によりその範囲を定め、理事会の議決事項とすることができる。

3 総代会においては、第54条第4項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をするものとする。ただし、この定款により総代会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りでない。

(総代会の成立要件)

第58条 総代会は、総代の半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 前項に規定する数の総代の出席がないときは、理事会は、その総代会の会日から20日以内にさらに総代会を招集することを決定しなければならない。この場合には、前項の規定は適用しない。

(役員の説明義務)

第59条 役員は、総代会において、総代から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

(1) 総代が説明を求めた事項が総代会の目的である事項に関しないものである場合

(2) その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合

(3) 総代が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合。ただし、当該総代が総代会の日より相当の期間前に当該事項をこの組合に対して通知した場合又は当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合はこの限りでない

(4) 総代が説明を求めた事項について説明をすることによりこの組合その他の者(当該総代を除く。)の権利を侵害することとなる場合

(5) 総代が当該総代会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

(6) 前各号に掲げる場合のほか、総代が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(議決権及び選挙権)

第60条 総代は、その出資口数の多少にかかわらず、各1個の議決権及び選挙権を有する。

(総代会の議決方法)

第61条 総代会の議事は、出席した総代の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 総代会の議長は、総代会において、出席した総代のうちから、その都度選任する。

3 議長は、総代として総代会の議決に加わる権利を有しない。

4 総代会において議決をする場合には、議長は、その議決に関して出席した総代の数に算入しない。

(総代会の特別議決方法)

第62条 次の事項は、総代の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数で決しなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 組合員の除名
- (4) 事業の全部の譲渡
- (5) 第23条第5項に規定する役員の実任の免除

(議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使)

第63条 総代は、第54条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行うことができる。ただし、組合員でなければ代理人となることができない。

2 前項の規定により、議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

3 第1項の規定により書面をもって議決権又は選挙権を行う者は、第54条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、その賛否又は選挙しようとする役員の氏名を書面に明示して、第67条又は第19条第1項の規定による規約の定めるところにより、この組合に提出しなければならない。

4 代理人は、3人以上の総代を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

(組合員の発言権)

第64条 組合員は、総代会に出席し、議長の許可を得て発言することができる。ただし、総代の代理人として総代会に出席する場合を除き、議決権及び選挙権を有しない。

(総代会の議事録)

第65条 総代会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、作成した理事および議長がこれに署名または記名押印するものとする。

(解散又は合併の議決)

- 第66条** 総代会においてこの組合の解散又は合併の議決があったときは、理事長は、当該議決の日から10日以内に、組合員に当該議決の内容を通知しなければならない。
- 2 前項の議決があった場合において、組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から3週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の議決の日から1箇月以内に行なければならない。
 - 3 前項の請求の日から2週間以内に理事長が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。
 - 4 前二項の総会において第1項の通知に係る事項を承認しなかった場合には、当該事項についての総代会の議決は、その効力を失う。

(総会及び総代会運営規約)

第67条 この定款に定めるもののほか、総会及び総代会の運営に関し必要な事項は、総会及び総代会運営規約で定める。

第5章 事業の執行

(事業の利用)

第68条 組合員と同一の世帯に属する者は、この組合の事業の利用については、組合員とみなす。

(事業の品目等)

- 第69条** 第3条第1号に規定する生活に必要な物資の品目は、書籍、教育機器、学用品、文房具、電気製品、家具、衣料品、皮革製品、化粧品、日用雑貨品、運動用具品、楽器、写真用品、写真処理サービス、コピー、時計、飲料、食料品、葉書・切手類、煙草、酒、プレイガイド斡旋物資、その他の組合員の日常生活に必要な物資とする。
- 2 第3条第2号に規定する生活に有用な協同施設の種類の、食堂及び喫茶、その他生活に必要な協同施設とする。
 - 3 第3条第4号に規定する生活の共済を図る事業は、次に掲げるものとする。
 - (1)日本コープ共済生活協同組合連合会が行う学生総合共済事業、短期生命共済事業及び短期火災共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業

第6章 会計

(事業年度)

第70条 この組合の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(財務処理)

第71条 この組合は、法令及びこの組合の経理に関する規則の定めるところにより、この組合の財務の処理を行い、決算関係書類及びその附属明細表を作成するものとする。

(収支の明示)

第72条 この組合は、この組合が行う事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。

(法定準備金)

第73条 この組合は、出資総額の2分の1に相当する額に達するまで、毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。ただし、この場合において繰越欠損金があるときには、積み立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の剰余金からその欠損金のてん補に充てるべき金額を控除した額について行うものとする。

- 2 前項の規定による法定準備金は、欠損金のてん補に充てる場合を除き、取り崩すことができない。

(教育事業等繰越金)

第74条 この組合は、毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する額以上の金額を教育事業等繰越金として翌事業年度に繰り越し、繰り越された事業年度の第3条第5号に定める事業の費用に充てるために支出するものとする。なお、全部又は一部を組合員の相互の協力の下に地域及びこの組合の区域において行う福祉の向上に資する活動を助成する事業に充てることことができる。

- 2 前条第1項ただし書の規定は、前項の規定による繰越金の額の計算について準用する。

(剰余金の割戻し)

第75条 この組合は、剰余金について、組合員の組合事業の利用分量又は払込んだ出資額に応じて組合員に割り戻すことができる。

(利用分量に応ずる割戻し)

第76条 組合事業の利用分量に応ずる剰余金の割戻し(以下「利用分量割戻し」という。)は、毎事業年度の剰余金について、繰越欠損金をてん補し、第73条第1項の規定による法定準備金として積み立てる金額及び第74条第1項の規定による教育事業等繰越金として繰り越す金額(以下「法定準備金等の金額」という。)を控除した後に、なお残余があるときに行うことができる。

- 2 利用分量割戻しは、各事業年度における組合員の組合事業の利用分量に応じて行う。
- 3 この組合は、組合事業を利用する組合員に対し、組合事業の利用の都度利用した事業の分量を証する領収書(利用高券・レシート等)を交付するものとする。

- 4 この組合は、組合員が利用した組合事業の利用分量の総額がこの組合の事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ、利用分量割戻しを行わない。
- 5 この組合は、利用分量割戻しを行うこと及び利用分量割戻金の額について総代会の議決があったときは、速やかに利用分量割戻金の利用分量に対する割合及び利用分量割戻金の請求方法を組合員に公告するものとする。
- 6 この組合は、利用分量割戻しを行うときは、その割戻すべき金額に相当する額を利用分量割戻金として積み立てるものとする。
- 7 組合員は、第5項の公告に基づき利用分量割戻金をこの組合に請求しようとするときは、利用分量割戻しを行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までに、第3項の規定により交付を受けた領収書(利用高券・レシート等)を提出してこれをしなければならない。
- 8 この組合は、前項の請求があったときは、第6項の規定による利用分量割戻金の積立てを行った事業年度の翌々事業年度の末日までに、その利用分量割戻金を取り崩して、組合員ごとに前項の規定により提出された領収書(利用高券・レシート等)によって確認した事業の利用分量に応じ、利用分量割戻金を支払うものとする。
- 9 この組合は、各組合員ごとの利用分量があらかじめ明らかである場合には、第7項の規定にかかわらず、組合員からの利用分量割戻金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。
- 10 この組合が、前2項の規定により利用分量割戻しを行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により第8項に定める期間内に支払を行うことができなかったときは、当該組合員は、当該期間の末日をもって利用分量割戻金の請求権を放棄したものとみなす。
- 11 この組合は、各事業年度の利用分量割戻金のうち、第8項に定める期間内に割戻しを行うことができなかった額は、当該事業年度の翌々事業年度における事業の剰余金に算入するものとする。

(出資額に応ずる割戻し)

- 第77条** 払い込んだ出資額に応ずる剰余金の割戻し(以下「出資配当」という。)は、毎事業年度の剰余金から法定準備金等の金額を控除した額又は当該事業年度の欠損金に、繰越剰余金又は繰越欠損金を加減し、さらに任意積立金取崩額を加算した額について行うことができる。
- 2 出資配当は、各事業年度の終わりにおける組合員の払込済出資額に応じて行う。
 - 3 出資配当金の額は、払込済出資額につき年1割以内の額とする。
 - 4 この組合は、出資配当を行うこと及び出資配当金の額について総代会の議決があったときは、速やかに出資配当金の払込済出資額に対する割合及び出資配当金の請求方法を組合員に公告するものとする。
 - 5 組合員は、前項の公告に基づき出資配当金をこの組合

に請求しようとするときは、出資配当を行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までにこれをしなければならない。

- 6 この組合は、前項の請求があったときは、遅滞なく出資配当金を支払うものとする。
- 7 この組合は、あらかじめ支払方法を明確に定めている場合には、第5項の規定にかかわらず、組合員からの出資配当金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。
- 8 この組合が、前2項の規定により出資配当金の支払を行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により支払を行えなかったときは、第4項に定める総代会の終了の日から2年を経過する日までの間に請求を行った場合を除き、当該組合員は、出資配当金の請求権を放棄したものとみなす。

(端数処理)

第78条 前2条の規定による割戻金の額を計算する場合において、組合員ごとの割戻金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他の剰余金処分)

第79条 この組合は、剰余金について、第75条の規定により組合員への割戻しを行った後になお剰余金があるときは、その剰余金を任意に積み立て又は翌事業年度に繰越すものとする。

(欠損金のてん補)

第80条 この組合は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積み立てた積立金、法定準備金の順に取り崩してそのてん補に充てるものとする。

(投機取引等の禁止)

第81条 この組合は、いかなる名義をもってするを問わず、この組合の資産について投機的運用及び投機取引を行ってはならない。

(組合員に対する情報開示)

第82条 この組合は、この組合が定める規則により、組合員に対して事業及び財務の状況に関する情報を開示するものとする。

第7章 解散

(解散)

- 第83条** この組合は、総代会の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。
- (1) 目的たる事業の成功の不能
 - (2) 合併
 - (3) 破産手続開始の決定
 - (4) 行政庁の解散命令
- 2 この組合は前項の事由によるほか、組合員(第6条第2項の規定による組合員及び第6条第1項の規定による通学するものを除く。)が20人未満になったときは、解散する。
 - 3 理事は、この組合が解散(破産による場合を除く。)したと

きは、遅滞なく組合員に対してその旨を通知し、かつ、公告しなければならない。

(残余財産の処分)

第84条 この組合が解散(合併又は破産による場合を除く。)した場合の残余財産(解散のときにおけるこの組合の財産から、その債務を完済した後における残余の財産をいう。)は、払込済出資額に応じて組合員に配分する。ただし、残余財産の処分につき、総代会において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

第8章 雑則

(公告の方法)

第85条 この組合の公告は、この組合の事務所の店頭に掲示する方法により行う。

2 法令により官報に掲載する方法により公告しなければならないとされている事項に係る公告については、官報に掲載するほか、前項に規定する方法により行うものとする。

(組合の組合員に対する通知及び催告)

第86条 この組合が、組合員に対してする通知及び催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先をこの組合に通知したときは、その場所又は連絡先にあてて行う。

2 この組合は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常組合員に到達すべきときに組合員に到達したものとみなす。

(実施規則)

第87条 この定款及び規約に定めるもののほか、この組合の財産及び業務の執行のための手続、その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日) この定款は1957年11月30日より施行する。
1960年5月・61年5月・64年5月・64年11月・65年5月・67年5月・69年10月・76年11月・77年11月・78年5月・85年5月・86年5月・91年5月・92年5月・94年5月・2001年5月・06年6月・08年2月・08年5月・09年6月19日・11年7月・16年5月・20年6月・21年5月・22年6月および2023年5月に一部改正施行し、定款改正の認可日から適用する。

総会及び総代会運営規約

(総則)

第1条 この規約は、消費生活協同組合法及び定款に基づき、北海道大学生協同組合（以下、「組合」という。）の総会及び総代会の運営について定める。

2 法令、定款及びこの規約に定めがないときは、そのつど総代会で定める。

3 法令、定款、この規約及び総代会で定めた事項のほかは議長が決する。

(資格確認)

第2条 総代会に実出席する総代は、総代会会場の受付で、組合が定める方法によりその資格の確認を受け、総代証の交付を受けるものとする。

2 定款第63条の定めにより総代から委任を受けた代理人は、総代会会場の受付でその総代が署名又は記名押印した委任状を組合に提出し、資格の確認を受け、組合から代理人証の交付を受ける。ただし、代理人が代理できるのは総代2人までとする。

(議決権及び選挙権の書面による行使)

第3条 定款第63条の定めにより総代が書面により議決権及び選挙権を行使する場合には、次のものを総代会の開会までに組合に提出するものとする。

(1) あらかじめ通知のあった事項について賛否を明示し、総代が署名又は記名押印した書面（以下、「書面議決書」という。）

(2) 選挙しようとする役員の氏名を明示した無記名の書面を、総代が署名又は記名押印した封筒に入れたもの

2 第9条第2項に基づき退場する総代又は代理人が前項第1号又は第2号に定めるものを提出したときは、前項の定めにかかわらず、これを有効なものとして取り扱う。

(資格審査委員会)

第4条 理事長は前二条に関する確認を円滑に行うため、役職員若干名で構成する資格審査委員会を置くことができる。

(開会)

第5条 出席者が定款第58条に定める成立要件に達したとき、理事はその数を報告して開会を宣言する。ただし、監事が招集した総代会では、監事がこれを行う。

(議長)

第6条 理事は、総代会にはかつて、出席した総代の中から議長1人を選出する。

2 前項の選出に際し選挙を行う場合は、拍手、挙手又は投票による。

3 議長は、総代会の秩序を保ち円滑に運営する。

(書記)

第7条 議長は、議事の開始にあたり議場にはかつ

て書記若干名を指名する。

(議事運営委員)

第8条 議長は、役職員、総代の中から議事運営委員を指名し、議事日程の提案、発言通告の受理、その他議事運営に必要な助言と事務を行わせることができる。

(退場の制限等)

第9条 出席者は議長の定めた席につき、会議中みだりに席を離れてはならない。

2 出席した総代又は代理人が、総代会の終了前に退場するときは、議長又は議事運営委員の許可を得なければならない。

3 総代会の出席者が退場したことによって成立要件に欠けることになったときは、議長はこのことを総代会に報告する。

(発言)

第10条 議長は、発言方法と発言時間を総代会にはかつて定める。

2 発言者は、議長の許可を得て、所属及び氏名を告げてから発言する。

3 議長は、総代会にはかつて、関係者を出席させ発言を求めることができる。

4 議長は、総代会の運営上必要と判断したとき、発言を停止させることができる。

(質問に対する説明)

第11条 総代は、その議決権の行使に必要な範囲内において、議案について質問することができる。

2 総代の質問に対する説明は、理事会が提案した議案に関する質問については理事長又は理事長が指名した者が、監事が提案した議案又は監査に関する質問については監事又は監事が指名した者が行う。ただし、以下の場合には、その理由を告げて質問に対する説明を拒むことができる。

(1) 質問が総代会の目的である事項に関しないものである場合

(2) 説明により組合員の共同の利益を著しく害する場合

(3) 調査を要するため、直ちに説明することが困難である場合

(4) 説明により、組合又は第三者の権利を侵害することとなる場合

(5) 総代が実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

(6) その他正当な理由がある場合

(議事進行に関する動議)

第12条 総代は、討論の続行と終結、総代会の続行と延期、議長不信任など議事進行に関する事項について、総代10人以上（自分を含む。）の賛同を得て、文書又は口頭で議長に動議を提出することができる。

2 前項の動議の提出があったときは、議長は動議の提出者から総代会に対してその動議の趣旨を説明させたのち表決に付する。ただし、議長の不信任動議を除き、議事運営上適切でない認められるときは、議長の判断により動議を却下することができる。

3 第1項の動議は、出席した総代の議決権（代理人による議決権を含み、書面による出席者及び議長は出席した総代の数に参入しない。）の過半数の賛成で議決する。

（修正動議）

第13条 総代が、付議された議案を修正する動議（以下、「修正動議」という。）を提出する場合には、総代10人以上（自分を含む。）の賛同を得て、総代会の会日の5日前までに、文書で理事長に届け出るものとする。

2 前項の要件を満たす修正動議の提出があった場合には、議長はその動議について審議に付さなければならない。

3 前二項の定めにかかわらず、総代は、総代10人以上（自分を含む。）の賛同を得て、総代会において文書で議長に修正動議を提出することができる。

4 前項の修正動議の提出があった場合、議長は総代会に議題としてとりあげるかどうかをはかり、その修正動議を提出した総代（賛同した者を含む。）のほかに総代10人以上が議題としてとりあげることを支持したとき、議長はその修正動議について審議に付すものとする。

5 議長は、修正動議を審議に付したときは、表決に当たりまず修正動議につきこれを決するものとし、2つ以上の修正動議があるときは、その趣旨が原案ともっとも異なるものから順次表決するものとする。

6 修正動議の提出者は、その修正動議が審議に付された後でも、これを修正又は撤回できる。ただし、議長が修正又は撤回を拒んだときはこの限りでない。

7 修正動議は、出席した総代の議決権（書面又は代理人による議決権を含み、議長は出席した総代の数に参入しない。）の過半数の賛成で議決する。

8 修正動議を表決する場合には、書面による議決権のうち、原案に対して賛成のものは修正動議に対して反対とみなし、原案に対して反対のものは棄権したものとみなす。

（緊急動議）

第14条 総代は、定款第57条に基づき、定款の定める総代会の議決事項以外の事項であって、軽微かつ緊急を要するものについて、動議を提出することができる。

2 前項に定める動議（以下、「緊急動議」という。）については、前条第3項及び第4項の定めを準用する。

3 緊急動議は、出席した総代の議決権（議長は出席した総代の数に参入しない。）の過半数の賛成で議決する。ただし、書面又は代理人による出席者はこの議決に関して欠席したものとみなす。

4 前項の場合において、その動議に関し出席した総代の人数が第5条に定める成立要件を満たさないときは、議長はその緊急動議を審議又は表決に付すことができない。

（一事不再議）

第15条 否決又は撤回された議案及び動議は、同じ総代会で再び提案できない。

（特別委員会）

第16条 総代会で特に必要と認めるときは、特別委員会を設けて、議案その他の事項の審議を行わせることができる。

2 前項の委員は総代会で選任し、委員は委員長を互選する。

3 委員長は、審議の経過及び結果を総代会に報告する。

4 議長は、特別委員会の報告を受けて必要があるときは、表決に付さなければならない。

（総代会の打ち切り、延期及び続行）

第17条 総代会は、総代会の議決により打ち切り、延期し、又は続行することができる。

（討論の終結）

第18条 議長が議案の表決を行うことを宣言した後は、議案についての発言をすることができない。

（表決の方法）

第19条 表決は挙手、起立、投票のいずれかの方法によるものとし、そのつど議長が定める。

2 議長は、表決にあたって議場の閉鎖を宣言し、総代会の成立の状況を確認するものとする。

3 総代及び代理人は、総代証又は代理人証を明示して議長の採決に応じなければならない。

4 棄権した者の数及び表示された議決権行使の意思内容が不明である者の数は、出席した総代の議決権数に算入する。

（表決結果の宣言）

第20条 議長は、前条第3項による賛否等に書面議決書による賛否等を加えて、表決の結果を宣言しなければならない。

2 前項の場合において、議長はその議題の議決に必要な賛成数を充足していること又は充足していないことを宣言すれば足り、賛否等の数を宣言することを要しない。

（傍聴）

第21条 組合員は、議長の許可を得て総代会を傍聴することができる。

2 総代会を傍聴する組合員は、議事運営に支障を生じない範囲で、議長の許可を得て発言することができる。

（秩序の保持）

第22条 総代会の議事運営は、すべて議長が指示する。

2 議長は、無断で発言した者又は議事妨害になる

行為をした者に、退場を命じることができる。

3 議長は、議事運営のために必要と判断したときは、議場を閉鎖できる。

(總會)

第23条 總會の運営にあたっては、この規約の各条を準用する。この場合において、第2条中「総代2人まで」とあるのは「組合員9人まで」と、第12条及び第13条中「総代10人以上」とあるのは「組合員30人以上」と読み替えるものとする。

(改廃)

第24条 この規約の改廃は、総代会の議決による。

(施行期日)

1 この規約は、組合成立の日から施行する。

1 2008年5月24日一部改正・施行する。

1 2015年5月27日一部改正・施行する。

総代選挙規約

(目的)

第1条 この規約は、消費生活協同組合法及び定款に基づき、北海道大学生生活協同組合（以下、「組合」という。）の総代の選挙と補充について定める。

(選挙区と定数)

第2条 総代の選挙区及び選挙区ごとの定数は、定款第45条の定める範囲内において理事会で定める。

(総代選挙管理委員会)

第3条 理事長は、総代選挙を管理運営するために、理事会の承認を得て、組合員（役職員である者を含む、以下同じ。）の中から3人以上5人以内の総代選挙管理委員会（以下、この条において「委員」という。）を任命する。

2 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

3 委員は、総代選挙管理委員会（以下、この条において「委員会」という。）を構成し、委員会は委員の中から総代選挙管理委員長1人を互選する。

4 委員会は委員の半数以上の出席により成立し、委員会の議事は出席した委員の3分の2以上の多数で決する。

5 委員会は、この規約の定めるところにより総代選挙を管理運営し、その結果等を公告するほか、理事会に報告する。

(選挙権及び被選挙権)

第4条 選挙権及び被選挙権を有する組合員は、投票を行う日の前日までに組合員名簿に登録されている者とする。ただし、役員及び総代選挙管理委員は被選挙権を有しない。

(選挙の手順)

第5条 任期満了に伴う総代選挙は、通常総代会の会日の28日前までに選挙実施の公告を行ない、21日前までに投票を行い16日前までに当選者決定の公告をおこなうものとし、具体的な日程については総代選挙管理委員会が定める。

(選挙実施の公告)

第6条 選挙実施の公告には次の事項を記載する。

- (1) 選挙区及び選挙区ごとの定数
- (2) 候補者の受付期間と手続き方法
- (3) 投票を行う場合の投票の期日と場所及び投票の方法

(4) 候補者が定数内である選挙区については、投票によらないで、その選挙区の候補者全員を当選とする旨

- (5) その他必要な事項

(候補者の届け出)

第7条 総代に立候補しようとする組合員は、公告された受付期間中に、総代選挙管理委員会が作成した用紙（以下、「所定の用紙」という。）に必要事項を記入し、総代選挙管理委員長に届け出なければならない。

2 組合員が総代候補者を推薦しようとするときは、組合員の中から本人の承諾を得て、前項の期間中に、所定の用紙に必要事項を記入し、総代選挙管理委員長に推薦を届け出る事ができる。

(投票に関する公告と周知)

第8条 総代選挙管理委員長は、候補者が定数を超えたために投票を行うことになる選挙区について、その投票日の4日前までに候補者の氏名、投票の期日と場所及び投票の方法を公告するとともに、その選挙区の組合員に周知を図るものとする。

2 すべての選挙区で候補者が定数内であるため投票を行わないときは、前項による公告を行わない。

(選挙運動)

第9条 選挙運動は、総代選挙管理委員会の指示に従って行うことを要する。

2 選挙運動を行うにあたり、前項による総代選挙管理委員会の指示との関係について疑義があるときは、総代選挙管理委員会の裁定に従わなければならない。

(投票の方法)

第10条 候補者が定員を超えた選挙区は、組合員一人一票の無記名連記制による投票を行う。

(当選者)

第11条 当選の決定は有効投票の多数の順による。ただし、当選最下位者の得票数が同数のときは抽選により当選者を決定する。

2 前項の定めにかかわらず、候補者がその選挙区の定数以内であるときは投票によらないで当選とする。

(無効投票)

第12条 次の投票は無効とする。

(1) 総代選挙管理委員会が作成した投票用紙を用いないもの

(2) 定められた投票方法に違反したもの

(立会人)

第13条 総代選挙管理委員長は、投票及び開票の際必要に応じて、選挙権を持つ組合員の中から立会人を選任する。

(当選の通知と公告)

第14条 総代選挙管理委員長は、当選者が確定したときは当選者にその旨を通知し、かつ、当選者の

選挙区、氏名を公告する。

(就任)

第 15 条 当選者は、前条による公告がされたときに総代に就任する。

2 就任した総代が辞任したとき又はその資格を失ったときは、次点の者を順に繰り上げ当選とする。

(異議申し立て)

第 16 条 選挙に関する異議は、当選の公告をした日の3日後の日までに総代選挙管理委員会に対して書面をもって行う。

2 異議の裁定は総代選挙管理委員会において決する。

3 総代選挙管理委員長は裁定の結果を異議申し立ての日から3日以内に異議申立人に通知する。

4 裁定の結果が特定の候補者の当選を無効とすべきものであるときは、総代選挙管理委員会はその当選を無効とし、次点者を順次繰り上げて当選者とする。

5 裁定の結果が当該選挙区又は全選挙区の選挙を無効とすべきものであるときは、総代選挙管理委員会は当該選挙区又は全選挙区の選挙を無効とし、その選挙区について再選挙を行う。

(追加選挙)

第 17 条 就任する総代総数が定款に定める定数の下限に達しないときは、通常総代会までの間に、定員割れとなったすべての選挙区で追加選挙を行い、総代総数が定款に定める定数の下限以上となるよう努めるものとする。

(定款に定める定数の下限から欠いている場合の措置)

第 18 条 現に就任している総代総数が定款に定める定数の下限を欠いているときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当選各号に定める取り扱いをするものとする。

(1) 総代会の成立の確認 定款に定める定数の下限の人数の半数以上の出席で総代会が成立するものとする。

(2) 役員解任請求又は臨時総代会招集請求の成立の確認 現に就任している総代5分の1以上の同意でその請求が成立するものとする。

(補充)

第 19 条 現に就任している総代の人数が定款に定める定数の下限の人数の5分の1を超えて欠けている場合において臨時総代会を招集しようとするときは、定員割れのすべての選挙区で補充選挙を実施しなければならない。

2 前項の規定は、監事が総代会を招集するとき又は総代の5分の1以上の同意を得た請求に基づき理事長が総代会を招集するときには適用しない。

3 第1項以外の場合で理事会が必要であると議決したときは、補充選挙を実施する。

4 補充選挙については、前各条を準用する。

(細目等)

第 20 条 総代選挙に関する細目並びに法令、定款及びこの規約に定めがない事項の取扱いは、総代選挙管理委員会が決する。

(改廃)

第 21 条 この規約の改廃は、総代会の議決による。

(施行期日)

1 この規約は、組合の成立の日から施行する。

1 この規約は1965年4月1日より施行する。
1968年11月・1991年5月・1994年5月・2000年5月・2001年5月・2006年6月・2008年6月9日及び2015年5月27日一部改正施行する。

役員選挙規約

(目的)

第1条 この規約は、消費生活協同組合法(以下、「生協法」という。)及び定款に基づき、北海道大学生協同組合(以下、「組合」という。)の選挙と補充について定める。

(選挙区と定数)

第2条 役員選挙区及び選挙区ごとの定数は、定款第18条の定める範囲内において理事会で定める。

(不適格者)

第3条 生協法の規定により役員となることができない者のほか、破産手続開始の決定を受け、復讐していない者は役員としての被選挙権を有しない。

(役員選挙管理委員会)

第4条 理事長は、役員選挙を管理運営するために、理事会の承認を得て、組合員(役員である者を含む、以下同じ。)の中から3人以上5人以内の役員選挙管理委員(以下、この条において「委員」という。)を任命する。

2 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

3 委員は、役員選挙管理委員会(以下、この条において「委員会」という。)を構成し、委員会は委員の中から役員選挙管理委員長1人を互選する。

4 委員会は委員の半数以上の出席により成立し、委員会の議事は出席した委員の3分の2以上の多数で決する。

5 委員会は、この規約の定めるところにより役員選挙を管理運営し、その経過及び結果等を理事会及び総代会に報告するほか、必要な公告を行う。

(被選挙権)

第5条 役員選挙の被選挙権を持ち立候補できる者は、第7条による公告がされた日に組合員である者とする。ただし、生協職員として採用されたことにより組合員資格を持って組合員となっている者は、理事会の推薦を得た場合を除き、立候補者となることができない。

2 役員選挙管理委員は、候補者となることができない。ただし、役員選挙管理委員を辞任したときはこの限りでない。

(選挙の手順)

第6条 任期満了に伴う役員選挙は、その選挙を行う通常総代会の会日の28日前までに選挙実施の公告を行い、総代会において選挙し、総代会にお

いて当選を確認するものとし、具体的な日程については役員選挙管理委員会が定める。

(選挙実施の公告)

第7条 選挙実施の公告には次の事項を記載する。

- (1) 役員選挙区及び選挙区ごとの定数
- (2) 候補者の受付期間と手続き方法
- (3) その他必要な事項

2 前項第2号の受付期間の最終日は、前項の公告の日から7日(ただし、土・日・祝日は含まない。)以上経過した日であることを要する。

(立候補の届け出)

第8条 理事又は監事に立候補しようとする組合員は、公告された受付期間中に、役員選挙管理委員会が作成した用紙(以下、「所定の用紙」という。)に必要な事項を記入し、役員選挙管理委員長に届け出なければならない。

(重複立候補の禁止)

第9条 組合員は、理事と監事に同時に立候補し、又は異なる選挙区で同時に立候補することができない。

(理事会による推薦)

第10条 理事会は、組合員または組合員以外の者のうちから、役員候補者を、本人の同意を得て、第2条により定めた定数の範囲内で推薦することができる。ただし、理事については、定款に定める理事の定数の下限の3分の1を超えて組合員以外の者を推薦することはできない。

2 理事会は、第8条により立候補した組合員を、その組合員の同意を得て推薦することができる。

3 前二項の推薦は、理事会の議決により決する。ただし、理事会が監事候補者の推薦をするときは、監事の意見を聞いて行うよう努めるものとする。

4 第1項の推薦を得て候補となる者は、公告された受付期間中に所定の用紙に必要な事項を記入し、推薦受諾の旨を役員選挙管理委員長に届けるものとする。ただし、その届け出が遅れることにつき正当な理由があるときは、役員選挙管理委員長の承認を得て、受付期間終了後速やかに届け出ることができる。

(選挙運動)

第11条 選挙運動は、役員選挙管理委員会の指示に従って行うことを要する。

2 選挙運動を行うにあたり、前項による役員選挙管理委員会の指示との関係について疑義がある

ときは、役員選挙管理委員会の裁定に従わなければならない。

(選挙)

第12条 選挙は、総代会において行う。

2 総代会に出席した総代(第14条の書面投票により参加する総代及び委任により参加する総代を含む、以下同じ。)は、すべての選挙区の選挙に投票するものとし、投票は総代1人につき1票とする。

3 投票は、選挙区ごとに、無記名連記制により行う。

4 前2項の定めにかかわらず、その選挙区の候補者が定数内であるときは、投票を省略する。

(当選者の決定)

第13条 候補者が定数を上回る選挙区については、当選の決定は有効投票の多数の順による。ただし、当選最下位者の得票数が同数の時は、抽選により当選者を決定する。

2 前条第4項の場合は、その選挙区の候補者全員を当選者とする。

(書面投票)

第14条 定款第63条に定める書面による選挙権の行使は、選挙しようとする役員の氏名を明示した書面(ただし、役員選挙管理委員会が作成した投票用紙であることを要する。)を封筒に封入し、封筒に署名又は記名押印して、総代会の開会までに役員選挙管理委員長に提出して行う。

2 前項の定めにかかわらず、総代会の途中で退席する総代(総代から委任を受けた者を含む。)は、退席後に行使すべき選挙権について書面をもって行うことができる。

(無効投票)

第15条 次の投票は、無効とする。

(1) 役員選挙管理委員会が作成した投票用紙を用いないもの

(2) 定められた投票方法に違反したもの

(立候補又は推薦受諾の取消し)

第16条 候補者となった者は、当選者が確定するまでの間、役員選挙管理委員長に通知することにより、いつでも立候補又は推薦受諾を取消することができる。

2 前項の取消しがされた場合、すでに行われた書面投票の準備・投票等は、その者に関する部分のみ行われなかったものとみなす。

(総代会への報告と公告)

第17条 役員選挙管理委員長は、役員選挙の結果を総代会に報告し、公告する。

(就任辞退)

第18条 当選した役員が就任を辞退したとき、又

は役員の資格喪失等により役員に就任しなかったときは、役員選挙管理委員会の決定により次点者を当選者とし、この旨を役員選挙管理委員長が公告する。

(就任)

第19条 通常総代会で当選した者は、その通常総代会が終了したときに役員に就任する。

(総代が役員に就任した場合の措置)

第20条 総代が役員に就任したときは、その就任のときに総代を退任するものとする。

(異議申し立て)

第21条 選挙に関する異議は、その総代会が終了するときまでの間に、役員選挙管理委員長に対して書面又は口頭で行う。

2 異議の裁定は役員選挙管理委員会において決し、総代会が終了するときまでに異議申立人に通知する。

3 裁定の結果が特定の候補者の当選を無効とすべきものであるときは、役員選挙管理委員会はその当選を無効とし、次点者を順次繰り上げて当選者とする。

(補充選挙)

第22条 補充選挙を行うときは、前各条を準用する。

(細目)

第23条 役員選挙に関する細目並びに法令、定款及びこの規約に定めがない事項の取り扱いは、役員選挙管理委員会が決する。

(改廃)

第24条 この規約の改廃は、総代会の議決による。

(施行期日)

1 この規約は、組合成立の日から施行する。

1 この規約は1966年11月28日より施行する。

1 1994年5月・2002年5月・2004年5月・2006年6月・2008年6月9日・2015年5月27日・2020年5月26日及び2022年5月27日一部改正施行する。

2022年5月27日の通常総代会で改正を議決する予定の北海道大学生生活協同組合の役員選挙規約は以下のとおりです。

役員選挙規約（改正案）

（目的）

第1条 この規約は、消費生活協同組合法（以下、「生協法」という。）及び定款に基づき、北海道大学生生活協同組合（以下、「組合」という。）の選挙と補充について定める。

（選挙区と定数）

第2条 役員選挙区及び選挙区ごとの定数は、定款第18条の定める範囲内において理事会で定める。

（不適格者）

第3条 生協法の規定により役員となることができない者のほか、破産手続開始の決定を受け、復権していない者は役員としての被選挙権を有しない。

（役員選挙管理委員会）

第4条 理事長は、役員選挙を管理運営するために、理事会の承認を得て、組合員（役員である者を含む、以下同じ。）の中から3人以上5人以内の役員選挙管理委員（以下、この条において「委員」という。）を任命する。

2 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

3 委員は、役員選挙管理委員会（以下、この条において「委員会」という。）を構成し、委員会は委員の中から役員選挙管理委員長1人を互選する。

4 委員会は委員の半数以上の出席により成立し、委員会の議事は出席した委員の3分の2以上の多数で決する。

5 委員会は、この規約の定めるところにより役員選挙を管理運営し、その経過及び結果等を理事会及び総代会に報告するほか、必要な公告を行う。

（被選挙権）

第5条 役員選挙の被選挙権を持ち立候補できる者は、第7条による公告がされた日に組合員である者とする。ただし、生協職員として採用されたことにより組合員資格を持って組合員となっている者は、理事会の推薦を得た場合を除き、立候補者となることができない。

2 役員選挙管理委員は、候補者となることができない。ただし、役員選挙管理委員を辞任したときはこの限りでない。

（選挙の手順）

第6条 任期満了に伴う役員選挙は、その選挙を行う通常総代会の会日の28日前までに選挙実施

の公告を行い、総代会において選挙し、総代会において当選を確認するものとし、具体的な日程については役員選挙管理委員会が定める。

（選挙実施の公告）

第7条 選挙実施の公告には次の事項を記載する。

- (1) 役員選挙区及び選挙区ごとの定数
- (2) 候補者の受付期間と手続き方法
- (3) その他必要な事項

2 前項第2号の受付期間の最終日は、前項の公告の日から7日（ただし、土・日・祝日は含まない。）以上経過した日であることを要する。

（立候補の届け出）

第8条 理事又は監事に立候補しようとする組合員は、公告された受付期間中に、役員選挙管理委員会が作成した用紙（以下、「所定の用紙」という。）に必要事項を記入し、役員選挙管理委員長に届け出なければならない。

（重複立候補の禁止）

第9条 組合員は、理事と監事に同時に立候補し、又は異なる選挙区で同時に立候補することができない。

（理事会による推薦）

第10条 理事会は、組合員または組合員以外の者のうちから、役員候補者を、本人の同意を得て、第2条により定めた定数の範囲内で推薦することができる。ただし、理事については、定款に定める理事の定数の下限の3分の1を超えて組合員以外の者を推薦することはできない。

2 理事会は、第8条により立候補した組合員を、その組合員の同意を得て推薦することができる。

3 前二項の推薦は、理事会の議決により決する。ただし、理事会が監事候補者の推薦をするときは、監事の意見を聞いて行うよう努めるものとする。

4 第1項の推薦を得て候補となる者は、公告された受付期間中に所定の用紙に必要事項を記入し、推薦受諾の旨を役員選挙管理委員長に届けるものとする。ただし、その届け出が遅れることにつき正当な理由があるときは、役員選挙管理委員長の承認を得て、受付期間終了後速やかに届け出ることができる。

（選挙運動）

第11条 選挙運動は、役員選挙管理委員会の指示に従って行うことを要する。

2 選挙運動を行うにあたり、前項による役員選挙管理委員会の指示との関係について疑義があるときは、役員選挙管理委員会の裁定に従わなければならない。

(選挙)

第12条 選挙は、総代会において行う。

2 総代会に出席した総代(第14条の書面投票により参加する総代及び委任により参加する総代を含む、以下同じ。)は、すべての選挙区の選挙に投票するものとし、投票は総代1人につき1票とする。

3 投票は、選挙区ごとに、無記名連記制により行う。

4 前2項の定めにかかわらず、その選挙区の候補者が定数内であるときは、投票を省略する。

(当選者の決定)

第13条 候補者が定数を上回る選挙区については、当選の決定は有効投票の多数の順による。ただし、当選最下位者の得票数が同数の時は、抽選により当選者を決定する。

2 前条第4項の場合は、その選挙区の候補者全員を当選者とする。

(書面投票)

第14条 定款第63条に定める書面による選挙権の行使は、選挙しようとする役員の氏名を明示した書面(ただし、役員選挙管理委員会が作成した投票用紙であることを要する。)を封筒に封入し、封筒に署名又は記名押印して、総代会の開会までに役員選挙管理委員長に提出して行う。

2 前項の定めにかかわらず、総代会の途中で退席する総代(総代から委任を受けた者を含む。)は、退席後に行使すべき選挙権について書面をもって行うことができる。

(無効投票)

第15条 次の投票は、無効とする。

(1) 役員選挙管理委員会が作成した投票用紙を用いないもの

(2) 定められた投票方法に違反したもの

(立候補又は推薦受諾の取消し)

第16条 候補者となった者は、当選者が確定するまでの間、役員選挙管理委員長に通知することにより、いつでも立候補又は推薦受諾を取消することができる。

2 前項の取消しがされた場合、すでに行われた書面投票の準備・投票等は、その者に関する部分のみ行われなかったものとみなす。

(総代会への報告と公告)

第17条 役員選挙管理委員長は、役員選挙の結果を総代会に報告し、公告する。

(就任辞退)

第18条 当選した役員が就任を辞退したとき、又は役員の資格喪失等により役員に就任しなかったときは、役員選挙管理委員会の決定により次点者を当選者とし、この旨を役員選挙管理委員長が公告する。

(就任)

第19条 通常総代会で当選した者は、その通常総代会が終了したときに役員に就任する。

(総代が役員に就任した場合の措置)

第20条 総代が役員に就任したときは、その就任のときに総代を退任するものとする。

(異議申し立て)

第21条 選挙に関する異議は、その総代会が終了するときまでの間に、役員選挙管理委員長に対して書面又は口頭で行う。

2 異議の裁定は役員選挙管理委員会において決し、総代会が終了するときまでに異議申立人に通知する。

3 裁定の結果が特定の候補者の当選を無効とすべきものであるときは、役員選挙管理委員会はその当選を無効とし、次点者を順次繰り上げて当選者とする。

(補充選挙)

第22条 補充選挙を行うときは、前各条を準用する。

(細目)

第23条 役員選挙に関する細目並びに法令、定款及びこの規約に定めがない事項の取り扱いは、役員選挙管理委員会が決する。

(改廃)

第24条 この規約の改廃は、総代会の議決による。

(施行期日)

1 この規約は、組合成立の日から施行する。

1 この規約は1966年11月28日より施行する。

1 1994年5月・2002年5月・2004年5月・2006年6月・2008年6月9日・2015年5月27日・2020年5月26日及び2022年5月27日一部改正施行する。

理事会規則

(総則)

第1条 この規則は消費生活協同組合法及び北海道大学生協同組合(以下「組合」という)の定款の規定にもとづき、理事会の運営に関する基本事項について定める。

(任務)

第2条 理事会は、この組合の業務執行を決し、理事の職務執行を監督する。

(構成及び出席)

第3条 理事会は、理事の全員をもって構成する。
2 監事は理事会に出席する義務を有し、意見を述べなければならない。ただし、議決及び選挙に加わることはできない。
3 理事会または理事長が必要と認めるときは、理事及び監事以外の者を出席させ、意見または説明を求めることができる。

(開催)

第4条 理事会は、理事会で確認する年間開催計画に基づき、3ヶ月に1回以上開催する。ただし、理事長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

(招集者)

第5条 理事会は理事長が招集する。ただし、理事長に事故あるときは、定款第28条に定めるところにより、理事長の職務を代行する者が招集する。(以下、理事長に事故あるときの措置についてはこれと同様とする。)
2 定款の定めるところにより、理事または監事が理事会の招集を請求したときは、理事長は、請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内を会日とする理事会を招集しなければならない。
3 理事長が前項の招集のための通知を発しないときは、その請求をした理事または監事は、理事会を招集することができる。

(招集手続き)

第6条 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。
2 前項による通知は、電子メール・ファックス等により行なうことができる。
3 理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、第1項の規定に関わらず、招集の手続きを省略することができる。

(議長)

第7条 理事会の議長は、理事会において、出席した理事のうちから、そのつど選任する。

(成立要件及び議決要件)

第8条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席で成立し、その過半数をもって議決を行う。
2 理事は書面または代理人により議決権または選挙権を行使することができない。
3 第1項の議決に特別の利害関係を有する理事は、理事会の議決に加わる権利を有しない。
4 第1項の議決には、議長も議決権を行使する。
5 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、理事の全員が書面等において同意を意思表示し、監事からも異議が出されなかったときには、全ての理事から提案に同意する旨の書面が到達した日をもって、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

(代表理事による議案の提出と議案の付議)

第9条 理事会への議案の提出は、代表理事が行う。
2 代表理事が議案を提出した場合、議長は議案の内容を説明させ、質疑・討論・採決を行う。(以上を「議案を付議する」と呼ぶ。)
3 代表理事が提出した議案の内容の説明・質問への回答は、代表理事または代表理事が指名した者が行う。

(代表理事以外の理事による議案の提出)

第10条 代表理事以外の理事は、次のいずれかの方法により議案を提出することができる。
(1) 理事会の会日の8日前までに議案を文書で1部理事長に提出する(生協会館3階理事会室への到着をもって議案が提出されたものとする。)
(2) 理事会当日に議案を30部文書で議長に提出するか、口頭で簡潔明瞭に議案の内容を述べる
2 前項の提出があった場合、議長は議案を提出した理事に簡潔に議案の目的とする事項を述べさせ、議案を付議することに賛同者がいるかどうか確認し、議案を提出した理事のほかに1名以上の理事が賛同した場合、付議することにつき採決を行う。出席理事の過半数の理事が付議することにつき賛成した場合、議長は議案を付議する。

(議案の質疑)

第11条 理事及び監事は、付議された議案に質問することができる。

(議案の討論)

第12条 理事及び監事は、付議された議案への意見・賛否を述べるることができる。

(議案の修正)

第13条 議案を提出した理事は、採決に至る前にいつでも議案の内容を修正し、あるいは撤回することができる。

2 理事は、議案への修正案を発議することができる。議案の修正案が発議された場合、議長はこの修正案を支持する理事がいるかどうか確認し、発議した理事のほかに2名の理事が支持した場合、議長はこの修正案を付議する。

(議案の採決)

第14条 採決は、修正案・原案の順に、かつ、修正案が複数ある場合にはその趣旨が最も原案と異なると議長が認めるものから順に行なう。

2 採決は、反対・賛成の順に挙手で行い、賛否の議決件数及び採決結果に異議をとどめた理事の氏名を確認する。ただし、討論の際に異議が出されなかった議案については、議長は全員一致で議決した旨宣言することができる。

3 前項の定めに関わらず、議長は任意に別の採決方法を選択することができる。

(動議)

第15条 理事は、いつでも次の動議を提案することができる。

(1) 議長を解任し新議長を選任する動議

(2) 報告・議案説明・質疑・討論を打ち

切り、必要な場合直ちに採決を行う動議

2 前項の動議が提案された場合、議長は直ちにこの動議を支持する理事がいるかどうか確認し、提案した理事のほかに2名の理事が支持した場合、議長はこの動議の採決を行う。

3 動議は、実出席理事の過半数の賛成で決する。

(代表理事・理事長・副理事長・専務理事・常務理事の選任・互選・解任)

第16条 代表理事・理事長・副理事長・専務理事・常務理事の選任・互選・解任については、理事長が議案として提出する。

2 理事長以外の理事が前項を議案にしようとするときは、第10条の定めによる。

3 前項の議案は、定款が定める理事長・副理事長・専務理事・常務理事の定数との整合性を確保する内容でなければならない。

(議決事項)

第17条 理事会の議決を経なければならない事項については、定款及び他の規約または規則により、「理事会の議決を要する」と定められた事項及び意思決定基準で定める。

(報告)

第18条 代表理事は、理事会において次の事項を報告しなければならない。

(1) 事業の執行状況に関する事項

(2) 理事会において決定した案件の執行状況に関する事項

(3) 理事会が特に報告を求めた事項

(4) その他特に必要と認められた事項

2 前項の報告を行なうにあたり、代表理事は他の

理事または他の者にこれを行なわせることができる。

3 理事及び監事は、自らが必要と考える事項を理事会に報告することができる。

4 前項の報告を行う場合は、第10条第1項の規定を準用する。

(役員を選出した総代会の直後に行う理事会)

第19条 役員を選出した総代会の直後に行う理事会については、第6条第3項に定める理事及び監事全員の同意があったものとして開催する。

2 第9条の定めに関わらず、前項の理事会への議案の提出は、総代会を招集した理事長が行うこととし、この理事長が次期の理事会が円滑に活動を開始する上で必要と認めるときは、総代会終了前に、理事・監事に就任する可能性がある者全員にあてて、前項の理事会に提案する議題をあらかじめ通知することができる。

(常務理事会)

第20条 理事会は、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事によって構成する常務理事会を設置する。

2 常務理事会は、日常の業務執行及び理事会で決定した事項の執行について、代表理事を補佐する。

3 代表理事が理事会に報告・提案する議案については、事前に常務理事会で協議することを原則とするが、緊急な場合はこの限りでない。

4 理事会が特に必要と認めるときは、理事会で議決すべき事項の決定を常務理事会に委任することができる。ただし、定款で理事会が議決する旨定めている事項は必ず理事会が議決しなければならない。

5 前項による決定を行なう場合には、その常務理事会に、理事長・副理事長・専務理事・常務理事の過半数が実出席し、出席者の過半数の賛成で決しなければならない。

6 常務理事会で第4項による議決をするときは、第7条～第9条・第11条～第15条の規定を準用する。

(理事会委員会)

第21条 理事会は、特定の案件に関する検討を付託したり、判断を委ねたりするために理事会委員会を設置することができる。

2 理事会委員会の委員長及び委員は理事会において選任する。ただし、理事会の議決により委員のみを選任し、委員長を委員による互選に委ねることができる。

3 理事会は理事以外の者を委員長または委員に選任することができる。

4 委員長は、付託された案件に関する検討または判断の結果について、理事会に報告しなければならない。

(水産支部委員会)

第22条 理事会は、函館キャンパスに設置する生協店舗の運営や組合員活動の推進等のために、水産支部委員会を設置し、理事会の議決事項の一部を水産

支部委員会の議決事項とすることができる。

2 水産支部委員会の設置・廃止は理事会が決し、設置する場合は生協職員の中から水産支部長を選任する。

3 水産支部委員会の構成は水産支部長が決する。

4 水産支部長は、活動の状況、議決の結果等について、理事会に報告しなければならない。

(組織委員)

第23条 定款第43条に基づき、この組合に組織委員若干名を置く。

2 組織委員は理事を補佐し、業務に従事する。

3 組織委員は、次のいずれかの区分で、理事会の議決にもとづき理事長が任免する。

(1) 学生委員会

(2) 院生委員会

(3) 教職員委員会

(4) 留学生委員会

4 理事会はそれぞれの委員会の委員長を任免することができる。

5 理事会は、必要に応じて委員長を補佐する者(副委員長・企画会議委員等と呼ぶ。)を任免することができる。

6 各組織委員は、総代会・理事会の政策の枠内で、委員長(委員長を置いていないときは代表理事)の指示に基づいて業務に従事する。各委員会の委員長は、各組織委員の創意と自発性を最大限生かして活動をすすめるよう留意しなければならない。

7 各組織委員の手当の額は理事会で定める。

8 各委員会の活動に要する費用の総額は理事会で定め、常務理事会が統制を図り、細部は各委員長が決する。

9 委員の任期は、理事長に任命されたときから任を解かれるときまでとする。

(理事会スタッフ)

第24条 理事会は、組合員の中から理事会スタッフ若干名を任免することができる。

2 理事会スタッフは、理事会に出席し、理事会の協議に加わる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

3 理事長が特に必要と認めるときは、理事会スタッフは常務理事会の協議にも加わる。

4 理事会スタッフには原則として手当を支給しない。ただし、組織委員でない者を理事会スタッフにするとき等で特に必要と認めるときは理事会の議決により手当を支給することができる。

(専決)

第25条 理事会の議決事項であっても、緊急の処理を要するため理事会を招集する猶予がないときは、理事長がこれを専決する。

2 理事長が前項により専決したときは、次の理事会にその内容を報告し、承認を受けなければならない。

3 理事会が前項の承認をしなかった場合、理事長が行なった専決処分は将来に向かってその効力を失

う。

(議事録)

第26条 専務理事は、理事会の議事について議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、出席した理事及び監事の全員の署名または記名押印を得なければならない。

(傍聴)

第27条 理事会は、必要と認めるときは傍聴を認めることができる。

(改廃)

第28条 この規則の改廃は、理事会において出席した理事の3分の2以上の多数の議決で決する。

附則

(施行期日) この規則は、2002年6月25日に制定し、2008年5月19日、2016年4月20日、2019年7月17日に一部改正施行する。

北海道大学生生活協同組合 殿

メッセージ

貴生活協同組合の総会・総代会のご盛会を心よりお祝い申し上げます。また、組合員・役職員のみならず、ま方の日頃のご努力に深く敬意を表しますとともに、当会ならびに大学生協運動の発展に多大なるご尽力をいただき、改めて感謝申し上げます。

第 61 回学生生活実態調査では、物価高の中で食費は増加する一方で交通費や教養娯楽費、学習関連支出を抑制している学生の生活が明らかとなりました。特に書籍費は 2016 年以降で初めて月額 1,000 円を下回り、学習関連支出の低下が続いています。給付型奨学金受給者が増加し、授業料の減額・免除を受けている学生の割合も上昇しており、修学にあたって支援を受けている学生は増加していますが、全体の受給額は薄く、必ずしも生活不安を払拭する支えとなっていない状況です。組合員一人ひとりの生活の課題や不安が広がる中で、大学生協のサービスや活動が組合員のよりよい生活に寄与することが今一度求められています。

2025 年 12 月に開催した当会の第 69 回通常総会では、2026 年度の全国の大学生協の活動テーマを「つながる元気、ときめきキャンパス。~組合員の参加と協同を広げ、大学生協の価値を高めよう~」と設定しました。単に生協に加入するだけでなく、組合員一人ひとりが知恵や経験を持ち寄り、協力し合うことで大学生協の事業活動や運動はより豊かで活発になります。大学生協への参加と協同を拡げ、大学生協の利用価値を高め、組合員のくらしの向上を目指していきましょう。

2026 年は東日本大震災の発災から 15 年・熊本地震の発災から 10 年と多くの方の記憶に鮮明に残る災害の節目の年でもあります。有事の際に動けるように大学生協組織はもとより、組合員一人ひとりの防災・減災意識を強めることが必要です。

また、国際社会における政治的・軍事的緊張が続き不安定な情勢が続いています。武力衝突により人々の命が奪われ、世界の食料・エネルギー情勢にも大きな影響があり、学生が安心して学ぶ環境にも深刻な影響を及ぼしています。2026 年は 4-5 月に第 11 回核不拡散条約(NPT)再検討会議が、11-12 月には第 1 回核兵器禁止条約再検討会議が予定されています。大学生協においても社会や地域の仲間と協同を強め、よりよい生活と平和を希求する運動を進めていきましょう。

貴生活協同組合の総会・総代会を機に組合員の参加が益々活発になること、そして貴生活協同組合の益々のご発展を、全国 156 万人の組合員とともに心から祈念し、メッセージとさせていただきます。

2026 年 4 月吉日
全国大学生生活協同組合連合会

祝 辞

貴生協（連合会）の通常総（代）会の開会にあたり、コープ共済連を代表してご挨拶申し上げます。貴生協（連合会）の総（代）会のご盛会を心よりお祝い申し上げますとともに、日頃よりＣＯ・ＯＰ共済事業の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、被爆・戦後80年であり、2回目の国際協同組合年（IYC2025）という生協にとって節目の年でした。国連は、持続可能な生産と消費、気候変動対策、働きがいのある人間らしい仕事の創出、全ての人に参加できる地域社会づくりなど、様々な分野で持続可能な開発目標（SDGs）に貢献している協同組合を評価し、更なる認知向上と振興を図るため国際協同組合年を定めました。分断と対立が拡大するなかで、協同組合への期待はますます高まっています。協同組合の持つ異なる立場の人々と連携し協力する力は、課題解決において不可欠です。安心して暮らせる社会や未来を築くために、より一層貢献していきたいと思えます。

2025年度のＣＯ・ＯＰ共済事業は、モデル生協の取り組みや共済の理念・価値の学びを会員生協で旺盛にすすめていただき、加入推進は回復基調となりました。2025年度末時点で新規加入の純増は10万人を超え、元受共済加入者は994万人、受託共済を含む加入者は1,000万人を超え、受入共済掛金の総額は2,272億円となりました。また2025年度 JCSI（日本版顧客満足度指数）第4回調査では、ＣＯ・ＯＰ共済が生命保険部門で第1位（通算9度目）の評価をいただきました。これらは、地域での活動を通じて共済の価値を広く届けてくださっている皆さまの努力の賜物です。改めて全国の会員生協（連合会）の役職員の皆様のご奮闘に心から感謝申し上げます。

さて、2026年2月より日本生協連と連携し「100か月ＣＯ・ＯＰ」の取り組みを開始しました。妊娠期から小学校入学までの子どもの成長にとって大切なこの時期を、社会全体で支えようという取り組みです。生協は子育ての応援団として、子どもの健やかな成長をサポートし、購買事業と共済事業の両面から『生協の価値』を発信して、生協ブランドの認知拡大と将来的な組合員加入・利用拡大につなげていきます。ＣＯ・ＯＰ共済では、まず「《たすけあい》J1000円コース お誕生日前申し込み」の展開により、この取り組みを進めています。

「お誕生日前申し込み」は妊娠中にお申し込みいただくことで、生まれた日から赤ちゃんの保障が始まる制度で、先輩ママ・パパの声から生まれた生協ならではの制度です。2024年9月のスタート以来、加入者はすでに4万人を超え、着実な広がりを見せています。これはＣＯ・ＯＰ共済が始まって以降、現在に至るまでの成長がなければ実現できなかった制度であり、ＣＯ・ＯＰ共済に関わる全ての皆さまの想いと努力の積み重ねが形となったものです。

コープ共済連で掲げる「2030年ビジョン」も折り返しの段階に入りました。引き続き、多くの方々の想いに寄り添い、「わたしたちの共済」と思える姿と共感を醸成していきたいと思えます。今後とも会員生協の皆様とともに課題を推進し、組合員のくらしを支え続けるべく努力してまいります。

世界に目を向けると、政治的・軍事的緊張が高まり、国際情勢はかつてないほど不安定な状態が続いています。一般市民、とりわけ子どもや女性を含む多くの罪のない人びとの命とくらしが脅かされています。こうした状況だからこそ、私たち生活協同組合は平和とよりよい社会の実現に向けて、さらに努力を続けていく必要があります。ＣＯ・ＯＰ共済事業においても、協同組合の理念である「助け合い」の心を一層広げていく所存です。

本通常総（代）会が実りあるものとなり、これからの一年が皆さまにとって充実した年となることをご祈念申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

2026年 4月 吉日

日本コープ共済生活協同組合連合会
代表理事 理事長 笹川 博子

祝辞

貴生活協同組合の通常総（代）会の開催にあたり、生協運動発展への日頃のご努力に深く敬意を表し、日本生活協同組合連合会を代表し連帯のご挨拶を申し上げます。

過去の教訓に学び、対話を重ね構築されてきた国際秩序は危機に瀕し、世界は新たな戦争に直面する事態となりました。中東地域での大規模な軍事衝突に端を発する混乱により、エネルギー供給を中心に国際経済の不確実性は一段と増しており、その影響は無視できない形で日本経済に及ぶことが予見されています。

消費者・組合員のくらしは、物価上昇に賃上げが追いつかず、とりわけ食料品をはじめ生活に欠かせない分野で負担感が強まっています。くらしを守る消費者組織として、生協では事業を通じたお役立ちを高めるとともに、フードバンクや子ども食堂への支援、奨学金制度を通じた若者支援など、多様な活動を全国各地で積み重ねてきました。先行き不透明かつ多重的に困難を抱える経営環境のもとでも、全国の生協が力を合わせ、事業と活動の両面から、組合員と地域のくらしへの貢献を続けていきたいと思います。

少子高齢化のもと人手不足はあらゆる業界で深刻化し、地域課題が顕在化しています。生協がこれまで進めてきた福祉・介護事業や子育て支援の社会的な重要性が一層高まっています。二〇二五年度には、地域共創に向けて一堂に会して学び合う機会や、絵本の読み聞かせを促進する取り組みなど、新たな実践が広がりました。このような様々な取り組みを通して、地域に根差した生協への参加の輪を広げていくことが重要です。くらしに寄り添う生協の総合力を発揮して、生まれる前から子育て期を切れ目なく支える「100か月CO・OP」に象徴される新たな挑戦も始まりました。二〇二五年の国際協同組合年の取り組みで培った学びと連携を活かし、地域や社会の課題解決に向けてさらに役割を果たしていきましょう。

食をめぐるのは、担い手減少や異常気象、資材価格の上昇などにより、生産現場の持続性が一層厳しさを増しています。米の需給逼迫と価格高騰という経緯を通じて、産直事業の意義と可能性について改めて認識するきっかけとなりました。引き続き、生産者と消費者の相互理解を深める「共創のプラットフォーム」として、組合員とともに食の安定的な生産と供給の実現をめざしていきましょう。

能登半島地震をはじめとして、全国の生協で被災地に寄り添った支援が行われています。地球温暖化を背景とした異常気象や地震などの大規模災害に常に備えることが必要です。事業継続と地域支援のための全国生協の連帯、地域の諸団体との日常的連携を強め、組合員とともに防災・減災の備えを進めましょう。あわせて、エネルギー課題に直面する今、「生協の二〇三〇環境・サステナビリティ政策」で掲げる温室効果ガス排出削減目標に向けた取り組みを着実に進めていきましょう。

私たちは創立宣言において「平和は全人類の悲願である」と掲げ、「平和とよりよい生活のために」長年にわたりさまざまな活動に取り組み、その想いを受け継いできました。被爆・戦後八十年を越えて、今こそ戦争も核兵器もない世界の実現に向けて市民社会の草の根の運動を進め、取り組みの輪を一段と広げてまいりましょう。

二〇二六年度は、「日本の生協の二〇三〇年ビジョン」第三期中期方針を六月の日本生協連通常総会で確認しスタートする年です。ビジョンで掲げた「つながる力で未来をつくる」を具現化し、協同の力をいっそう発揮していきましょう。

貴生活協同組合の通常総（代）会が盛り多いものとなり、これからの一年が皆さまにとって価値ある年となることを心より祈念申し上げます。

二〇二六年四月吉日

日本生活協同組合連合会

代表理事会長 新井ちとせ

たすけあい奨学制度（大学生協学業継続奨学制度）のご報告

2025年度は、全国134大学 399名の学生に4,747万円の奨学金を給付しました

大学生協では、扶養者を亡くした学生の学業継続をみんなで応援するたすけあい奨学制度（大学生協学業継続奨学制度）に取り組んでいます

■2025年度における状況■

*本ページ表記の年度は、たすけあい奨学制度運営者である大学生協奨学財団の事業年度(毎年10月～翌年9月末)です

	組合員の皆様等からの寄付(円)	賛助会費(円)	寄付・賛助会費合計金額(円)	給付人数(名)	給付金額(万円)
北海道大生協	50,218	100,000	150,218	4	48

本学では8名審査を行い、4名が奨学金の給付を受けました

※審査・給付の人数は、2025年度(2024年10月～2025年9月)の期間における集計値です

1992年度の勉学援助制度開始以降、本学では合計66名が給付を受けました

奨学金給付を受けた学生からのメッセージ

このような状況になり、先のことで不安なことがあまりにも多いので、こういったご支援をいただくと大変心強いです。皆様、本当にありがとうございます。

奨学金を贈ってください、ただ感謝のひとつに尽きます。このお金は学業継続と将来のために大切に使用させていただきます。

Web応募システムの運用を始めました

申請や審査中の書類の追加提出が早く簡単に行えるように、システムの改修を行いました。

これにより応募から給付金支払いまでの期間が短縮しております。また応募する学生の負担も軽減されているものと思われます。今後さらに学生が応募しやすいようにシステムの改良を重ねていく予定です。

寄付について、多くの生協からご協力いただいています

2025年度は、全国の個人・企業の方々も含め約2,665万円のご寄付を賜りました。

寄付に関しては、130生協にご協力いただき、特に卒業生への寄付呼びかけや募金箱による寄付呼びかけについて、大変ご尽力をいただいております。

賛助会員について

2025年度は新たに16生協が大学団体賛助会員Ⅱにご加入くださいました。

また59名の方々に新規で個人賛助会員にご加入いただきました。

個人賛助会員は1口500円から加入でき、年1回賛助会費をいただいております。

いつでも個人賛助会員の加入、寄付を受け付けています。

[個人賛助会員・寄付はこちら⇒](#)



たすけあい奨学制度（大学生協学業継続奨学制度）とは

◇たすけあい奨学制度とは、扶養者を亡くして経済的に困窮する学生へ奨学金12万円(返還不要)を贈り、学業継続を応援する制度です。

◇この奨学制度の財源は、寄付や賛助会費によって支えられています。

当生協は賛助会員に加入し、制度普及と財政安定のため寄付活動に取り組んでいます。

◇応募対象者は、本学に在籍中かつ1年以内に扶養者を亡くした学生全員です。

当生協組合員以外の学生も応募可能です。(留学生は組合員のみ)



[奨学財団HP](#) ↑

Web サイトで情報を発信しています。

【北大生協 Web サイト】



【生協営業時間・各店連絡先】



【北部食堂出食メニュー情報 (Comenu)】



このほか、公式 X、公式 LINE などでも情報発信しています。



北海道大学生生活協同組合

〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西7丁目

TEL 011-746-6218 FAX 011-746-2341

<https://www.hokkaido-univcoop.jp/hokudai/>

seikyou@coop.hokudai.ac.jp